

労働安全衛生法第 42 条から第 44 条の 2 の逐条解説

森山 誠也 労働基準監督官

一 逐条解説

1 第 42 条、第 43 条及び第 43 条の 2

1.1 条文

第五章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制

第一節 機械等に関する規制

(譲渡等の制限等)

第四十二条 特定機械等以外の機械等で、別表第二に掲げるものその他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

第四十三条 動力により駆動される機械等で、作動部分上の突起物又は動力伝導部分若しくは调速部分に厚生労働省令で定める防護のための措置が施されていないものは、譲渡し、貸与し、又は譲渡若しくは貸与の目的で展示してはならない。

第四十三条の二 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第四十二条の機械等を製造し、又は輸入した者が、当該機械等で、次の各号のいずれかに該当するものを譲渡し、又は貸与した場合には、その者に対し、当該機械等の回収又は改善を図ること、当該機械等を使用している者へ厚生労働省令で定める事項を通知することその他当該機械等が使用されることによる労働災害を防止するため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

一 次条第五項の規定に違反して、同条第四項の表示が付され、又はこれと紛らわしい表示が付された機械等

二 第四十四条の二第三項に規定する型式検定に合格した型式の機械等で、第四十二条の厚生労働大臣が定める規格又は安全装置（第四号において「規格等」という。）を具備していないもの

三 第四十四条の二第六項の規定に違反して、同条第五項の表示が付され、又はこれと紛らわしい表示が付された機械等

四 第四十四条の二第一項の機械等以外の機械等で、規格等を具備していないもの

第 5 章第 1 節には第 37 条から第 54 条の 6 ままでが含まれる。

見出しは第 42 条から第 43 条の 2 までの共通見出しである。

第 43 条の 2 中「次条」とは、第 44 条を指す。

1.2 内容及び趣旨

第 42 条は、何人も、特定機械等以外の機械等で、本法又は政令で定めるものについては、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならないことを定めたものである。

第 43 条は、動力により駆動される機械等で、作動部分上の突起物又は動力伝導部分若しくは调速部分に厚生労働省令で定める防護のための措置が施されていないものは、譲渡し、貸与し、又は譲渡若しくは貸与の目的で展示してはならないことを定めたもので、機械の防護に関する条約（ILO 第 119 号条約、本稿において「本条約」という。1.6 節でとりあげる。）第 2 部の国内担保法である。

第 43 条の 2 は、第 42 条の規定による譲渡等の制限の対象機械等であるもので規格を具備していない等の問題がある場合には国が製造者又は輸入者に対して回収、改善等を命令することができることを定めたものであり、昭和 63 年に追加された条文である。

第 42 条及び第 43 条の規定を含む、本法施行時における本法第 5 章第 1 節の趣旨は、施行通達^{1,2}で次のように簡潔に説明されている（第 37 条などの説明を含むことに注意）。

発基第九一号

昭和四七年九月一八日

都道府県労働基準局長 殿

労働事務次官

労働安全衛生法の施行について

記

第二 この法律の基本的事項

二 この法律の適用範囲

また、機械等または有害物に対する流通規制については、労働基準法の適用範囲より拡大され、政令で定める一定の機械等または有害物の製造等を行なう者は、何人も、この法律による規制を受けることとなつた。

第三 概要

五 機械等および有害物に関する規制（第五章関係）

(一) 機械等に関する規制

機械等の使用段階における安全を確保するためには、製造、流通段階において一定の基準によらしめることが重要であることにかんがみ、この法律では、製造、流通過

¹ 昭和 47 年 9 月 18 日付け発基第 91 号「労働安全衛生法の施行について」（https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb2042&dataType=1）

² 昭和 47 年 9 月 18 日付け基発第 602 号「労働安全衛生法および同法施行令の施行について」（https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb2043&dataType=1）

程における規制を一段と強化したものであること。

すなわち、機械等に関する規制については、

- イ 特に危険な作業を必要とする機械等の製造の許可、検査についての規制
- ロ 危険な作業を必要とする機械等の譲渡等の規制
- ハ 機械の危険部分の防護に関する規制
- ニ 機械等の検定
- ホ 機械等の定期自主検査に関する規制

について定められた。

このうち、特に危険な作業を必要とする機械等について、従来、労働基準法第四十六条第二項において規定されていた設置認可および変更認可の制度は、設置届および変更届にそれぞれ改められることとなつた。

製造認可は、製造許可と文言を改めたが、その実質的性格に変更はなく、検査制度も従前のおりであること。

機械等の検定は、従来の性能認定、検定および耐圧証明の制度を統合して一本化したものであること。

また、ILO 一一九号条約の趣旨に則り、作動部分上の突起物その他の危険部分が防護されていない機械の譲渡、貸与および譲渡、貸与のための展示が一切禁止されることとなつたものであること。

基発第六〇二号

昭和四七年九月一八日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

労働安全衛生法および同法施行令の施行について

記

I 法律関係

10 機械等に関する規制

(1) 第三八条関係

- イ 第一項の「特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者」とは、所定の手続により使用を廃止した特定機械等を再び設置しようとする者のほかに、第四一条の性能検査を受けないで六月以上の期間を経過した特定機械等（移動式のものを除く。）または当該性能検査を受けなかつた移動式の特定機械等を再び使用しようとする者をいうものであること。

なお、本条第一項は、使用を廃止した特定機械等について、これを譲渡し、または貸与しようとする者が譲渡または貸与に先立つて検査を受けることを妨げるものではないこと。

- ロ 本条第二項の「特定機械等（移動式のものを除く。）を設置した者」には、法第

四一条の性能検査を受けないで、六月未満の期間を経過した移動式以外の特定機械等を再び使用しようとする者が含まれるものであること。

(2) 第四〇条関係

本条の「検査証」とは、有効期間内の検査証をいうものであること。

(3) 第四三条関係

イ 本条の「作動部分上の突起物」とは、セットスクリュー、ボルト、キーのごとく作動部分に取り付けられた止め具等をいうものであること。

ロ 本条の「譲渡若しくは貸与の目的での展示」には、店頭における陳列のほか、機械展における展示等も含まれるものであること。

(4) 第四四条関係

従来、性能認定および耐圧証明の対象とされていた機械等のうち、性能認定対象機械等にあつては法施行前に譲渡または設置されたもの、耐圧証明対象機械にあつては法施行前に当該耐圧証明を受けたものについては、第二項から第四項までの規定は、適用されないものであること。

また、令第一三条第三号の防爆構造電気機械器具のうち、昭和四六年四月一日前に製造または輸入され、防爆構造電気機械器具検定規則（昭和四四年労働省令第二号）による検定に合格する前に譲渡または設置されたものについても同様とすること。

なお、令附則第六条ならびに機械等検定規則（昭和四七年労働省令第四五号）附則第三条および第四条の規定による経過措置に係る機械等で、法第四四条の検定に合格する前、当該経過措置期間中に、譲渡または設置されたものについても同様とすること。

第 43 条の 2 の趣旨は、施行通達^{3,4}により次のとおり説明されている。

発基第八四号

昭和六三年九月一六日

都道府県労働基準局長 殿

労働事務次官

労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行について

労働安全衛生法の一部を改正する法律は、昭和六三年五月一七日、法律第三七号として公布され、同年一〇月一日（安全衛生推進者等に係る部分及び建設工事等の計画作成時における有資格者の参画に係る部分は、昭和六四年四月一日）から施行されることとなつた。

については、左記の事項について十分留意の上、その運用に万全を期されるよう、命によ

³ 昭和 63 年 9 月 16 日付け発基第 84 号「労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行について」（https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb2049&dataType=1）

⁴ 昭和 63 年 9 月 16 日付け基発第 601 号の 1「労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行について」（https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb2050&dataType=1）

り通達する。

記

第一 労働安全衛生法の改正の経緯及び趣旨

最近における労働災害の発生状況をみると、逐年減少を示してきているものの、その一方で、死傷者数は年間八〇万人にものぼり、死亡者数も年間約二、三〇〇人と依然として高い水準にある。しかも、最近は、労働災害の減少傾向に鈍化がみられ、重大災害も多発している。また、労働災害の多くは中小規模事業場で発生しており、中小規模事業場の労働災害発生率は依然として高い水準で推移している。さらに、建設業における労働災害発生率が高いほか、機械設備に起因する労働災害も多く、職業性疾病も跡を絶たない状況にある。

他方、高齢化の進展に伴う高年齢労働者の労働災害の多発、技術革新及びサービス経済化の進展に伴う労働環境、作業態様等の急速な変化がもたらすストレスによる労働者の心身両面での健康問題等新たな問題が生じている。

このような情勢にかんがみ、労働省としては、昭和六三年一月に行われた中央労働基準審議会の「労働安全衛生法令の整備について」の建議を踏まえ、中小規模事業場等の安全管理体制の整備、労働者の健康の保持増進のための措置の充実等を図ることとし、同審議会に「労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱」を諮問し、その答申を受け国会の審議を経て、今回の改正となつたものである。

記

第二 労働安全衛生法の改正の主な内容

二 機械等及び化学物質に関する規制の充実

(一) 機械等に係る命令制度 (第四三条の二関係)

一定の危険を有する機械等については、これによる危険を防止するため、労働大臣の定める規格又は安全装置を具備させる等により、製造、譲渡等に制限を加えているところである。しかしながら、実際には規格等を具備しない機械等が流通、使用され、これによる労働災害が少なからず生じている。

このような状況にかんがみ、現行法規制の徹底を図ることに加えて、使用する者が規格等を具備していないことを確認することができないような機械等について、労働大臣又は都道府県労働基準局長は、当該機械等を製造し、又は輸入した者に対し、当該機械等の回収又は改善を図ることその他当該機械等が使用されることによる労働災害を防止するため必要な措置を講ずることを命ずることができることとしたこと。

基発第六〇一号の一

昭和六三年九月一六日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行について

労働安全衛生法の一部を改正する法律（昭和六三年法律第三七号）の施行については、昭和六三年九月一六日付け労働省発基第八四号により労働事務次官から通達されたところであるが、その細部の取扱いについて左記のとおり定めたので、これが円滑な実施を図るよう配慮されたい。

記

四 機械等に係る命令制度（第四三条の二関係）

「その他当該機械等が使用されることによる労働災害を防止するため必要な措置」には、当該機械等が本条各号のいずれかに該当する旨の広報を行うこと等があること。

1.3 罰則

第 42 条及び第 43 条の規定に違反した者並びに第 43 条の 2 の規定による命令に違反した者は、第 119 条の規定により、6 箇月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる。

また、これらの違反の罪については、第 122 条の両罰規定が適用される。

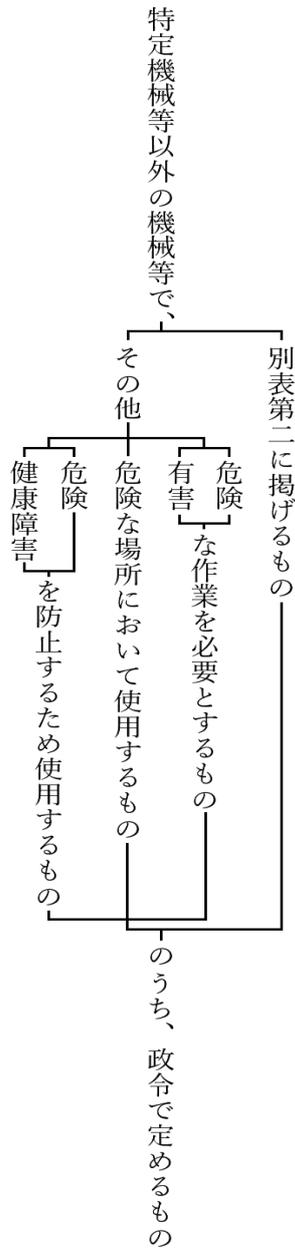
刑事訴訟法第 250 条の規定によりこれらの罪の公訴時効は 3 年であるが、第 42 条の機械等が同条に違反していたことが譲渡後 3 年経って初めて、事故等により明らかとなる場合も少なくなく、刑罰法規としてはいささか有効性に欠ける面もある。ちなみに、第 43 条の 2 の命令権限は譲渡してから何年経っていても行使できるが、命令をしようとした時に製造又は輸入した企業が廃業している場合もあるだろう。

1.4 条文解釈

条文解釈にあたり、分かりやすさのため、第 42 条の前半部を図 1 にチャート図で示した。

なお、「のうち、政令で定めるもの」が安衛令第 13 条の規定振りからして、図 1 のように「その他…」の部分のみに係ると解される。

図 1 労働安全衛生法第 42 条が対象とする機械等に係るチャート図



1.4.1 共通語句

1.4.1.1 「機械」

本法及びこれに基づく命令では、「機械」の定義が与えられていない。

しばしば問題となるのは「機械」に人力機械（自転車など）が含まれるかどうかであるが、「機械」の語に一般に人力機械が含まれること、本法で人力機械を除外していないこと等からして、本法の「機械」には人力機械が含まれると解される。このため、第 43 条でも敢えて「動力により駆動される機械等」と表現していると考えられる。

労働省安全衛生部編『実務に役立つ労働安全衛生規則の逐条詳解』（全 7 巻，中央労働

災害防止協会, 1993 年)でも、安衛則第 25 条の逐条解説⁵には人力機械に関する記述はないが、機械の一般基準を定める安衛則第 2 編第 1 章第 1 節の解説⁶において「本節では、機械による危険を防止するための一般基準を定めたものである。ここでいう機械は、あらゆる機械を指しており、主として動力機械を対象としているが、人力等の機械を対象外としているわけではない。」と解説されている⁷。

ただし、安衛則中の「機械」の意義については、労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成 24 年 1 月 27 日厚生労働省令第 9 号, 同年 4 月 1 日施行)により追加された安衛則第 24 条の 13(機械に関する危険性等の通知)において「労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害をその使用により生ずるおそれのある機械(以下単に「機械」という。)」とされ、要するに「機械」の語の意味が危険性又は有害性を有するものに限定された。この略称規定により、安衛則における同条以降のすべての「機械」が「労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害をその使用により生ずるおそれのある機械」の略称となったと

⁵ 労働省安全衛生部編『実務に役立つ労働安全衛生規則の逐条詳解 第 1 巻 通則編』(中央労働災害防止協会, 1993 年) 130-132 頁

⁶ 労働省安全衛生部編『実務に役立つ労働安全衛生規則の逐条詳解 第 2 巻 安全基準編①』(中央労働災害防止協会, 1993 年) 3 頁

⁷ ただし、平成 25 年 9 月 3 日第 2 回「労働安全衛生法における機械等の回収・改善命令制度のあり方等に関する検討会」議事録(<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000025592.html>)において、事務局(厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課)から「安衛則における『機械』の定義については、『機械包括安全指針』における機械の定義によることとしている。」との説明が行われている。同指針(<https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-48/hor1-48-36-1-0.htm>)第 1 の(3)の 1 では、「機械」を「連結された構成品又は部品の組合せで、そのうちの少なくとも一つは機械的な作動機構、制御部及び動力部を備えて動くものであって、特に材料の加工、処理、移動、梱包等の特定の用途に合うように統合されたもの」と定義し、「動力部」は同指針の解説通達(<https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-48/hor1-48-37-1-0.htm>)で「「動力部」に用いられる動力源としては、電力、内燃機関、油圧、空気圧等があり、人力のみによって動かされるものは「機械」には該当しないこと。」としており、文末脚註 6 の見解と矛盾している。これは、この検討会の前年、労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成 24 年 1 月 17 日厚生労働省令第 9 号, 平成 24 年 4 月 1 日施行)により、機械に関する危険性等の通知を機械譲渡者等の努力義務とするとともに、その通知を促進するために厚生労働大臣は必要な指針を公表できることとする規定(安衛則第 24 条の 13)が追加されたのに伴い、機械の定義が再整理され、「機械」の行政解釈が変更されたと考えることもできるが、筆者の調査では明確な情報は見当たらない。しかしながら、「機械」という語には本来辞書的意味として人力のものが含まれ、労働安全衛生法においてこれを明示的に除外していない以上、「機械」には人力機械が含まれると解すほかない。

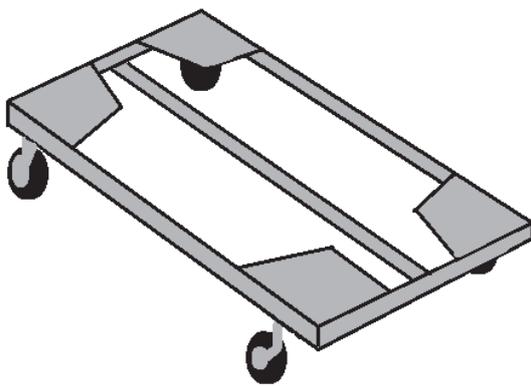
解される⁸。

1.4.1.2 「機械等」

「機械等」は、第 20 条第 1 号及び安衛則第 24 条の 3 で「機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）」と定義されている。ここには当然、人力のものも含まれるだろう。

危険源となるような「器具」に該当するようなものとしては、ハンマー、包丁、ロールボックスパレット、ドーリー等々枚挙に暇がない。

図 2 ドーリーの例



ドーリーとは、荷台本体の下に車輪を取り付けた、手押し部分が無い台車をいうことが多い。産業現場で広く使われている。

なお、本法では、危険源のみならず、安全装置や保護具も「機械等」に含めていることに注意が必要である。したがって、第 42 条の規制の対象となるもので例を挙げれば、プレス機械の光線式安全装置等は機械、防じんマスク、防毒マスク、絶縁用防護具、保護帽等は器具といえるだろう。もちろん、これらの機械等そのものもまた危険源となるから（例えば、防毒マスクが着用による皮膚障害を引き起こす等）、これらも「機械等」に含めてまとめる規制することは合理性だろう。

ところで、1.4.1.1 節で触れたように安衛則第 24 条の 13 において、同条以降の「機械」を危険源としての機械に限定してしまっている。したがってプレス機械の安全装置であってもそれ自体に危険性がなければ安衛則第 24 条の 13 以降の「機械」には含まれない。しかし、安衛則第 27 条では「機械等」の語を、危険源としての機械というだけでなく、他の危険源としての機械に取り付けるべき安全装置の機能に着目して使用している。もちろん、

⁸ 場合によっては、この略称規定が危険性等の通知に関する規定にしか適用されないという解釈もありうるかもしれないが、一般に、「以下「……」という。」という規定は、それ以降（本則だけでなく附則及び別表も含む）すべてに及ぶとされる（田島信威『最新 法令用語の基礎知識【三訂版】』（ぎょうせい、2005 年）138 頁）。

「機械等」と「機械」は別の語で、安衛則第 24 号の 3 における「機械等」の定義中の「機械」は安衛則第 24 条の 13 よりも前にあるから問題は無いが、本法全体で「機械等」を危険源に限ってはいないので、安衛則第 24 条の 13 以降のすべての「機械」の意義を危険源に限定するのは、いささか統一感に欠けるのではないかと疑問が生じる。

機械等として具体的にどのようなものがあるかということについては、厚生労働省の労働災害統計に係る起因物分類コード表^{9,10}なども参考となる。

1.4.1.3 「譲渡」「貸与」

「譲渡」「貸与」は、有償か無償かを問わない¹¹。なお、第 33 条(機械等貸与者)でも「貸与」という語が使用されているが、同条では安衛則第 665 条で「相当の対価を得て業として他の事業者に貸与する者」に限定されている点が本条と異なる。

有害物ないし化学物質の規制では、第 55 条で製造等禁止物質の「提供」も禁止し、第 57 条及び第 57 条の 2 では対象化学物質の「提供」時の表示ないし通知を義務付けており、機械等規制と対照的である。

1.4.1.4 「設置」

機械等の設置とは、定置式のものを作業場等に据え付けたり、移動式のものを備え付けたりすることをいうと思われる。

第 42 条の前身である労働基準法旧第 46 条に関する法務省の見解¹²によれば、「設置なる文言は、同条にいう譲渡、貸与、製造、変更、同法第四十七条にいう使用、第四十二条にいう必要な措置を講ずる行為の文言と対比し、かつ機械、器具のそなえつけ後の現状変更、使用方法等については右の如くそれぞれ別に処罪法規の存するところにより考察し、機械、器具を事務所に物理的にそなえつける行為を指すものと解すべく、右そなえつけ行為によって第四十六条違反は既遂に達し、それ以後は設置違反に関する限り犯罪成立後の

⁹ 厚生労働省－職場のあんぜんサイト－安全衛生キーワード「起因物」(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo13_1.html, 2022 年 10 月 28 日閲覧)

¹⁰ 独立行政法人労働者健康安全機構－労働安全衛生総合研究所－「労働災害データベース CSV データの公開について」(https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/houkoku/houkouku_2022_01.html, 2022 年 11 月 20 日閲覧) から、起因物分類コード表、事故の型分類コード表等がダウンロードできる (<https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/houkoku/ROUSAIDB/code.xlsx>)。

¹¹ 労働安全衛生法第 43 条の「譲渡」「貸与」については、労働省安全衛生部編『実務に役立つ労働安全衛生規則の逐条詳解 第 1 巻 通則編』(中央労働災害防止協会, 1993 年) 13 1 頁で、有償と無償とを問わないとされている。

¹² 労働省労働基準局編『労働法コンメンタール 3 改訂新版 労働基準法 下』(労務行政研究所, 1969 年) 651 頁に、昭和 31 年 8 月 2 日法務省刑事第 17646 号として引用されている。

違法状態が継続するに過ぎず、刑法講学上いわゆる状態犯に属するものであって、公訴時効は、機械器具のそなえつけと同時に進行を開始するものである」とのことであるが、この議論の射程には第 42 条の「設置」も含まれるだろう。

状態犯とは、一時の行為によって犯罪が既遂となり、公訴時効もそれを起点として進行するが、その行為によって、それ以後も法益侵害状態が継続するような犯罪をいう¹³。上記の法務省の見解によれば、第 42 条の設置罪は、設置した後そのままにいつづけていること自体は処罰の対象としていないため、状態犯と解される訳である。

状態犯と異なる概念として、継続犯がある。継続犯とは、構成要件的结果の発生とともに、法益侵害も発生し、犯罪は既遂となるが、その後も犯罪行為を継続している間ずっと、法益侵害の状態も継続して、犯罪の継続が認められるものをいう¹⁴。例えば、所有、所持等の罪は継続犯だろう。

事業者が第 42 条の規格等に違反する機械等を使用すると、当該事業者について別途第 20 条違反（安衛則第 27 条など）すなわち使用罪が成立するが、これが継続犯になる場合もあると思われる。しかし、設置後 3 年（公訴時効）を超えて、使用できる状態のまま放置している場合は設置罪にも使用罪にも問えないが、危険は継続することから、使用できる状態のまま所持することを禁ずる規定が必要ではないだろうか。

事業者が第 42 条の規格又は安全装置を具備しない機械等を設置し、かつ使用した場合に設置罪と使用罪との関係が問題となる。これについて、金谷暁判事¹⁵は「設置は使用の予備的行為であって、設置後使用に至れば、設置の罪は使用の罪に吸収されると解してよいかどうかである。しかし、法四二条は、事業者に限らず、一定の規格等を具備しない機械等を設置等することは、それ自体労働災害を惹起する危険のある行為であり、単なる使用の予備的行為としてではなく、独自の当罰性を有する行為であるとして、何人に対しても右行為を禁じたもので、事業者の機械等の使用に際しての規制である法二〇条一号、労安則二七条とは観点を異にして」いるとし、このような場合にも両罪が成立し、両者は併合罪の関係に立つと解されるとしている。

「設置」の意義については、特に第 88 条や労働基準法第 96 条の 2 の規定による計画の届出中にある「設置」（この場合の名宛人は事業者又は使用者であるが）に関し、工場、店舗等に既に設置されている設備（例えばエレベーター、第一種圧力容器、動力プレス、局所排気装置等）を新しく移転してきた事業者が使用する場合にこれが「設置」に該当す

¹³ 「状態犯」の一般的な意味について、裁判所職員総合研修所『刑法総論講義案（三訂補訂版）』（司法協会，2014 年）52 頁

¹⁴ 裁判所職員総合研修所『刑法総論講義案（三訂補訂版）』（司法協会，2014 年）53 頁

¹⁵ 金谷暁「〈研修講座〉労働安全衛生法(7・完)」(法務総合研究所『研修』No.414, 1982 年 12 月) 97-98 頁。なおこの文献が書かれた当時の労働安全衛生法第 44 条第 5 項は現在の同条第 6 項、第 44 条の 2 第 6 項は現在の同条第 7 項に相当することに注意されたい。

るか否かが問題になる。「設置」が物理的概念なのか、経営上の概念なのかということであるが、これは条項の趣旨によって適用の有無を検討するほかないのではないかと思われる¹⁶。

1.4.2 第 42 条関係

1.4.2.1 「特定機械等」

「特定機械等」とは、第 37 条で「特に危険な作業を必要とする機械等として別表第一に掲げるもので、政令で定めるもの（以下「特定機械等」という。）」と定義され、安衛令第 12 条で定められている機械等をいう。

特定機械等については、型式や製造設備等に係る製造許可、製造段階から使用段階等に至るまでの国又は登録機関による検査（表 1）、検査証の交付及び廃止時の返還、有効な検査証のないものの使用の禁止、有効な検査証とともにしない譲渡及び貸与の禁止など、綿密な規制がなされており、すべての特定機械等の情報が国に登録され、管理されている。

表 1 特定機械等の検査

特定機械等の種類		検査の種類							
略称等	名称	構造	溶接	製造	使用	落成	性能	変更	使用再開
ボイラー	ボイラー（移動式ボイラーを除く。）	○	○		○	○	○	○	○
	移動式ボイラー	○	○		○		○	○	○
第一種圧力容器		○	○		○	○	○	○	○
クレーン等	クレーン（移動式クレーンを除く。）					○	○	○	○
	移動式クレーン			○	○		○	○	○

¹⁶ 労働省労働基準局編『労働法コンメンタール 3 改訂新版 労働基準法 下』（労務行政研究所，1969 年）731 頁では、労働基準法旧第 55 条〔計画の届出〕について「届出を要する「設置」、「移転」又は「変更」の意義について問題となるのは、ここでいう「設置」等は物理的概念なのか、それとも経営上の概念なのかということである。具体的に問題となるのは、既存の建物を補修することなく、そこに事業場を移す場合において、既存の建設物に入っていた者と同じ事業を行うとき、本条にいう届出を要するかどうかということであるが、本条の趣旨及び本条に基づく行政措置として工事差止めないし計画の変更を規定していることよりみて、かかる場合は本条による届出は要しないものと解すべきではなかろうか。」としている。これに加えて、より細かく検討しているものとして、厚生労働省労働基準局編『労働法コンメンタール 3 令和 3 年版 労働基準法 下』（労務行政，2022 年）1071-1072 頁では、労働基準法第 96 条の 2 について、「既に事業の附属寄宿舍として設置届がなされていたものを、事業の継承に伴い、労働関係の実態に変更なく引き続き寄宿舍として使用する場合には、設置に係る計画の届出は要しない（昭二三・三・一 基取第八四三号参照）が、一般に、既存の建物を新たに寄宿舍として使用する場合には、既存の所有者及びその補修の有無の如何にかかわらず、設置に係る計画の届出を要する。」としている。

デリック					○	○	○	○
エレベーター					○	○	○	○
建設用リフト					○		○	
ゴンドラ			○	○		○	○	○
原則として構造検査及び溶接検査は登録製造時等検査機関、製造検査及び使用検査は都道府県労働局長、落成検査、変更検査及び使用再開検査は労働基準監督署長、性能検査は登録性能検査機関が実施する。								

1.4.2.2 「別表第二に掲げるもの」

別表第 2 で定められているのは、次に引用する 16 の機械等である。これらは、第 42 条の規制の対象となるとともに、安衛令第 14 条又は同令第 14 条の 2 の規定により、その殆どすべてが個別検定又は型式検定の対象となっている（例外として、木材加工用丸のこ盤の安全装置については、歯の接触予防装置のうち可動式のもののみ、動力により駆動されるプレス機械についてはスライドによる危険を防止するための機構を有するもののみが検定の対象となっている。）。また、第 31 条の規定により特定事業の仕事を自ら行う注文者が請負人の労働者に使用させるときに構造規格等に適合させるようにしなければならない建設物等や、第 88 条第 1 項の規定により事業者が労働基準監督署長に対して行う機械等設置・移転・変更届の対象となっているものもある（表 7 参照）。

別表第 2 の規定の一部は安衛令第 13 条に委任されている。また、同条では、別表第 2 各号の機械等のうち本邦の地域内で使用されないことが明らかな機械等に対する適用除外のほか、小型ボイラーについては船舶安全法及び電気事業法、防爆電気機械器具については船舶安全法との調整が行われ、マスク、絶縁用保護具等の保護具については第 42 条の規制を受けるものの用途が限定されている。

また、防毒マスクの用途の範囲に関する規定の一部は安衛則第 26 条に委任されている。

1.4.2.3 「その他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、政令で定めるもの」

現在、安衛令第 13 条第 3 項では 34 の機械等が指定されている。

「危険若しくは有害な作業を必要とするもの」には手押しかな盤、エックス線装置、チェーンソー等が含まれるだろう。なお、特定機械等は第 37 条第 1 項で「特に危険な作業を必要とする機械等」と表現されている。

「危険な場所において使用するもの」は、法別表第 2 の防爆電気機械器具のように、危険な場所で使用するため安全性能に厳しい要件を必要とするものをいう。

「危険若しくは健康障害を防止するため使用するもの」には手押しかな盤の刃の接触予防装置、墜落制止用器具等が含まれるだろう。

これらの機械等は個別検定又は型式検定の対象とされていないが、第 31 条の規定により特定事業の仕事を自ら行う注文者が請負人の労働者に使用させるときに構造規格等に適合させるようにしなければならない建設物等、第 33 条の規定により機械等貸与者等に係る規

制の対象となるもの、第 88 条第 1 項の規定により事業者が労働基準監督署長に対して行う機械等設置・移転・変更届の対象となっているものもある（表 8 参照）。

なお、機械等設置・移転・変更届について定める第 88 条第 1 項では、事業者が「機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、厚生労働省令で定めるもの」というように、第 42 条と同一の表現が用いられている。しかし、第 42 条が譲渡等の規制を行うものであるのに対し、機械等設置・移転・変更届は個々の機械等について労働基準監督署長による事前の審査を受けさせるものであり、趣旨が異なるため、命令の規定によりその対象となっている機械等は、両者に共通するものもあるが、共通していないものが多い。

1.4.2.4 「厚生労働大臣が定める規格又は安全装置」

第 42 条により、労働安全衛生法第四十二条の規定に基づく厚生労働大臣が定める規格又は安全装置（昭和 47 年 9 月 30 日労働省告示第 77 号）が制定されている。

労働安全衛生法第四十二条の規定に基づく厚生労働大臣が定める規格又は安全装置（昭和四十七年九月三十日労働省告示第七十七号）

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十二条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を次のように定め、昭和四十七年十月一日から適用する。

労働安全衛生法第四十二条の規定に基づく厚生労働大臣が定める規格又は安全装置

労働安全衛生法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格又は安全装置は、次の表の上欄に掲げる機械等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる厚生労働省告示に定めるところによるものとする。

法別表第二第六号に掲げる防爆構造電気機械器具	電気機械器具防爆構造規格（昭和四十四年労働省告示第十六号）
令第十三条第三項第二号に掲げる研削盤、研削といし及び研削といしの覆い	研削盤等構造規格（昭和四十六年労働省告示第八号）
令第十三条第三項第十六号に掲げるデリック	デリック構造規格（昭和三十七年労働省告示第五十五号）
令第十三条第三項第十八号に掲げる建設用リフト	建設用リフト構造規格（昭和三十七年労働省告示第五十八号）
令第十三条第三項第十九号に掲げる簡易リフト	簡易リフト構造規格（昭和三十七年労働省告示第五十七号）

〈附則略〉

この告示では、第 42 条の対象となる機械等（1.4.2.2 節及び 1.4.2.3 節参照）のうち、5 つの機械等について、それが具備すべき規格との対応関係が示されている。これらの規格は、すべて本法制定前に労働基準法旧第 5 章の枠組において制定されたものであるが、この告示で引用されることにより現在も法規としての効力が与えられている。例として電気機械器具防爆構造規格の冒頭を次に引用するが、この制定文から旧安衛則に基づく命令で

あることが明らかである。

電気機械器具防爆構造規格 (昭和四十四年四月一日労働省告示第十六号)

労働安全衛生規則 (昭和二十二年労働省令第九号) 第百四十条の七第二項の規定に基づき、電気機械器具防爆構造規格 (昭和三十六年労働省告示第四十二号) の全部を次のように改正する。

電気機械器具防爆構造規格

第一章 総則

第一条 〈略〉

第二条 規則第二百八十条第一項に規定する電気機械器具の構造は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める防爆構造でなければならない。〈略〉

第 42 条の対象となる機械等のうち、昭和 47 年労働省告示第 77 号に掲げられていない機械等については、すべて本法制定後に規格が制定されるか労働基準法時代の規格が本法制定後に新しく置き換わったものである。これらの機械等については、規格そのものの中で、機械等と規格との対応関係が明らかになっている。次に引用するのはその例である。

防じんマスクの規格 (昭和六十三年三月三十日労働省告示第十九号)

労働安全衛生法 (昭和四十七年法律第五十七号) 第四十二条の規定に基づき、防じんマスクの規格を次のように定める。

防じんマスクの規格

(防じんマスク等の種類)

第一条 労働安全衛生法別表第二第二八号に掲げる防じんマスク (以下「防じんマスク」という。) は、次の表の下欄に掲げる形状により、それぞれ同表の上欄に掲げる種類に区分するものとする。〈略〉

エレベーター構造規格 (平成五年八月二日労働省告示第九十一号)

労働安全衛生法 (昭和四十七年法律第五十七号) 第三十七条第二項及び第四十二条の規定に基づき、エレベーター構造規格を次のように定める。

エレベーター構造規格

〈目次等略〉

(材料)

第一条 エレベーター (労働安全衛生法施行令 (昭和四十七年政令第三百十八号) 第十二条第一項第六号に掲げるエレベーター及び同令第十三条第三項第十七号に掲げるエレベーターをいう。以下同じ。) の構造部分〈略〉の材料は、次に掲げる日本産業規格に適合した鋼材又はこれらと同等以上の化学成分及び機械的性質を有する鋼材でなければならない。〈略〉

ところで、現行告示では、各機械等に対して規格のみを対応させ、安全装置を対応させることはしていないが、安全装置を対応させるときは、例えば安衛則第 101 条第 1 項の防護措置を例にとると、「原動機又は回転軸、歯車、プーリ若しくはベルトのある機械」と

いう機械等に対して「作業者が危害をうけるおそれのある部分に覆おおい、囲い又はスリーブを取り付けること」などという安全防護を対応させる方法があるだろう。家内労働法では現にこのような規制が行われている（1.11 節参照）。

ところで、より広い意味で「規格」という概念¹⁷を捉えたとき、本法における規格には大きく分けて 2 種類ある。すなわち、特定機械等又は第 42 条の譲渡等制限機械等の種類別に 1 つの告示という法形式で定められ、題名に「規格」とあるものと、第 20 条等に基づいて事業者には直接命じられる安衛則第 2 編第 1 章や有機則第 3 章（換気装置の性能等）等に代表されるような機械等の構造等の基準の 2 つである。行政関係者は、前者を便宜的に（防じんマスクの規格等題名に「構造規格」を含まないものも含めて）「構造規格」と呼ぶことがある。なお、本法制定前の旧安衛則では、使用者に義務づけられた旧安衛則本文の機械等の構造基準を譲渡等の制限規定で引用することも行われていた（1.8.2 節参照）。

1.4.2.5 「具備」

具備とは、小学館『デジタル大辞林』¹⁸によると「必要な物や事柄を十分に備えていること」をいい、日本法令外国語訳データベースシステムによる第 42 条の訳¹⁹では fulfill の語が充てられている。

「規格を具備する」というのは、安衛則等の「規格に適合する」と同じ意味だと思われる。

一般的には「適合」（confirm）ということの方が多く、JIS Q 17000：2005（適合性評価—用語及び一般原則）（ISO/IEC 17000：2004）でも適合性評価（conformity assessment）という用語が使用されている。

1.4.3 第 43 条関係

1.4.3.1 「動力により駆動される機械等」

これは、「動力により駆動される機械」に「等」が付されているわけではないだろう。なぜなら、ILO 第 119 号条約第 1 条では第 1 項ではすべての動力駆動機械（“power-driven machinery”）について防護措置を講じる義務、第 2 項で人力機械への防護措置義務の適用の有無等を各国において決定する義務を課しているのであるから、この「動力により駆動される機械」に「等」が付されていると解した場合、これが人力機械に適用があるか否かが曖昧となり本条約第 1 条第 2 項の要求を満たさず、そもそも「動力により駆動される」

¹⁷ 一般には、「規格」の語は、JIS Z 8002：2006（ISO/IEC Guide 2：2004）（標準化及び関連活動—一般的な用語）で定義されている。

¹⁸ コトバンク「具備」（<https://kotobank.jp/word/%E5%85%B7%E5%82%99-484732>, 2022 年 11 月 18 日閲覧）

¹⁹ 法務省—日本法令外国語訳データベースシステム—労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）／Industrial Safety and Health Act (Act No. 57 of 1972) (<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja/laws/view/3440>, 2022 年 12 月 16 日閲覧)

という修飾語の存在意義もなくなるからである。加えて、本法では第 20 条で「機械等」の語が定義されていることからいっても、「動力により駆動される」は「機械等」を修飾する語であると解すべきであろう。

「動力」の語に人力が含まれないことは上記の議論から明らかであるが、本条約が採択された昭和 38 年の第 47 回国際労働会議で本条約案の細部の検討を行った機械防護委員会において、本条約案中の「動力」の語 (“power-driven”) が動物の力によって駆動される機械にも適用されるものと了解されていることから²⁰、その本条約の国内担保法である第 43 条中の「動力」も動物の力を含むものと解される。

1.4.3.2 「作動部分上の突起物又は動力伝導部分若しくは調速部分」

「作動部分上の突起物」とは、セットスクリュー、ボルト、キーのごとく作動部分に取り付けられた止め具等をいう²¹。

図 3 セットスクリューの例 (株式会社ミスミグループのウェブサイト (<https://jp.misumi-ec.com/vona2/detail/110300427460/>, 2023 年 9 月 13 日閲覧) から)



「動力伝導部分若しくは調速部分」には、回転軸、歯車、プーリー、ベルト (図 4)、チェーン、スプロケット (図 5) 等が含まれる。

²⁰ 労働省国際労働課『第 47 回 ILO 総会報告書』(1963 年 6 月) 62-63 頁

²¹ 昭和 47 年 9 月 18 日付け基発第 602 号「労働安全衛生法および同法施行令の施行について」(https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb2043&dataType=1)

図 4 プーリー及びベルト (株式会社ミスミグループのウェブサイト (https://jp.misumi-ec.com/tech-info/categories/machine_design/md05/g0076.html, 2023 年 9 月 3 日閲覧) から)

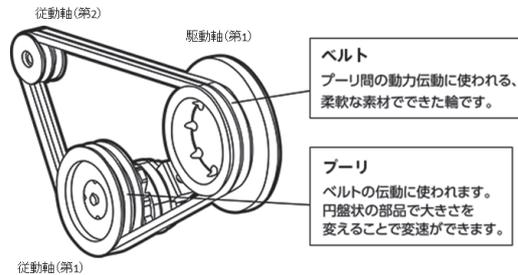
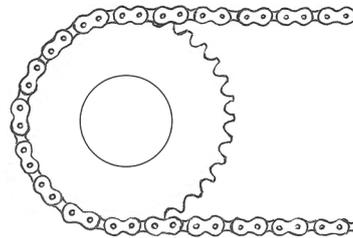


図 5 スプロケット及びチェーン (筆者作図)

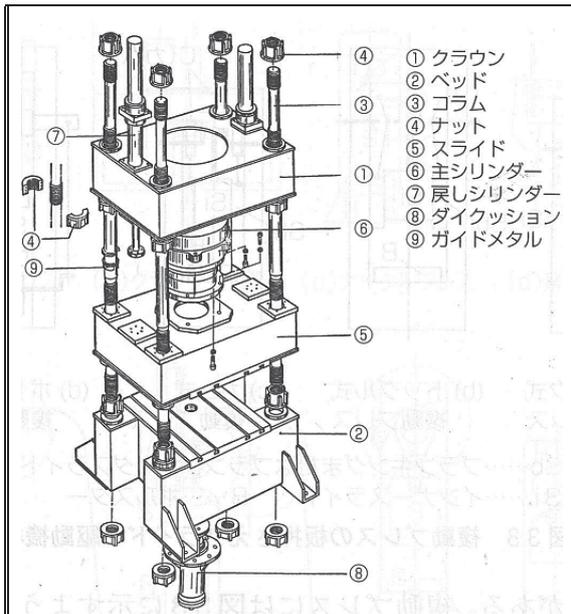


スプロケットは、チェーン伝導装置について、軸に取り付け、チェーンと噛み合って回転する鎖車の総称である (JIS B 1812)。

いずれも、動力駆動機械が殆ど普遍的に有するような、巻き込まれ等に係る非常に一般的な危険部分である。

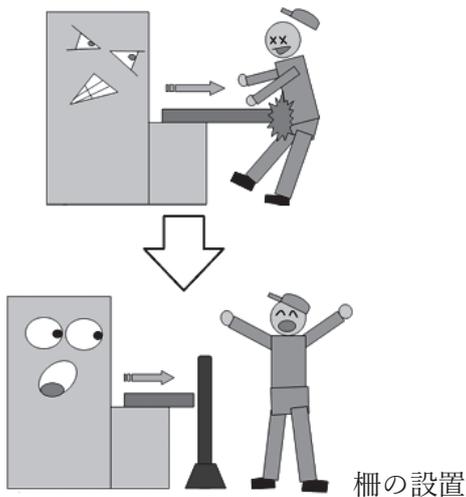
ただし、これらには、例えばプレス機械 (図 6) のスライド (押しつぶされ)、剪断機の刃先 (切れ)、プレーナー (図 7) のテーブル等のストローク端 (激突され)、機械の充電電路 (感電)、圧力容器 (破裂) 等の危険部分は含まれないため、本条は機械的安全性を包括的に担保するものではない。

図 6 プレス機械の例 (中央労働災害防止協会『プレス作業と安全』 (2019 年) 41 頁の図 3.2(c)油圧プレス例 (コラム形) より)



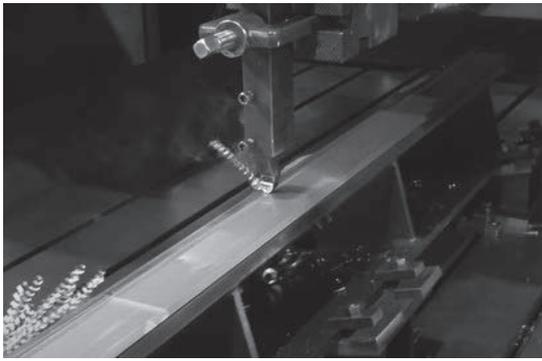
この図の例では、製品を金型の一方をベッドの上面に設置してその上に材料を乗せ、スライドの下面に金型のもう一方を設置した上で、スライドを下降させる。スライドが一番下に到達することで金型が噛み合っその中の材料が大きな力を受けることとなる。

図 7 プレーナーのテーブル（ストローク端）に対する防護（厚生労働省配布のリーフレット（https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/dl/pamphlet_0415.pdf, 2023 年 9 月 13 日閲覧）の図を加工）



材料を取り付けたテーブルがこの図のように左右に運動することにより、テーブルに激突される等の危険が生ずるため、これを防止するため柵等を設ける必要がある。

プレーナーによる加工動画を有限会社埼玉プレーナー工業所のブログで閲覧することができる (https://blog.planers.co.jp/metal_cutting/planer, 下図は動画のスクリーンショット, 2023 年 9 月 13 日閲覧)。



1.4.3.3 「厚生労働省令で定める防護のための措置」

この措置は、安衛則第 25 条で規定されている。

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

第三章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制

第一節 機械等に関する規制

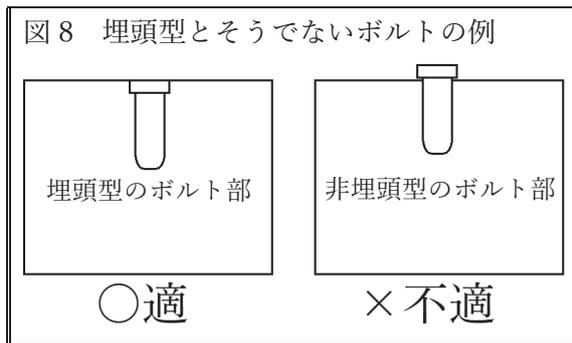
（作動部分上の突起物等の防護措置）

第二十五条 法第四十三条の厚生労働省令で定める防護のための措置は、次のとおりとする。

- 一 作動部分上の突起物については、埋頭型とし、又は覆いを設けること。
- 二 動力伝導部分又は調速部分については、覆い又は囲いを設けること。

なお、事業者に対する規制としては、安衛則第 101 条に類似の防護措置が定められている。

埋頭型とはボルトを例にとるとの図 8 ようなものをいう。止め具等が突き出たままでは、そこに労働者の衣服等が巻き込まれて重大な災害につながるおそれがある。



これらの防護措置は、工場危害予防及衛生規則（昭和 4 年 6 月 20 日内務省令第 24 号）第 1 条から第 3 条までにおいて工業主に対して同様の措置を命じていたほど長い歴史を有するものである。このことは、この種の防護措置がない機械等による災害がいかに典型的な類型であるかを物語っている。

1.4.3.4 「譲渡若しくは貸与の目的で展示」

「譲渡若しくは貸与の目的での展示」には、店頭における陳列のほか、機械展における展示等も含まれる²¹。また、これには店頭等で現に譲渡又は貸与しようとする目的をもって展示されている場合のほか、見本市等で見本として展示されている機械等は単なる見本品として作られたものであり実際に譲渡又は貸与されるのは同一の型式に属する他の機械等であるというような場合も含まれると解されている²²。

展示に際しては、参観者等にガードに隠された内部の機構を見せるために防護措置を一時的に取り外す場合にも、仮設の覆い（透明なものでもよいだろう）、囲い等を設けなければならない²²。

第 43 条は何人にも適用され、製造者のみならず例えば問屋、小売店、中古品販売店等にも適用されることにも注意が必要である。

1.4.4 第 43 条の 2 関係

1.4.4.1 「製造」

機械の製造に際しては、複数の製造業者が関わることが多いが、例えば、小型のエレベーターの構成部分を分割発注した場合において第 42 条の規制の対象となる者は最終的に組立を行いエレベーターとして完成させる者となるという行政解釈がある。

1.4.4.2 「当該機械等の回収又は改善」

小型ボイラー等に例えれば、使用されている材料に問題があり修繕の余地がないような場合は回収命令が必要となり、銘板（図 9）の記載漏れ等であってこれを適正なものに取り替えれば良い等の場合については改善命令で足りることが多いだろう。

図 9 銘板の例（大丸株式会社オンラインショップのウェブサイト（<https://depend.>

²² 昭和 48 年 7 月 12 日付け基収第 3 号及び第 13 号。労働省労働基準局安全衛生部編『実務に役立つ労働安全衛生法』（中央労働災害防止協会，1993 年）250 頁に引用されている。

nearbyduty.shop/, 2023 年 9 月 13 日閲覧)

から)



ところで、第 43 条の 2 第 2 号や第 4 号に掲げられているもの(いわゆる不良品)に関し、同じ型式ないし同じロットの製品群すべてについて不良品である場合や、不良品であることが外観上確認しやすい場合もあるが、ある製品群に対してある割合で不良品が生じていても、製品 1 個 1 個が不良品かどうかは外観上分からないような場合もある。そこで、この「当該機械等」が、いわゆる不良品のみを指すのか、不良品を含めた製品群すべてを指すのかということが問題となるが、文理上、「当該機械等」が、その者が製造し、又は輸入した第 42 条の機械等を指すと考えられるので、後者であろう。

なお、仮に、製品 1 個 1 個につき不良品かどうか外観上分からないような場合には、不良品の回収等を行う命令を発出しても、結局すべて回収されない限り、その命令が履行されたかどうかの確認が事実上不可能な場合がある。なぜなら、回収されずに残ったものが不良品かどうか分からないからである。また、防毒マスクの吸収缶や墜落制止用器具のベルトなどのように、個別試験をして初めて適合性が明らかになるが個別試験(破過試験、衝撃試験)を実施するともはや使用できないようなものもある。したがって、これらについては、現実的には型式、ロット等を単位として回収せざるをえないことが多いのではないだろうか。

消費生活用製品安全法(昭和 48 年 6 月 6 日法律第 31 号)でも、一定の違反行為や基準不適合品の販売等の行為を前提としつつも、命令発出要件を「一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認める場合において、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるとき」としていることから、例えば市中に流通している製品を抽出して試験をした結果として所定の問題が認められた製品については、個々の製品に実際に不良品であるか否かにかかわらず不良品であるおそれのある製品群はすべて回収するよう命ずることのできる余地が残されている。

消費生活用製品安全法(昭和四十八年六月六日法律第三十一号)

第二章 特定製品

第六節 危害防止命令

第三十二条 主務大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認める場合において、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、販売した当該特定製品の回収を図ることその他当該特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が第四条第一項の規定に違反して特定製品を販売したこと。
- 二 届出事業者がその届出に係る型式の特定製品で技術基準に適合しないものを製造し、輸入し、又は販売したこと（第十一条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入した場合を除く。）。

ただ、回収又は改善すべき製品群が不特定多数の者へ流通している場合には、回収及び改善を命じても事実上それを完了することが困難な場合もあるものと思われる。

1.4.4.3 「厚生労働省令で定める事項」

当該機械等を使用している者へ通知すべき事項として命令することができるものの内容は、安衛則第 27 条の 2 に規定されている。もちろん、1.4.4.4 によりこれら以外の事項の通知も命ずることができる。

労働安全衛生規則（昭和四十七年九月三十日労働省令第三十二号）

（通知すべき事項）

第二十七条の二 法第四十三条の二の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 通知の対象である機械等であることを識別できる事項
- 二 機械等が法第四十三条の二各号のいずれかに該当することを示す事実

1.4.4.4 「その他…必要な措置」

「その他当該機械等が使用されることによる労働災害を防止するため必要な措置」には、当該機械等が本条各号のいずれかに該当する旨の広報を行うこと等が含まれる⁴。

1.4.4.5 第 1 号：「次条第五項の規定に違反して、同条第四項の表示が付され、又はこれと紛らわしい表示が付された機械等」

この「次条」は第 44 条を指す。

これは、個別検定で不合格となったかそもそも受検していない、あるいは受検しているがまだ合否が判定されていない機械等など、個別検定に合格していない機械等であるのに個別検定合格標章が付され、又は個別検定合格標章と紛らわしい表示が付された機械等をいう。

他方で、個別検定に合格した機械等で所定の規格又は安全装置を具備しないもの（検定

における錯誤や、検定実施後に性能の劣化等により具備しなくなる等が考えられる) については第 43 条の 2 第 4 号を適用するものと思われる。

1.4.4.6 第 2 号：「第四十四条の二第三項に規定する型式検定に合格した型式の機械等で、第四十二条の厚生労働大臣が定める規格又は安全装置（第四号において「規格等」という。）を具備していないもの」

これは、型式検定に合格した型式として製造され、又は輸入されたものであっても、実際には所定の規格又は安全装置を具備していないものをいう。

型式検定に合格しても、不適正な検定が行われた場合や、製造工程上の問題で不良品が発生した場合等で規格等を具備しないものが流通し、あるいは製造後にその性能が想定より早く失われること等を想定したものであろう。

1.4.4.7 第 3 号：「第四十四条の二第六項の規定に違反して、同条第五項の表示が付され、又はこれと紛らわしい表示が付された機械等」

これは、第 43 条の 2 第 1 号と同様で、型式検定で不合格となったかそもそも受検していない型式、あるいは受検しているがまだ合否が判定されていない型式など、型式検定に合格していない型式の機械等であるのに型式検定合格標章が付され、又は型式検定合格標章と紛らわしい表示が付された機械等をいう。

1.4.4.8 第 4 号：「第四十四条の二第一項の機械等以外の機械等で、規格等を具備していないもの」

この「規格等」とは「第四十二条の厚生労働大臣が定める規格又は安全装置」をいう(1.4.4.5 節参照)。

「第 44 条の 2 第 1 項の機械以外の機械等」には型式検定制度の対象となっていないあらゆる機械等が入りそうであるが、「規格等を具備していないもの」という修飾句があるので、ここでの「機械等」は、第 42 条の規定により所定の規格等を具備すべきことが定められている機械等（個別検定の対象となる機械等を含む。）に限られるだろう。

なお、登録個別検定機関が実施した個別検定において第 54 条において準用する第 47 条第 3 項の規定等によることなく不適正な検定が行われた場合、構造規格を具備していない機械等が流通するおそれがあるため、個別検定対象機械等であって構造規格を満たさないものについては、本条の機械等に係る回収等命令の対象に含めるとする通達がある²³。

以上から明らかなように、第 43 条の 2 は、第 42 条の対象機械等のみを対象としたものである。それ以外の機械等については、特定機械等であっても回収等の命令制度はない。

²³ 平成 16 年 3 月 19 日付け基発第 0319009 号「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行並びにこれに伴う関係政令、省令及び告示の改正等について」 (https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb2607&dataType=1) の記の I の 1 の(2)

特定機械等について回収等の命令制度がないのは偏頗の感が否めない。なぜなら、落成検査を実施した特定機械等（移動式のものについては設置報告書が提出されたもの）は労働基準監督機関において検査証番号、設置地、有効期間等を把握しており、労働基準監督機関が直接その回収、改善、廃止等を監督することができるが、もしそうでないものがあれば製造者自身に流通経路を調査させ、回収等を行わせるような手法が適していると思われるからである。また、譲渡等の制限の対象とならない機械等であっても、回収等の命令制度があることが望ましいと思われるが、そのような制度はない。ただし、機械等貸与者による貸与については、第 98 条第 1 項の規定により、機械等貸与者に対して必要な事項を命令することができる。

この点、昭和 46 年から労働行政が運用している欠陥機械等通報制度（1.9.2 節参照）では、第 42 条の機械等に限らず、特定機械等、第 43 条の機械等のほか、これら以外の機械等で製造者に責任のある欠陥により労働災害を発生させたものも対象としている。

1.5 適用範囲の検討

本法は第 1 条でその目的を職場における労働者の安全と健康の確保及び快適な職場環境の形成の促進としており、それらと関係のない場合における本法の適用が問題となる。

また、本法第 115 条には、鉱山における保安に関する一部適用除外及び船員に対する適用除外規定が置かれ、その代わり、鉱山における保安に対しては鉱山保安法（昭和 24 年 5 月 16 日法律第 70 号）、船員に対しては船員法（昭和 22 年 9 月 1 日法律第 100 号）が適用される。

(目的)

第一条 この法律は、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)と相まつて、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

(適用除外)

第百十五条 この法律（第二章の規定を除く。）は、鉱山保安法第二条第二項及び第四項の規定による鉱山における保安については、適用しない。

2 この法律は、船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員については、適用しない。

本節では、産業労働の場以外の場、鉱山及び船員における第 42 条から第 44 条の 2 までの規定の適用について検討する。

1.5.1 産業労働の場以外の場への適用

本法において名宛人を事業者等に限定しない条項としては、第 5 章第 1 節の規定群（一部を除く）以外にも、例えば、特定の業務に対する無資格者の就業を禁ずる第 61 条第 2 項がある。同項の名宛人の範囲については、昭和 49 年 6 月 25 日付け基収第 1367 号において、

新潟労働基準局長からの「労働者のみではなく、個人事業主や一人親方等も含まれると解されるが如何」との疑義照会に対し、労働省労働基準局長は「貴見のとおり。なお、労働安全衛生法第六十一条第二項の規定が、産業労働の場以外の場における同条第一項の業務についても適用されるものではないことはもち論であるので、念のため申し添える。」と回答している。

この回答は、本法第 1 条の目的規定の趣旨と整合的であるが、建設アスベスト訴訟神奈川 1 陣訴訟に係る令和 3 年 5 月 17 日の最高裁判決²⁴の前後では、その具体的な解釈が若干異なるものと考えられる。

即ち、本法制定以降同判決が出される前までは、労働省及び厚生労働省は本法第 1 条に規定される本法の目的を、労働者の安全及び健康の確保並びに労働者の快適な職場環境（平成 4 年法律第 55 条による本法改正前までは「作業環境」）の形成の促進であると解釈していた。本法制定のもととなった昭和 46 年 7 月 13 日付け労働基準法研究会第 3 小委員会報告では、労働災害防止のための危害防止基準の上乗せというニュアンスで、民間の自主的活動の推進及び労働者の健康対策の一環としての労働環境の快適化が謳われており、平成 4 年法律第 55 号のもととなった平成 4 年 1 月 10 日付け中央労働基準審議会建議²⁵でも、快適職場の概念を飽くまで労働者に係るものとの旨明記していた。

しかし、実際に成立した法律案においては「労働者の快適な作業環境」や「労働者の快適な職場環境」とは明記されず、単に「快適な作業環境」「快適な職場環境」となっているため、同判決では、第 1 条が「快適な職場環境（平成 4 年法律第 55 号による改正前は「作業環境」）の形成を促進することをも目的に掲げているのであるから、労働者に該当しない者が、労働者と同じ場所で働き、健康障害を生ずるおそれのある物を取り扱う場合に、安衛法 57 条が労働者に該当しない者を当然に保護の対象外としているとは解し難い。」とされた。

²⁴ 令和 3 年 5 月 17 日最高裁判所第一小法廷判決・平成 30 年(受)第 1447 号, 第 1448 号, 第 1449 号, 第 1451 号, 第 1452 号各損害賠償請求事件(建設アスベスト訴訟神奈川 1 陣)判決文 (https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=90298) において、「安衛法は、その 1 条において、職場における労働者の安全と健康を確保すること等を目的として規定しており、安衛法の主たる目的が労働者の保護にあることは明らかであるが、同条は、快適な職場環境（平成 4 年法律第 55 号による改正前は「作業環境」）の形成を促進することをも目的に掲げているのであるから、労働者に該当しない者が、労働者と同じ場所で働き、健康障害を生ずるおそれのある物を取り扱う場合に、安衛法 57 条が労働者に該当しない者を当然に保護の対象外としているとは解し難い。」判示した。

²⁵ 「資料 平成 4 年 1 月 10 日労働省発表 労働者の安全と健康の確保のための対策の推進について」(全国労働安全衛生センター連絡会議『安全センター情報』164 号, 1992 年 2 月号)

したがって、前掲通達は、発出当初は、「労働者の保護のための規定であるから産業労働の場以外の場に適用はない」との趣旨と解されるが、現在では、「労働者及び労働者と同じ職場で働く者のための規定であるから産業労働の場以外の場に適用はない」というふうにその解釈を改める必要があるだろう。そうすれば、この通達は依然として同判決と整合させることができる。

第 42 条から第 44 条の 2 までの規定についても同様に考えると、第 1 条の目的規定との関係で言えば、労働者及び労働者と同じ場所で働く者に危害を及ぼさない場合に適用がないという主張もありうる。同判決において、本法の適用範囲が第 1 条を取り上げて議論されたことから、第 1 条が本法の適用範囲と一定の関係にあることは否定できないからである。

これについては昭和 47 年 9 月 18 日付け発基第 91 号「労働安全衛生法の施行について」で「労働基準法の適用範囲より拡大され、政令で定める一定の機械等または有害物の製造等を行なう者は、何人も、この法律による規制を受けることとなつた。」とされているが、例えば自営業者で労働者を使用していないものが、木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置を自作し、(型式検定を受けず)構造規格も具備していないものを設置した場合に第 42 条違反となるか、第 1 条の趣旨との関係で疑問が残る²⁶。

思うに、本法の適用範囲の問題は、他の法令との関係における本法(やその目的規定)の位置付けや、日本における安全衛生政策のあり方全体に関係することであるため、本書では性急な結論を出さず今後の検討課題としたい。

1.5.2 鉋山に対する適用

「保安」には、安全に係る事項は原則として含まれるが、衛生に係る事項は、通気を除き、一般には含まれていないものと解されている。即ち、鉋山に対しては、本法は原則として通気を除く衛生に係る事項についてのみ適用されることとなる²⁷。

そこで、第 42 条から第 44 条の 2 までの規定が鉋山に関して適用されるかが問題となるが、思うに、鉋山とは場の概念であるから、本法中保安に係る事項のうち場に対して適用されるものや、鉋山の内部で完結するような事項に対して本法の規定を適用しないという趣旨と解される。「場」とは、本法の基本的な適用単位である「事業場」と同様に「工場、鉋山、事務所、店舗等のごとく一定の場所において相関連する組織のもとに継続的に行なわれる作業の一体」²⁸と定義できるだろう。したがって、鉋山のみで使用することが明らか

²⁶ 本書における筆者の「労働安全衛生法第 26 条及び第 27 条の逐条解説」の文末脚註においても同様の検討を行った。

²⁷ 労働調査会出版局編『改訂 5 版 労働安全衛生法の詳解—労働安全衛生法の逐条解説』(労働調査会, 2020 年) 1046 頁

²⁸ 昭和 47 年 9 月 18 日付け発基第 91 号「労働安全衛生法の施行について」(https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb2042&dataType=1) 記の第二の三

な機械等の譲渡若しくは貸与及び鉱山に機械等を設置する行為については第 42 条から第 44 条の 2 までの規定の適用はないが、そうでなく例えば鉱山で使用されていたものを鉱山の外部に譲渡、貸与又は設置する行為は、保安に関する事項であっても、第 42 条から第 44 条の 2 までの規定の適用を受けると解すべきだろう。

なお、第 43 条に関して言えば、ILO 第 119 号条約の承認について審議された第 71 回国会衆議院外務委員会の政府答弁（資料 1-235）では、「わが国の場合、この条約について適用範囲の限定をいたす考えはございません。したがって、一項にございますように、経済活動のすべての部門について適用いたします。」としていることから、本来、鉱山保安法でも同様の規制をなされてしかるべきと考えられるが、管見の範囲では鉱山保安法及びそれに基づく命令中に第 43 条に相当するような規定は認められなかった。いずれにせよ日本では条約の一般的受容方式を採用していると解されるため、鉱山における保安に対しても同条約の適用は排除されないだろう。

1.5.3 船員に対する適用

第 42 条から第 44 条の 2 までの規定が船員に関して適用されるかということについては、思うに、船員に対して本法を適用しないというのは、「本法の適用において船員を労働者とみなさない」といいかえることができ、事業者と労働者との使用従属関係を軸とする第 20 条から第 27 条までをはじめとする規定は船員に適用されないが（事業場内に船員以外の労働者がいる場合はその限りで当然適用される。）、第 42 条から第 44 条の 2 までのように不特定多数の労働者を保護するために設けられた規定については、船員に対する適用除外は問題とはならないだろう。

1.6 動力に依り運転せらるる機械の保護に付ての責任に関する勧告 (ILO 第 32 号勧告)

第 12 回国際労働会議で 1929 年 6 月 21 日に採択された動力に依り運転せらるる機械の保護に付ての責任に関する勧告 (ILO 第 32 号勧告)²⁹では、各国における動力駆動機械に係る安全を一層有効に確保するため、使用者に存すべき責任を害することなく、各国は、その領域内で使用されることを目的とする機械で法定の安全装置（機械の一部を構成する電気装置に係るものを含む）がないものを供給し (supply)、又は据え付ける (install) ことを法令により禁止するよう勧告された。

この勧告は、その後内容が時代遅れとなったとして 2004 年の第 92 回国際労働会議において撤回された³⁰。

²⁹ International Labour Organization – ILO 駐日事務所 – 1929 年の動力運転機械勧告 (第 32 号) (https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-recommendations/WCMS_239329/lang-ja/index.htm, 2022 年 11 月 20 日閲覧)

³⁰ International Labour Organization – Provisional Record 4-2A Withdrawal of 16 International Labour Recommendations (<https://www.ilo.org/public/english/standards/realm/il>

原文は次のとおりである³¹。

RECOMMENDATION CONCERNING RESPONSIBILITY FOR THE PROTECTION
OF POWER-DRIVEN MACHINERY.

The General Conference of the International Labour Organisation,

Having been convened at Geneva by the Governing Body of the International Labour Office, and having met in its Twelfth Session on 30 May 1929, and

Having decided upon the adoption of certain proposals with regard to responsibility for the protection of power-driven machinery, which is included in the first item on the agenda of the Session, and

Having determined that these proposals should take the form of a Recommendation, adopts this twenty-first day of June of the year one thousand nine hundred twenty-nine, the following Recommendation, which may be cited as the Power-driven Machinery Recommendation, 1929, to be submitted to the Members of the International Labour Organisation for consideration with a view to effect being given to it by national legislation or otherwise, in accordance with the provisions of the Constitution of the International Labour Organisation:

I

In order more effectively to ensure, in the interest of the safety of the workers, that the requirements prescribed by national laws or regulations for the protection of power-driven machinery used in the country concerned are properly complied with, and without prejudice to the responsibility which should in any case rest and remain on the employer for seeing that any machinery used in his undertaking is protected in accordance with national laws or regulations,

The Conference recommends that each Member adopt and apply to as great an extent as possible the principle that it should be prohibited by law to supply or install any machine intended to be driven by mechanical power and to be used within its territory, unless it is furnished with the safety appliances required by law for the operation of machines of that type.

The previous paragraph applies to any electrical equipment forming part of such a machine.

II

Each Member should keep the International Labour Office informed of the measures taken by it to apply the above-mentioned principle and of the results of its application.

<c/ilc92/pdf/pr-4-2a.pdf>, 2022 年 11 月 20 日閲覧) 14 頁

³¹ 内務省社会局『1930 年第 12 回国際労働總會報告書』巻末収録の英仏対訳文による。

The foregoing is the authentic text of the Recommendation duly adopted by the General Conference of the International Labour Organisation during its Twelfth Session which was held at Geneva and declared closed the 21st day of June 1929.

IN FAITH WHEREOF we have appended our signature this fifteenth day of August 1929.

The President of the Conference.

Dr. BRAUNS.

The Director of the International Labour Office.

ALBERT THOMAS

1.7 機械の防護に関する条約 (ILO 第 119 号条約)

本法第 43 条は、機械の防護に関する条約³² (ILO 第 119 号条約、本稿では「本条約」という。) 第 2 部 (販売、賃貸及び他の方法による移転並びに展示) の国内担保法である。

本条約は、第 47 回国際労働会議において 1963 年 6 月 25 日に採択され、1965 年 4 月 21 日に発効したものである。

日本では本法第 43 条等によって国内実施の準備が整ったことから、1973 年 6 月 27 日国会承認、1973 年 7 月 31 日批准書寄託、1973 年 8 月 10 日公布・告示を経て、1974 年 7 月 31 日から効力が発生した³³。

しかし、欧州連合などにおいて機械安全規格が発達する中で時代にそぐわない面があること等により、改正の必要性が決定されている (1.7.5 節参照)。

本条約の国内担保法としては本法第 43 条のほか、第 20 条、第 26 条等があるが、第 43 条に絡めて話題にされることが多いことから、本稿で取り上げることにした。

なお、本条約は、同時に採択された機械の防護に関する勧告 (ILO 第 118 号勧告、1963 年 6 月 25 日採択、改正の必要性が決定済) によって補足されているが、本稿では同勧告についての検討は省略する。

1.7.1 概要

本条約の英語正文は次のとおりである³⁴。日本語訳には、官報で公布された外務省訳³³と ILO 駐日事務所のもの³²がある。

³² International Labour Organization (国際労働機関) – ILO 駐日事務所 – 1963 年の機械防護条約 (第 119 号) (https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239060/lang--ja/index.htm, 2022 年 11 月 18 日閲覧)

³³ 外務省 – 条約検索 – ◎機械の防護に関する条約 (第百十九号) (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S49-0139.pdf>)

³⁴ International Labour Organization – NORMLEX – C119 - Guarding of Machinery Convention, 1963 (No. 119) (https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=1000:12100:0::NO::P12100_ILO_CODE:C119, 2022 年 11 月 20 日閲覧)

Convention concerning the Guarding of Machinery (No. 119)

Preamble

The General Conference of the International Labour Organisation,
Having been convened at Geneva by the Governing Body of the International Labour Office, and having met in its Forty-seventh Session on 5 June 1963, and
Having decided upon the adoption of certain proposals with regard to the prohibition of the sale, hire and use of inadequately guarded machinery, which is the fourth item on the agenda of the session, and
Having determined that these proposals shall take the form of an international Convention,
adopts this twenty-fifth day of June of the year one thousand nine hundred and sixty-three the following Convention, which may be cited as the Guarding of Machinery Convention, 1963:

PART I. GENERAL PROVISIONS

Article 1

1. All power-driven machinery, new or second-hand, shall be considered as machinery for the purpose of the application of this Convention.

2. The competent authority in each country shall determine whether and how far machinery, new or second-hand, operated by manual power presents a risk of injury to the worker and shall be considered as machinery for the purpose of the application of this Convention. Such decisions shall be taken after consultation with the most representative organisations of employers and workers concerned. The initiative for such consultation can be taken by any such organisation.

3. The provisions of this Convention—

(a) apply to road and rail vehicles during locomotion only in relation to the safety of the operator or operators;

(b) apply to mobile agricultural machinery only in relation to the safety of workers employed in connection with such machinery.

PART II. SALE, HIRE, TRANSFER IN ANY OTHER MANNER AND EXHIBITION

Article 2

1. The sale and hire of machinery of which the dangerous parts specified in paragraphs 3 and 4 of this Article are without appropriate guards shall be prohibited by national laws or regulations or prevented by other equally effective measures.

2. The transfer in any other manner and exhibition of machinery of which the dangerous parts specified in paragraphs 3 and 4 of this Article are without appropriate guards shall, to such extent as the competent authority may determine, be prohibited by national laws or

regulations or prevented by other equally effective measures: Provided that during the exhibition of machinery the temporary removal of the guards in order to demonstrate the machinery shall not be deemed to be an infringement of this provision as long as appropriate precautions to prevent danger to persons are taken.

3. All set-screws, bolts and keys, and, to the extent prescribed by the competent authority, other projecting parts of any moving part of machinery also liable to present danger to any person coming into contact with them when they are in motion, shall be so designed, sunk or protected as to prevent such danger.

4. All flywheels, gearing, cone and cylinder friction drives, cams, pulleys, belts, chains, pinions, worm gears, crank arms and slide blocks, and, to the extent prescribed by the competent authority, shafting (including the journal ends) and other transmission machinery also liable to present danger to any person coming into contact with them when they are in motion, shall be so designed or protected as to prevent such danger. Controls also shall be so designed or protected as to prevent danger.

Article 3

1. The provisions of Article 2 do not apply to machinery or dangerous parts thereof specified in that Article which--

- (a) are, by virtue of their construction, as safe as if they were guarded by appropriate safety devices; or
- (b) are intended to be so installed or placed that, by virtue of their installation or position, they are as safe as if they were guarded by appropriate safety devices.

2. The prohibition of the sale, hire, transfer in any other manner or exhibition of machinery provided for in paragraphs 1 and 2 of Article 2 does not apply to machinery by reason only of the machinery being so designed that the requirements of paragraphs 3 and 4 of that Article are not fully complied with during maintenance, lubrication, setting-up and adjustment, if such operations can be carried out in conformity with accepted standards of safety.

3. The provisions of Article 2 do not prohibit the sale or transfer in any other manner of machinery for storage, scrapping or reconditioning, but such machinery shall not be sold, hired, transferred in any other manner or exhibited after storage or reconditioning unless protected in conformity with the said provisions.

Article 4

The obligation to ensure compliance with the provisions of Article 2 shall rest on the vendor, the person letting out on hire or transferring the machinery in any other manner, or the exhibitor and, where appropriate under national laws or regulations, on their respective agents. This obligation shall rest on the manufacturer when he sells machinery, lets it

out on hire, transfers it in any other manner or exhibits it.

Article 5

1. Any Member may provide for a temporary exemption from the provisions of Article 2.
2. The duration of such temporary exemption, which shall in no case exceed three years from the coming into force of the Convention for the Member concerned, and any other conditions relating thereto, shall be prescribed by national laws or regulations or determined by other equally effective measures.
3. In the application of this Article the competent authority shall consult the most representative organisations of employers and workers concerned and, as appropriate, manufacturers' organisations.

PART III. USE

Article 6

1. The use of machinery any dangerous part of which, including the point of operation, is without appropriate guards shall be prohibited by national laws or regulations or prevented by other equally effective measures: Provided that where this prohibition cannot fully apply without preventing the use of the machinery it shall apply to the extent that the use of the machinery permits.
2. Machinery shall be so guarded as to ensure that national regulations and standards of occupational safety and hygiene are not infringed.

Article 7

The obligation to ensure compliance with the provisions of Article 6 shall rest on the employer.

Article 8

1. The provisions of Article 6 do not apply to machinery or parts thereof which, by virtue of their construction, installation or position, are as safe as if they were guarded by appropriate safety devices.
2. The provisions of Article 6 and Article 11 do not prevent the maintenance, lubrication, setting-up or adjustment of machinery or parts thereof carried out in conformity with accepted standards of safety.

Article 9

1. Any Member may provide for a temporary exemption from the provisions of Article 6.
2. The duration of such temporary exemption, which shall in no case exceed three years from the coming into force of the Convention for the Member concerned, and any other conditions relating thereto, shall be prescribed by national laws or regulations or determined by other equally effective measures.
3. In the application of this Article the competent authority shall consult the most repre-

sentative organisations of employers and workers concerned.

Article 10

1. The employer shall take steps to bring national laws or regulations relating to the guarding of machinery to the notice of workers and shall instruct them, as and where appropriate, regarding the dangers arising and the precautions to be observed in the use of machinery.

2. The employer shall establish and maintain such environmental conditions as not to endanger workers employed on machinery covered by this Convention.

Article 11

1. No worker shall use any machinery without the guards provided being in position, nor shall any worker be required to use any machinery without the guards provided being in position.

2. No worker using machinery shall make inoperative the guards provided, nor shall such guards be made inoperative on any machinery to be used by any worker.

Article 12

The ratification of this Convention shall not affect the rights of workers under national social security or social insurance legislation.

Article 13

The provisions of this Part of this Convention relating to the obligations of employers and workers shall, if and in so far as the competent authority so determines, apply to self-employed workers.

Article 14

The term employer for the purpose of this Part of this Convention includes, where appropriate under national laws or regulations, a prescribed agent of the employer.

PART IV. MEASURES OF
APPLICATION

Article 15

1. All necessary measures, including the provision of appropriate penalties, shall be taken to ensure the effective enforcement of the provisions of this Convention.

2. Each Member which ratifies this Convention undertakes to provide appropriate inspection services for the purpose of supervising the application of the provisions of the Convention, or to satisfy itself that appropriate inspection is carried out.

Article 16

Any national laws or regulations giving effect to the provisions of this Convention shall be made by the competent authority after consultation with the most representative organisations of employers and workers concerned and, as appropriate, manufacturers' organisa-

tions.

PART V. SCOPE

Article 17

1. The provisions of this Convention apply to all branches of economic activity unless the Member ratifying the Convention specifies a more limited application by a declaration appended to its ratification.

2. In cases where a declaration specifying a more limited application is made—

- (a) the provisions of the Convention shall be applicable as a minimum to undertakings or branches of economic activity in respect of which the competent authority, after consultation with the labour inspection services and with the most representative organisations of employers and workers concerned, determines that machinery is extensively used; the initiative for such consultation can be taken by any such organisation;
- (b) the Member shall indicate in its reports under Article 22 of the Constitution of the International Labour Organisation any progress which may have been made with a view towards wider application of the provisions of this Convention.

3. Any Member which has made a declaration in pursuance of paragraph 1 of this Article may at any time cancel that declaration in whole or in part by a subsequent declaration.

PART VI. FINAL PROVISIONS

Article 18

The formal ratifications of this Convention shall be communicated to the Director-General of the International Labour Office for registration.

Article 19

1. This Convention shall be binding only upon those Members of the International Labour Organisation whose ratifications have been registered with the Director-General.

2. It shall come into force twelve months after the date on which the ratifications of two Members have been registered with the Director-General.

3. Thereafter, this Convention shall come into force for any Member twelve months after the date on which its ratifications has been registered.

Article 20

1. A Member which has ratified this Convention may denounce it after the expiration of ten years from the date on which the Convention first comes into force, by an act communicated to the Director-General of the International Labour Office for registration. Such denunciation shall not take effect until one year after the date on which it is registered.

2. Each Member which has ratified this Convention and which does not, within the year following the expiration of the period of ten years mentioned in the preceding paragraph, exercise the right of denunciation provided for in this Article, will be bound for another

period of ten years and, thereafter, may denounce this Convention at the expiration of each period of ten years under the terms provided for in this Article.

Article 21

1. The Director-General of the International Labour Office shall notify all Members of the International Labour Organisation of the registration of all ratifications and denunciations communicated to him by the Members of the Organisation.

2. When notifying the Members of the Organisation of the registration of the second ratification communicated to him, the Director-General shall draw the attention of the Members of the Organisation to the date upon which the Convention will come into force.

Article 22

The Director-General of the International Labour Office shall communicate to the Secretary-General of the United Nations for registration in accordance with Article 102 of the Charter of the United Nations full particulars of all ratifications and acts of denunciation registered by him in accordance with the provisions of the preceding Articles.

Article 23

At such times as it may consider necessary the Governing Body of the International Labour Office shall present to the General Conference a report on the working of this Convention and shall examine the desirability of placing on the agenda of the Conference the question of its revision in whole or in part.

Article 24

1. Should the Conference adopt a new Convention revising this Convention in whole or in part, then, unless the new Convention otherwise provides:

- (a) the ratification by a Member of the new revising Convention shall ipso jure involve the immediate denunciation of this Convention, notwithstanding the provisions of Article 20 above, if and when the new revising Convention shall have come into force;
- (b) as from the date when the new revising Convention comes into force this Convention shall cease to be open to ratification by the Members.

2. This Convention shall in any case remain in force in its actual form and content for those Members which have ratified it but have not ratified the revising Convention.

Article 25

The English and French versions of the text of this Convention are equally authoritative.

1.7.2 批准国

ILO のウェブサイト³⁵によれば、いまのところ、52 カ国が本条約を批准しているが、こ

³⁵ International Labour Organization – NORMLEX – Ratifications of C119 – Guarding of Machinery Convention, 1963 (No. 119) (<https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NO>)

のうちノルウェーは本条約第 17 条第 1 項の規定に基づき特定の事業及び船舶等を適用除外の対象に指定している。

世界各国における本条約の批准状況を、図 28 (試作) に表した。

1.7.3 日本における批准

本条約の批准に際しては、その国内実施に関し、1973 年 6 月 1 日、衆議院外務委員会において岡田春夫委員 (日本社会党議員) と政府委員との間で逐条的な質疑応答が行われたので、資料 1 にまとめた。

1.7.4 日本に係る国内実施及び適用監視

日本の国内実施状況の概要に関する CEACR の 1977 年の報告書の記載を引用し、資料 2 とした。資料 2 には記載されていないが鉱山保安法も国内担保法の 1 つである。

日本政府は、本条約について近年では 2005 年^{36,37}、2010 年³⁸、2015 年³⁹に ILO に年次報告を行っている。日本労働組合総連合会 (略称=連合) は、政府の年次報告案に対し、ILO 懇談会において 2005 年⁴⁰には労働基準監督官合格者の削減等に対する危惧と機械の包括的な安全基準に関する指針^{41,42}の法規制への格上げすべきとの考えを意見書として提出し、

RMLEXPUB:11300:0::NO::P11300_INSTRUMENT_ID:312264, 2022 年 11 月 20 日閲覧)

³⁶ 厚生労働省－機械の防護に関する条約 (第 119 号) に関する 2005 年日本政府年次報告案 (2002 年 6 月 1 日～2005 年 5 月 31 日) (<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/09/s0921-13b07.html>, 2022 年 11 月 18 日閲覧)

³⁷ 厚生労働省－2005 年日本政府年次報告案に対する日本労働組合総連合会の意見 (<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/09/dl/s0921-13c.pdf>)。機械防護条約 (ILO 第 119 号条約) に係る年次報告案については意見なし。

³⁸ 厚生労働省－機械の防護に関する条約 (第 119 号) に関する 2010 年日本政府年次報告案 (2005 年 6 月 1 日～2010 年 5 月 31 日) (<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000012w7r.pdf>)

³⁹ 厚生労働省－機械の防護に関する条約 (第 119 号) に関する 2015 年日本政府年次報告案 (2010 年 6 月 1 日～2015 年 5 月 31 日) (<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10501000-Daijinkanboukokuksaika-Kokusaika/0000118173.pdf>)

⁴⁰ 厚生労働省－2010 年日本政府年次報告案に対する日本労働組合総連合会の意見 (<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000012vrw-att/2r98520000012w82.pdf>)。機械防護条約 (ILO 第 119 号条約) に係る年次報告案について意見あり。

⁴¹ 平成 19 年 7 月 31 日付け基発第 0731001 号「「機械の包括的な安全基準に関する指針」の改正について」 (<https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-48/hor1-48-36-1-0.htm>)

⁴² 平成 19 年 7 月 31 日付け基安発第 0731004 号「「機械の包括的な安全基準に関する指針」の解説等について」 (<https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-48/hor1-48-37-1-0.htm>)

2015 年には機械の譲渡者または貸与者から機械の使用事業者への危険情報提供を努力義務から義務化すること等の意見を出している⁴³。2015 年の年次報告ではこの連合の意見が年次報告に添付されたため、2016 年、CEACR はこの意見等に留意し、日本政府に対し、直接要請⁴⁴により、日本が本条約の効果を発揮するためにとった措置について、社会的パートナーとの間で行った議論に関する情報を引き続き提供するよう要請し、2012 年に改正された労働安全衛生規則の写しを提供するよう求めた。

日本が本条約について行う次回の年次報告は 2024 年とされている⁴⁵。

1.7.5 改正の必要性の決定

本条約は、国際労働基準の見直しのため開催されたいわゆるカルティエ委員会（1995～2002 年）⁴⁶において、改正の必要があるとされ、理事会でも改正が決定されたが⁴⁷、まだ改正には至っていない。

改定の必要性に関する議論⁴⁸においては、改正の必要がないという国々もあった中、フィンランドとドイツからは、改正する場合は欧州連合（EU）のガイドラインに沿った包括的なアプローチを採るべきという意見、ガーナからは、中古機械を輸入することが多い低開発国の問題を挙げ、この状況を考慮した本条約の部分改正が提案された。また、オランダからは、本条約に EC 指令との互換性がないという見解が示された。

⁴³ 厚生労働省－2015 年 9 月 10 日第 25 回 ILO 懇談会議事要旨 (<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000116660.html>, 2022 年 11 月 18 日閲覧)

⁴⁴ International Labour Organization－NORMLEX－Japan－Direct Request (CEACR) - adopted 2015, published 105th ILC session (2016) (https://www.ilo.org/dyn/normlex/de/f?p=NORMLEXPUB:13100:0::NO::P13100_COMMENT_ID,P13100_COUNTRY_ID:3253407,102729, 2022 年 11 月 18 日閲覧)

⁴⁵ International Labour Organization－NORMLEX－Requested reports and replies to CEACR comments: Japan (https://www.ilo.org/dyn/normlex/de/f?p=1000:14000:0::NO:14000:P14000_COUNTRY_ID:102729, 2022 年 11 月 18 日閲覧)

⁴⁶ International Labour Organization－Cartier Working Party - Working Party on Policy regarding the Revision of Standards (1995-2002)－Cartier Working Party conclusions (https://www.ilo.org/global/standards/international-labour-standards-policy/WCMS_449912/lang--en/index.htm, 2021 年 12 月 29 日閲覧)

⁴⁷ International Labour Organization－NORMLEX－Standards Reviews: Decisions on Status (<https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12040:0::NO::>, 2021 年 12 月 29 日閲覧)

⁴⁸ International Labour Organization－Committee on Legal Issues and International Labour Standards (LILS/WP/PRS)－271st Session, Geneva, March 1998 (<https://www.ilo.org/public/english/standards/relm/gb/docs/gb271/prs-2.htm>, 2022 年 11 月 18 日閲覧)

1.8 沿革

第 42 条は、労働基準法旧第 46 条第 1 項の譲渡等規制に、同法旧第 45 条の規定による省令又は当該省令から再委任を受けた告示で定められていた規格を取り込んで発展させたものである（同法旧第 46 条第 2 項は現在の特定機械等の規制のもととなった。）。

第 43 条については、筆者の若干の調査では、本法制定前において同条に相当するような規定は不見当であった。

本節では、機械等の譲渡等規制と、説明の便宜上、本法制定前の検定制度についても併せて述べるので、2.5 節では本法制定以降の沿革のみを扱うこととする。

1.8.1 汽缶取締令

国の法令としての機械等の流通規制の嚆矢は汽缶取締令（昭和 10 年 4 月 9 日内務省令第 20 号）であると思われる。同令では、缶体検査に合格していない汽缶の設置の禁止その他全体として現在の特別特定機械等の規制に類似の規制を敷いていた。

汽缶取締令（昭和十年四月九日内務省令第二十號）

第六條 汽罐ハ罐體検査ニ合格シタルモノニ非ザレバ之ヲ設置スルコトヲ得ズ

〈第二項略〉

第二十五條 汽罐ハ告示ヲ以テ別ニ定ムル構造上ノ要件ヲ具備シタルモノナルコトヲ要ス

應張力又ハ應曲力ヲ生ズル部分ニ付熔接ヲ行ヒタル汽罐ハ熔接ノ設備、設計、施行方法及熔接者ニ付熔接着手前汽罐熔接地地方長官ノ承認ヲ受ケタルモノナルコトヲ要ス
地方長官支障ナシト認ムルトキハ前二項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

同令第 25 条第 1 項では、汽缶の構造上の要件を告示に委任することとされており、同日公布された昭和 10 年 4 月 9 日内務省告示第 204 号（通称＝汽缶構造規格）がそれに該当する。

同告示では、各種の日本標準規格 (JES) が随所に引用されている。その一例を次に示す。

◎昭和十年四月九日内務省告示第二百四號

汽罐取締令第二十五條ノ規定ニ依ル汽罐ノ構造上ノ要件制限壓力三十五疋平方糎以下ノモノニ付左ノ通定ム

昭和十年四月九日

内務大臣 後藤 文夫

第一章 汽罐ノ材料

第一條 汽罐ノ材料ハ左表ニ掲グルモノヲ使用スルコトヲ要ス但シ之ト同等以上ノ材料ヲ使用スル場合又ハ制限壓力十疋平方糎以下ノ汽罐ニ付地方長官支障ナシト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

種別	材料		註
	材質	寸法	

鋼板	罐胴	日本標準規格第二十二 號罐用壓延鋼材	鋼板第一種 鋼板第二種 鋼板第四種		
〈略〉	〈略〉		〈略〉		

〈以下略〉

1.8.2 労働基準法

労働基準法の立案作業において、機械等の譲渡等の制限規定（労働基準法時代の見出しは、「安全装置」であった。）は、労働保護法案要綱（昭和 21 年 4 月 21 日）（第 2 次案）第 28 条として現れたのが最初であり、その後、公聴会（この条については重要な意見はなかった⁴⁹⁾）等を経て、第 2 次案から大きな変更のないまま、労働基準法草案（昭和 21 年 11 月 20 日）（第 8 次案）⁵⁰⁾では次のような規定振りであった。

労働基準法草案（第八次案）

（安全装置）

第四十二條 危険な作業を必要とする機械器具は安全装置を具備しなければ譲渡又は貸與若しくは設置をしてはならない

特に危険な作業を必要とする機械器具は予め行政官庁の許可を受けなければ製造、變更若しくは設置をしてはならない

前二項の機械器具の種類及び具備すべき安全装置は命令で定める

それが、労働基準法草案（昭和 21 年 12 月 13 日）（第 8 次案修正案）⁵¹⁾では次のとおり、「安全装置を具備しなければならない」の前に「必要な規格又は」の句が挿入された⁵²⁾。

労働基準法草案（第八次修正案）

（安全装置）

第四十二條 危険な作業を必要とする機械器具は必要な規格又は安全装置を具備しなければ譲渡又は貸與若しくは設置をしてはならない

特に危険な作業を必要とする機械器具は予め行政官庁の許可を受けなければ製造、變更若しくは設置をしてはならない

前二項の機械器具の種類及び必要な規格並びに具備すべき安全装置は命令で定める

この案にはその後大きな変更が加えられず、次のとおり、労働基準法第 46 条として公布、昭和 22 年 11 月 1 日に施行された。

労働基準法（昭和二十二年四月七日法律第四十九号）

（安全装置）

⁴⁹⁾ 寺本廣作『労働基準法解説』（時事通信社、1948 年）114-115 頁

⁵⁰⁾ 渡辺章編集代表『日本立法資料全集 51 労働基準法〔昭和 22 年〕(1)』（信山社、1996 年）376 頁

⁵¹⁾ 渡辺章編集代表『日本立法資料全集 51 労働基準法〔昭和 22 年〕(1)』（信山社）401 頁

⁵²⁾ 渡辺章編集代表『日本立法資料全集 51 労働基準法〔昭和 22 年〕(1)』（信山社）133 頁

第四十六條 危険な作業を必要とする機械及び器具は、必要な規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸與し、又は設置してはならない。

特に危険な作業を必要とする機械及び器具は、予め行政官廳の認可を受けなければ、製造し、変更し、又は設置してはならない。

前二項の機械及び器具の種類、必要な規格及び具備すべき安全装置は、命令で定める。

これ以後、安衛法制定まで、機械等の譲渡等の制限規制は同条により行われた。

同条について、寺本廣作は著書⁵³で次のように解説している。

【解説】第十二回國際労働會議では、危険を伴ふ種類の機械は法令によつて要求される安全装置を備へるものでなければこれを供給し又は据え付けることが出来ないという原則を、法令で確立することを勧告してゐる。英國工場法第十七條は同様の趣旨の規定を設けてゐる。我が國では汽罐取締令第五條で汽罐の設置について行政官廳の許可を要することゝされてゐたものゝほか、國の法令で定めたものはなかつたが労働災害の實積よりすれば汽罐に限らず他の危険を伴ふ機械器具についても同様の規定を設ける必要が認められ、中には地方廳令で特別の取締規則を定めてゐた事例もあつたので本條で安全装置に關する一般原則を定めることゝした。取締りの程度については必ずしも具體的なひとつひとつの場合に行政官廳が關與しなくても豫め一定の安全装置の基準を定めて置けば足りるものも多いので、本條第一項ではかかる程度の機械器具については一定の基準による規格及安全装置を具備しなければ譲渡し、貸與し、又は設置し得ないことを定めるに止めた。労働安全衛生規則第三十四條は研磨盤、丸のこ盤以下數種の機械器具についてこの趣旨の規定を設けたものである。汽罐の安全装置、調帶の繼金具等の如く、取締上必ずしも個々の取引行爲について行政官廳の關與が必要でなくても、たゞ一定の基準を示すに止めるだけでは不十分なものについては同規則第三十六條で同一種類のものの性能について労働省労働基準局長の認定を必要とすることゝした。危険性の特に高い機械器具については製造、變更又は設置について、本條第二項で豫め行政官廳の認可が必要とされ、この規定に基づき労働安全衛生規則第三十七條は熔接による汽罐又は特殊汽罐の製造について労働省労働基準局長、同第三十七條は汽罐又は特殊汽罐、揚重機等の設置について所轄労働基準監督署長の認可を必要とすることを規定した。製造について行政官廳の認可を必要としたのは元の汽罐取締令第六條の如く製造後に於て罐體検査を行ふのでは、不合格になる場合、經濟的損害が多いので之を防止することに主眼を置いたためである。

この引用文の冒頭の「勧告」とは、動力に依り運転せらるる機械の保護に付ての責任に關する勧告 (ILO 第 32 号勧告) (1.6 節参照) のことである。

労働基準法に基づく命令として旧安衛則 (昭和 22 年 10 月 31 日労働省令第 9 号) が公布

⁵³ 寺本廣作『労働基準法解説』 (時事通信社, 1948 年) 264-265 頁

され、昭和 22 年 11 月 1 日に施行されたが、同法第 46 条第 1 項に関しては次のとおり規定された。

労働安全衛生規則（昭和二十二年十月三十一日労働省令第九号）

第一編 総則

第三章 安全装置

第三十四條 左に掲げる機械及び器具は、法第四十六條第一項の規定により譲渡し、貸與し、又は設置してはならない。

- 一 第七十七條の覆を具備しない研ま盤
- 二 第七十九條の割刃を具備しない丸のこ盤
- 三 第八十二條の急停止装置を具備しないゴム又はエポナイトの練りロール機
- 四 第八十三條の緊錠装置を具備しない機械
- 五 第二百三十條の罐体検査に合格しない汽罐又は特殊汽罐
- 六 第三百九十一條の規格を具備しないアセチレン発生器
- 七 耐圧証明書のない内圧容器
- 八 前各号の外、中央労働基準委員会の議を経て労働大臣の指定するもの

第三十五條 前條第七号の耐圧証明書は、労働省労働基準局長が指定した者又は都道府県労働基準局長が様式第五号によつて、発行したものでなければならない。

〈第二項略〉

第三十六條 第三十八條第一項第一号乃至第三号に掲げる機械及び器具に具備する安全装置並びに左に掲げる器具又は安全装置であつて、その性能について、労働省労働基準局長の認定のないものは、法第四十六條第一項の規定により、譲渡し、又は貸與してはならない。

- 一 調帯の継金具
- 二 動力傳導軸の急停止装置
- 三 圧機又は切断機の安全装置
- 四 木工用丸のこ盤の反ばつ又は接触予防装置
- 五 ゴム又はエポナイトの練りロール機の急停止装置
- 六 前各号の外、中央労働基準委員会の議を経て労働大臣の指定するもの

〈第二項略〉

労働省労働基準局長は、第一項の器具又は安全装置が労働者の危害防止に有効なものであると認めるときは、その認定書を交付する。

第三十八條 左に掲げる機械及び器具は、法第四十六條第二項の規定により、所轄労働基準監督署長の認可を受けなければ、これを設置してはならない。

- 一 汽罐又は特殊汽罐
- 二 揚重機
- 三 アセチレン溶接装置

四 前各号の外、中央労働基準委員会の議を経て労働大臣の指定するもの
前各号の機械及び器具の範囲、必要な規格、具備すべき安全装置、その他認可の基準については、第四編に規定するところによる。

第二編 安全基準

第二章 機械装置

第七十七條 回轉中破壊のおそれのある研ま盤のと石車には、堅固な覆を設けなければならない。

〈第二項略〉

第七十八條 動力によつて運轉する圧機又は切断機には、金型又は刃物による危害を防止するため、安全装置を設けなければならない。但し、金型又は刃物の作動する部分に手を入れる必要のない場合には、この限りでない。

第七十九條 木工用丸のこ盤には、割刃その他反ばつ予防装置を取り付けなければならない。但し、横びき用又はこれに準ずる丸のこ盤で、反ばつの危険がないものは、この限りでない。

第四編 特別安全基準

第一章 汽罐及び特殊汽罐

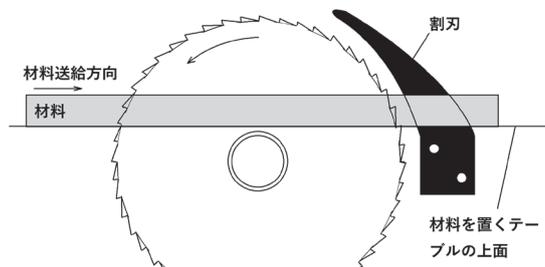
第一節 総則

第二百三十條 汽罐又は特殊汽罐について、罐体検査を受けようとする者は、様式第二十一号による申請書に様式第二十二号甲、乙、丙による汽罐又は特殊汽罐明細書を添え、所轄都道府縣労働基準局長に提出しなければならない。

都道府縣労働基準局長は、罐体検査に合格した汽罐又は特殊汽罐に様式第二十三号による刻印を押し、且つ汽罐又は特殊汽罐明細書に様式第二十四号による罐体検査済の印を押し、これを交付する。

前項の汽罐又は特殊汽罐明細書を失い、又は損じたときは、その再交付を検査を受けた都道府縣労働基準局長に申請することができる。

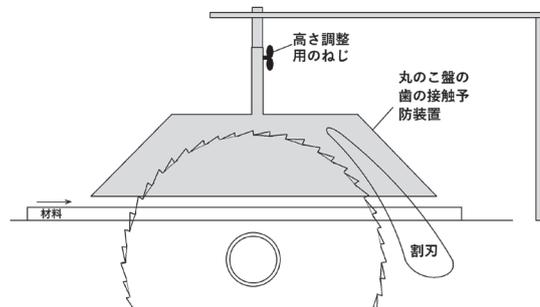
図 10 丸のこ盤の割刃の例 (筆者作図)



図の黒い部分が割刃。左から木材を挿入する。木材は丸のこによって切断されるが、木材の状態によっては切断部が開かず、内側に曲がり、丸のこの右側に引っかかってしまい、丸のこの回轉方向に木材が吹っ飛ぶことがある。割刃は単なる金属製の板であるが、丸のこの厚さより少し厚くして木材の切断部を開くことにより、木材が丸のこの右

側に引っかからないようにする機能がある。

図 11 丸のこ盤の歯の接触予防装置 (固定式) の例 (筆者作図)



円盤の部分が丸のこを示す。これが回転する際、切るのに不要な上の部分を覆う安全装置である。

ここで、旧安衛則第 2 編 (安全基準) 及び第 3 編 (衛生基準) 等では、名宛人が殆ど明示されていないことを知っておく必要がある。これは、本法第 27 条では危害防止基準の命令委任が「…事業者が講ずべき措置…は、厚生労働省令で定める」と規定されているのに対し、労働基準法旧第 45 条では「使用者が…講ずべき措置の基準…は、命令で定める。」と規定され、旧安衛則等の命令の規定は単なる措置基準に過ぎず、具体的な義務づけは、労働基準法旧第 42 条又は旧第 43 条から直接なされるという形をとっていたからであろう⁵⁴。したがって、旧安衛則第 2 編や第 3 編で名宛人が明記されないものは、(例外はあれど) 基本的には労働基準法旧第 42 条又は旧第 43 条に基づく使用者の危害防止義務を具体化する際の基準であったと考えられる。本法では、このような機械等の技術的基準を、厚生労働省告示による規格として整理し、これを法律 (例えば第 37 条や第 42 条) 又は命令 (例えば安衛則第 27 条) 中に引用する際に名宛人その他規制方式を明らかにするという形をとっている (ただし、今でも、例えば有機則第 16 条から第 17 条までの規定のように、設備 (ここでは具体的には発散防止抑制設備) の性能についての技術基準だけを定め、名宛人を明記しないものがある。これは有機則第 5 条、第 6 条等に規定されている設備に係る解釈規定ともとれるし、上述のように労働基準法旧第 45 条に基づく命令で措置基準を定めていた時代の名残りともとれるだろう。)

このような背景もあってか、例えば研ま盤については、使用者に対する構造基準である旧安衛則第 2 編第 77 条を同第 1 編第 34 条の譲渡等規制に引用してくるというような方法が見られた。

また、旧安衛則第 34 条では、第 5 号で缶体検査に合格していない汽缶 (ボイラー) の譲

⁵⁴ 労働省労働基準局安全衛生部編『実務に役立つ労働安全衛生法』(中央労働災害防止協会, 1993 年) 176-177 頁において、従来、労働基準法旧第 45 条の規定についてこのように解釈する向きがあったことが示唆されている。

渡制限等も規定するなど、現在の特定機械等の譲渡等の規制の一部もここに組み込まれていた（即ち、安衛法第 40 条第 2 項（有効な検査証とともにしなければ譲渡してはならない規定）に類似している）。旧安衛則第 36 条では、圧機（プレス機械）等の安全装置で労働省労働基準局長の認定のないものを譲渡又は貸与してはならないと定められているが、これは現在の検定制度に相当するものだろう。

ところで、ここで気づくのは、労働基準法草案第 8 次案第 42 条の趣旨だった「危険な作業を必要とする機械器具は安全装置を具備しなければ譲渡又は貸与若しくは設置をしてはならない」と、実際に成立した労働基準法第 46 条との違いである。

思うに、第 8 次案第 42 条は、危険な作業を必要とする機械が安全装置を具備しないまま流通することを防止するための条文案であったと思われる。実際、旧安衛則第 34 条第 1 号から第 4 号までが、機械器具に対して安全装置を具備せよと規定しているのはその趣旨を反映したものであろう。しかし、旧安衛則第 36 条第 1 項は、安全装置を単独で譲渡等規制の対象としており、例えば同項第 3 号の圧機でいえば、譲渡してはならないのは労働省労働基準局長の認定を受けていない圧機の安全装置であって、安全装置を具備しない圧機の譲渡は禁じていないことになる。もちろん、安全装置は必要であるが、その取り付け義務は全面的に使用者に課されることとなった。このように、第 8 次案第 42 条と実際に成立した労基法の第 46 条との違いは大きい。

労働基準法旧第 45 条の規定に基づく労働省令（旧安衛則第 2 編等）において、機械等の構造基準が定められていたことは上でも述べたが、これは一種の規格であり、現在でも、安衛則第 2 編第 10 章第 2 節（足場）第 1 款（材料等）は事業者を名宛人としているが足場の構造規格とも呼べるものである。中には、旧高気圧障害防止規則（昭和 36 年 3 月 22 日労働省令第 5 号）第 45 条（規格）が後に再圧室構造規格（昭和 47 年 12 月 4 日労働省告示第 147 号）となったように、省令で定められていた規格が告示として独立したものもある。

規格の制定は、労働基準法旧第 45 条に基づく命令によっても行われた。

昭和 24 年 11 月 16 日労働省令第 30 号による旧安衛則改正で、旧安衛則第 183 条の 2 が追加され、公布と同時に施行された。

労働安全衛生規則（昭和二十二年十月三十一日労働省令第九号）

第三編 衛生基準

第二章 保護具その他

第百八十一條 著しく暑熱又は寒冷の場所における業務、多量の高熱物体、低温物体又は有害物を取り扱う業務、有害放射線にさらされる業務、ガス、蒸気又は粉じんを発散し、衛生上有害な場所における業務、病原体によつて汚染のおそれの著しい業務その他衛生上有害な業務においては、その作業に従事する労働者に使用させるために、防護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適当な保護具を備えなければならない。

第百八十二條 皮膚に障害を與えるものを取り扱う業務、皮膚から吸収され又は侵入して、中毒又は感染を起すおそれのある業務においては、その作業に従事する労働者に使

用させるために、塗布剤、不浸透性の作業衣、手袋、履き物等適当な保護具を備えなければならない。

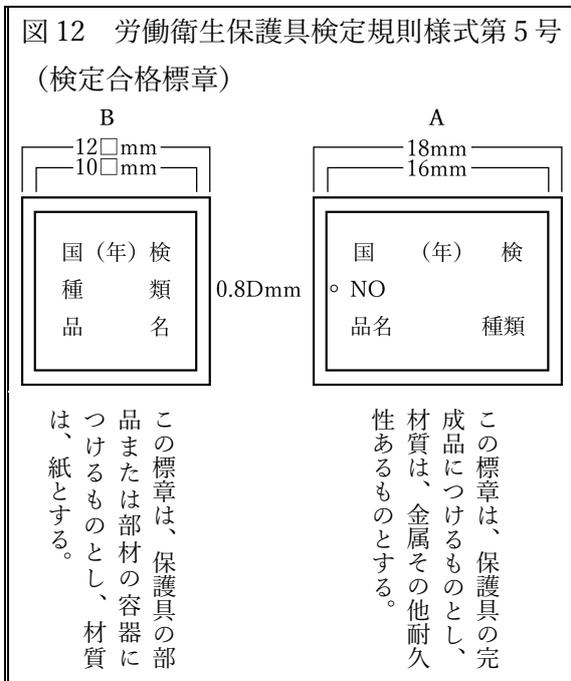
第百八十三條 強烈な騒音を発する場所における業務においては、その作業に従事する労働者に使用させるために、耳せんその他の保護具を備えなければならない。

第百八十三條の二 前三條により備えつけるべき保護具の中、労働大臣が規格を定めるものについては、その規格につき検定をうけたものでなければならない。

旧安衛則第 183 条の 2 の規定に関連し、労働基準法旧第 45 条の規定に基づき、労働衛生保護具検定規則（昭和 25 年 12 月 26 日労働省令第 32 号）が制定され、これによりまず労働衛生保護具のうち防じんマスクの規格（昭和 25 年 12 月 26 日労働省告示第 19 号）、その後防毒マスクの規格（昭和 37 年 5 月 30 日労働省告示第 27 号）が定められた。

労働衛生保護具検定規則第 9 条においては、検定に合格した保護具に検定合格標章（図 12）をつけなければならないことや、検定合格標章は検定に合格した製造者の申請に基づき労働省労働基準局長が交付すること等が規定された。これは、労働基準法旧第 46 条の規定とは無関係になされたので、譲渡等を直接規制していたわけではないが、粉じん作業等において防じんマスク等についてはこれ以外のものは使用できないため、これは流通規制に準ずるものであったといえるだろう。これが労基法旧第 46 条の譲渡等規制に組み込まれなかったのは、防じんマスクを同条の「危険な作業を必要とする機械及び器具」で読むことができなかったためであろう。

この時の検定合格標章のデザインは、本法制定以降も、労働衛生保護具用型式検定合格標章に受け継がれている。



また、安全分野では、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（昭和 35 年 11 月 25 日労働省令第 25 号）により電気災害の防止規定が拡充され、第 140 条の 7 などをはじめとする

電気機械器具の防爆構造等に関する規定が昭和 36 年 10 月 1 日に施行され、併せて電気機械器具防爆構造規格 (昭和 36 年 9 月 30 日労働省告示第 42 号) が制定された。

労働安全衛生規則 (昭和二十二年十月三十一日労働省令第九号)

第二編 安全基準

第七章 電気災害の防止

第六節 雑則

第百四十条の七 第百四十条の三、第百四十条の四及び第百四十条の五の電気機械器具の構造は、労働大臣が告示で定める防爆構造の規格に適合するものでなければならない。

その後、労働安全衛生規則の一部を改正する省令 (昭和 44 年 1 月 29 日労働省令第 1 号) により旧安衛則第 140 条の 7 が次のように改正されるとともに防爆構造電気機械器具検定規則 (昭和 44 年 1 月 29 日労働省令第 2 号) が制定され、両省令が昭和 44 年 4 月 1 日に施行され、防爆構造電気機械器具についても検定が行われることとなった。

労働安全衛生規則 (昭和二十二年十月三十一日労働省令第九号)

第百四十条の七 第百四十条の三からその第百四十条の五までの電気機械器具は、その防爆構造の規格について、防爆構造電気機械器具検定規則 (昭和四十四年労働省令第二号) による検定を受けたものでなければならない。

前項の防爆構造の規格は、労働大臣が告示で定める。

このほか、絶縁用保護具及び絶縁用防具の要求性能につき、絶縁用保護具等の性能に関する規程 (昭和 36 年 3 月 27 日労働省告示第 8 号) が制定されるなど、検定や譲渡等の規制を伴わずもっぱら使用者が守るべき規格として告示が定められることもあった。現在も、同様の告示として有機溶剤中毒予防規則第十六条の二の規定に基づく厚生労働大臣が定める構造及び性能 (平成 9 年 3 月 25 日労働省告示第 21 号) がある。

なお、本法第 43 条に関していえば、旧安衛則第 69 条には、動力伝導装置の止め具類を埋頭型にする等の措置が定められていたが、これは基本的に労働基準法旧第 45 条の委任を受けて使用者に義務づけていた規定であり、譲渡等の制限という観点からは本法第 43 条の前身となるものとはいえない。

労働安全衛生規則 (昭和二十二年十月三十一日労働省令第九号)

第二編 安全基準

第一章 原動機及び動力伝導装置

第六十九条 動力伝導装置又は動力によつて運轉する車軸に附属する止め金具類は、埋頭型のものを使用し、又は適当な覆を設けなければならない。

1.8.3 労働安全衛生法制定以降

昭和 44 年 9 月 30 日に発足した労働基準法研究会は、発足以来、労働安全衛生の問題を主として調査研究を行っていたが、この問題をより専門的に調査研究するため第 3 小委員会を設置し、昭和 46 年 7 月 13 日、その結果を「第 3 小委員会報告」として会長に報告した。本法は、同報告に基づいて立案されたものである。

以下、同報告中機械等の譲渡等の制限規制に関する部分を抜き出して引用する（特定機械等及び検定に関する事項も併せて記述されていることに注意。）。

昭和 46 年 7 月 13 日

労働基準法研究会

会長 石井照久 殿

第 3 小委員会

委員長 石井照久

第 3 小委員会報告

第 3 小委員会は〈略〉別紙のとおり報告する。

別紙

3. 安全衛生対策の現状と問題点

(四) 危険な作業を必要とする機械器具の製造、流通等の規制

(1) 法制

危険な作業を必要とする機械や器具は、工場事業場において利用に供されてから安全衛生上の対策を講ずるよりも、製造、販売の段階で安全上、衛生上必要な措置を講じておく方がきわめて効果的であり、また、使用の段階では、十分な安全衛生対策を講ずることが困難な場合もある。

労働基準法第 46 条は、危険な作業を必要とする機械および器具については、必要な規格または安全装置を具備しなければ譲渡、貸与または設置してはならないとしており、さらに、とくに危険な作業を必要とする機械および器具については、製造、変更または設置を行政官庁の認可にかからしめている。そして、これらの製造、譲渡、設置などについて規制を受ける機械および器具の種類、必要とされる規格ならびに具備すべき安全装置は命令で定めている。

また、労働基準法第 47 条により認可を必要とする機械、器具は、認可後一定期間の経過後に改めて国または代行機関の行なう性能検査をうけ、これに合格しなければならないこととされている。

(2) 現状および問題点

イ 規制の対象となる機械などの範囲

現在、危険な作業を必要とする機械等で労働安全衛生規則、ボイラ及び圧力容器安全規則などで製造流通規制の対象となっているのは、

- ① 製造、設置、変更にあたって認可を要件とするものは、ボイラ、第 1 種圧力容器、クレーン、移動クレーンおよびゴンドラの 5 種
- ② 設置、変更にあたって認可を要件とするものは、デリック、エレベータ、簡易リフト、建設用リフトおよびアセチレン溶接装置の 5 種
- ③ 譲渡、貸与、設置にあたって構造規格の具備を要件とするものは、小型ボイラ、第 2 種圧力容器、小型圧力容器、つり上げ荷重 3 トン未満のクレーンおよび移動式

クレーン、小型デリック、つり上げ荷重 1 トン未満のエレベータおよび簡易リフト、プレス機械ならびにグラインダの 10 種

- ④ 譲渡、貸与、設置にあたって安全装置の具備等を要するものは、木材加工用丸のこ盤、手押しかな盤、ゴム練りロール機、繊維機械、ホークリフトの 5 種と総計 25 種となっている。

規制対象の範囲に関連して次のような問題がある。

第 1 に、機械の動力伝導部分については適当な防護措置を講ずべきことは、使用者の義務とされているが、この防護措置の不備による災害が依然として跡をたたない。このような直接災害と結びつく動力伝導部分についても機械の製造段階で防護措置を講ずることが必要である。

第 2 に、現在、衛生上有害な機械、器具については、危険な作業を必要とする機械、器具とは異なり、製造、流通規制の対象とすることに法律の規定上無理があり、また、譲渡、貸与、設置にあたっての構造条件具備について法律上同じような難点がある。

第 3 に、安全のための装置や保護具の機能が不良であると死亡その他の災害につながるものが多く、足場、型わく支保工等に用いる部材についても同様である。これらのものについても、製造段階において構造要件を具備させる必要がある。

第 4 に、危険な作業を必要とする機械、器具等については、所定の規格を具備することが要件とされているが、それを標示ないし証明する制度が設けられておらず、このためユーザーとしてはいかなる機械が規格要件を具備しているのか判定に苦しむことがあり、製造段階から機械、器具の安全化をはかろうとする法の趣旨が不徹底に終わっているきらいがある。

第 5 に危険な作業を必要とする機械器具は、技術革新の進展の中で大きく変化しているが、そのなかで他により安全なもののできたため、使用に供されなくなってきたもののある反面、新しく、危険な作業を必要とする機械、たとえばゴンドラなどが出現し、これに適宜対処する規制の改正が必要である。しかしながら、現実には、規制範囲の拡大は、一たん重大災害が起きてから手をつけるといった後手の対策になり易く、実用化される前にその安全性を慎重に検討する体制に欠けている。

ロ 認可対象物件の急激な増加と検査機構の不備

製造認可、設置認可の対象物件は、アセチレン溶接装置等一部のものを除き、急激に増大している。たとえば、ボイラは、昭和 44 年の設置数は 10 年前の昭和 35 年のほぼ 2 倍、クレーン等はあわせて 10 年前の 3 倍弱の増加となっている。他方製造認可にともなう構造検査、溶接検査、設置認可にともなう落成検査の業務に従事する検査人員はほとんど増加していないため、検査業務以外の業務にシワ寄せがきており、早晚検査体制の整備について抜本的対策を講じなければ検査制度を維持することは困難となるとともに、他の業務に重大な支障をきたすこととなる。

(十) むすび

わが国社会は、〈略〉

このような労働災害の発生状況は、わが国の労働災害防止対策に次のような問題を提起している。

まず、第 1 に労働基準法を中心とする現行法制に基づく労働災害防止対策は、総合的予防的施策の面で不十分であり、産業社会の急激な進展ないし変化に即応することができない。

〈略〉

第 4 に、労働災害が多発している中小企業、構内下請企業に対する対策が必ずしも十分とはいえ、大企業等に比し依然高い災害の発生率を示している。

このような状況のもとに、今後の労働安全衛生対策の基本的方向を示せば、次のとおりである。

まず、第 1 に産業社会の進展に即応するため、積極的、科学的対策を講ずる必要がある。新工法、新材料の採用にともなう事前審査の制度、発注、設計段階における安全性の配慮、機械設備の本質的安全の確保、職場環境の抜本的改善による公害源の解消、労働者の体力増強といった積極的施策を講ずる必要がある。

〈略〉

以上明らかなように現行の労働基準法を中心とする労働安全衛生対策は急激に変化する産業社会の実態に必ずしも、即応したものとはいえ、新たに労働者の安全と衛生を確保する観点から総合的立法を行なう必要がある。

以上の基本的方向のもとに、今後の安全衛生対策について具体的方向を示せば次のとおりである。

(4) 危険な機械、有害物の製造、流通規制

イ 設計、製造にあたっての安全上の配慮

危険な機械等の設計、製造にあたっては、その使用の際における関係労働者の安全を確保するためあらかじめ安全上の配慮をすること。

ロ 防護措置がない機械等の譲渡、貸与についての規制

製造業者に対しては、その製造する機械について動力伝導部分など危険箇所の防護措置を講じさせるほか、動力伝導部分などの危険箇所の防護措置がない場合には当該機械等の譲渡および貸与について規制すること。

ハ 危険な作業を必要とする機械等の譲渡、貸与、設置の規制および検定

プレス機械等危険な作業を必要とする機械、器具および安全装置の安全性を製造時において確認するための体制を整備すること。

ニ 特に危険な作業を必要とする機械等の製造、設置認可

ボイラ、クレーンのみならず危険を伴う化学設備の製造等にあたっては、行政官庁の認可を受けなければならないこととすること。

ホ 検査体制の整備

機械設備等の安全性を確保するための検査等については、行政の簡素化の見地から検査体制の整備充実をはかるとともに、検査等を行なう機関に対する監督指導の体制を整備すること。

〈以下略〉

1.8.3.1 第 42 条関係

本法公布・施行時の第 42 条の規定は次のとおりであり、当初は、対象とする機械等の指定はすべて政令に委任していた。

(譲渡等の制限)

第四十二条 特定機械等以外の機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するものうち、政令で定めるものは、労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

第 42 条では、労働基準法旧第 46 条にもあった「危険な作業を必要とする機械及び器具」に、「有害な作業を必要とするもの」、「危険な場所において使用するもの」、そして「危険若しくは健康障害を防止するため使用するもの」の 3 つ機械等が追加されている。これは、ガンマ線照射装置などの衛生上有害な機械等を流通規制に載せるために「有害な作業」を追加し、従来労働基準法旧第 45 条（使用者の危害防止措置義務規定の命令への包括委任規定）を根拠として検定を実施し、流通規制に準ずる規制を行っていた防爆構造電気機械器具を本法第 42 条で読み、使用従属関係を越えた流通規制に載せるために「危険な場所において使用するもの」という文言を追加し、同様に、労働衛生保護具を第 42 条で読み、かつ新たに保護帽等についてもこれに含めるために「危険若しくは健康障害を防止するため使用するもの」という文言を追加したということであろう。

第 42 条は、労働安全衛生法の一部を改正する法律（昭和 63 年 5 月 17 日法律第 37 号）により見出しが「(譲渡等の制限等)」に改正され、昭和 63 年 10 月 1 日施行された。この見出しの改正は第 43 条の 2 が追加されたためであろう。

また、中央省庁等改革関係法施行法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）により、中央省庁再編に伴う字句の整理が行われ、「労働大臣」が「厚生労働大臣」に改められ、平成 13 年 1 月 6 日に施行された。

その後、公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成 15 年 7 月 2 日法律第 102 号）により次のとおり対象とする機械等の一部を法律本体で指定するよう改正され、現在に至っている。

(譲渡等の制限等)

第四十二条 特定機械等以外の機械等で、別表第二に掲げるものその他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するものうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格

又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

以上のとおり、第 42 条は、現在に至るまで 3 回改正されている。

1.8.3.2 第 43 条関係

本法制定以降、第 43 条は、中央省庁等改革関係法施行法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）により従来「労働省令」だった箇所が「厚生労働省令」と改められ、平成 13 年 1 月 6 日から施行されたほかは、改正されていない。

第 43 条の委任を受けている安衛則第 25 条も、中央省庁等改革のための関係労働省令の整備等に関する省令（平成 12 年 10 月 31 日労働省令第 41 号）第 34 条の規定により「労働省令」だった箇所が「厚生労働省令」と改められ、平成 13 年 1 月 6 日から施行されたほかは、改正されていない。

1.8.3.3 第 43 条の 2 関係

設計・製造段階における問題（欠陥）により、機械等の労働災害が発生することは従来からあり、昭和 46 年から、労働省は欠陥機械等通報制度（1.9.2 節参照）を運用していた。

労働災害防止計画では、第 1 次以降毎回のよう設計・製造段階又は流通段階における機械設備の安全化について謳われていたが、機械設備による労働災害は依然として多く、機械等の欠陥により死亡災害が発生しても、欠陥機械等通報制度が行政指導に過ぎないとしてその補修等に従わない製造業者もあった⁵⁵。第 7 次労働災害防止計画（昭和 63 年度から平成 4 年度まで）⁵⁶では、次のように大きく取り上げられた。

労働災害防止計画に関する公示

労働災害防止計画を次のとおり定めたので、公示する。

昭和 63 年 3 月 18 日

労働大臣 中村 太郎

労働災害防止計画

「心身ともに健康で安全な勤労者生活をめざして」

5 主要な労働災害防止対策の推進

(4) 機械設備に係る労働災害防止対策の推進

イ 機械設備の設計段階における安全衛生の確保

機械設備の設計段階における安全衛生の確保を図るため、設計、製造時における安全衛生に係る事前評価を促進するとともに、設計者等に対する安全衛生教育を推進する。

ロ 流通段階における安全衛生の確保

安全衛生上欠陥のある機械設備の流通等を防止するため、当該機械設備に関する規

⁵⁵ 松尾幸夫主筆，片岡輝男，木村嘉勝編『政策担当者が語る労働衛生施策の歩み』（労働調査会，平成 24 年）95 頁

⁵⁶ 昭和 63 年 3 月 18 日官報号外第 29 号に掲載。

制の徹底を図るとともに当該機械設備の製造者等による改善等の措置を徹底する。また、機械設備について労働災害防止団体等が自主的に推奨する安全衛生基準の設定及び当該基準に適合する機械設備の推奨を促進する。

ハ 機械設備の安全化の促進

ボイラー、クレーン、荷役運搬機械、建設機械等に関する安全基準の整備を図るとともに、これらの機械設備の点検整備と適正な使用を徹底する。また、機械設備の安全化のための研究開発を促進する。

中央労働基準審議会は、この第 7 次労働災害防止計画を効果的に実施する観点から、同計画の実施に先だつ昭和 62 年 10 月から労働災害防止部会において総合的な安全衛生対策について検討を重ね、昭和 63 年 1 月 23 日、同部会が作成した報告書の趣旨に沿って本法を改正すること等を労働大臣に建議した⁵⁷。

第 43 条の 2 は、その報告書において、次のとおり機械設備の改善命令制度の創設が必要とされたことにより、労働安全衛生法の一部を改正する法律（昭和 63 年 5 月 17 日法律第 37 号）により追加され、昭和 63 年 10 月 1 日から施行されたものである。

昭和 63 年 1 月 23 日

中央労働基準審議会会長

白井泰四郎 殿

中央労働基準審議会

労働災害防止部会部会長

和田勝美

労働災害防止計画（案）及び総合的な安全衛生対策に関する報告

労働災害防止計画（案）及びこれを効果的に実施するための方策については、昨年 10 月当部会に対し、その検討がゆだねられた。以来、当部会において鋭意検討を進めた結果、労働災害防止計画（案）については、別添案どおりとすることが適当であり、また、これを効果的に実施するためには、別紙のとおり、労働安全衛生法令の改正等総合的な対策を図ることが必要であるとの部会委員全員の合意に達したので報告する。

（別紙）

総合的な安全衛生対策の推進について

I 労働安全衛生をめぐる現状と課題

(3) その他の課題

⁵⁷ この中央労働基準審議会建議及び労働災害防止部会報告書については、「労働行政の動き 労働安全衛生法令の整備についての中央労働基準審議会の建議について」（日本労働研究所『日労研資料』41 巻 4 号通巻 1092 号、1988 年）、「資料 労働安全衛生法改訂関連（中基審の建議等）」（日本労働者安全センター『月刊いのち：労働災害・職業病』22 巻 4 号通巻 256 号、1988 年）に全文掲載されている。

① 機械設備による労働災害の現状と課題

労働災害のうち、機械設備に起因するものは、全体の約半数にのぼっており、しかもその割合は増加する傾向にある。これら機械設備に起因する労働災害の原因としては、機械設備そのものの欠陥の占める割合が高い。このような機械設備による労働災害を防止するため、構造規格等が定められているにもかかわらず、これら法定の要件に適合しない機械設備が労働の場において現に使用され、労働災害を引き起こしていることは極めて問題である。このため、現行法規制の徹底を図り、機械設備の安全性を担保するとともに、法定要件に適合しない機械設備については、その製造者又は輸入者に対して、その改善又は回収等の措置を講じさせることが必要である。

II 労働安全衛生法令を改正すべき事項

3 その他の安全衛生対策の充実

(1) 機械設備による労働災害の防止対策の充実

① 機械設備の改善命令制度の創設

イ 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、構造規格等の法令の構造上の要件に適合しない機械設備の製造者又は輸入者に対し、当該機械設備の改善、回収その他労働災害の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができること。

ロ 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、製造者又は輸入者が、イの命令に従わないときは、その旨を公表することができること。

III 行政施策の上で配慮すべき事項

④ 現行構造規格の適用を受けないこととされている当該規格の適用日前に製造・輸入された機械設備について、労働災害を防止するため必要な場合には、当該機械設備を当該規格に適合したものとなるよう、事業者に対し指導を行うこと。

本法制定時の第 43 条の 2 の規定は次のとおりであった。

第四十三条の二 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第四十二条の機械等を製造し、又は輸入した者が、当該機械等で、次の各号のいずれかに該当するものを譲渡し、又は貸与した場合には、その者に対し、当該機械等の回収又は改善を図ること、当該機械等を使用している者へ労働省令で定める事項を通知することその他当該機械等が使用されることによる労働災害を防止するため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

一 次条第五項の規定に違反して、同条第四項の表示が付され、又はこれと紛らわしい表示が付された機械等

二 第四十四条の二第三項に規定する型式検定に合格した型式の機械等で、第四十二条の労働大臣が定める規格又は安全装置（第四号において「規格等」という。）を具備していないもの

三 第四十四条の二第六項の規定に違反して、同条第五項の表示が付され、又はこれと紛らわしい表示が付された機械等

四 次条第一項の機械等及び第四十四条の二第一項の機械等以外の機械等で、規格等を具備していないもの
--

その後、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年 7 月 16 日法律第 87 号）第 390 条の規定により、第 43 条の 2 の規定中「都道府県労働基準局長」を「都道府県労働局長」に改められ、平成 12 年 4 月 1 日に施行された。

また、中央省庁等改革関係法施行法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）第 705 条の規定により、第 43 条の 2 中「労働省令」が「厚生労働省令」に、「労働大臣」が「厚生労働大臣」に改められ、平成 13 年 1 月 6 日に施行された。

また、公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成 15 年 7 月 2 日法律第 102 号）第 4 条の規定により、第 43 条の 2 第 4 号中「次条第一項の機械等及び」が削られ、公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行期日を定める政令（平成 15 年 12 月 19 日政令第 532 号）により平成 16 年 3 月 31 日に施行された。

1.9 運用（適用の実際）

本節では、第 42 条から第 43 条の 2 までの規定に関する取締り、違反又は実効性確保等の状況について述べる。

欠陥機械等通報制度（1.9.2 節）は第 42 条の機械等に限らず、特定機械等、第 43 条の機械等のほか、これら以外の機械等で製造者に責任のある欠陥により労働災害を発生させたものも対象としている制度であるが、便宜上本節に含めた。

1.9.1 定期監督等実施状況・法違反状況（統計）

平成 23 年から令和 2 年までの労働基準監督機関による定期監督等（申告監督及び再監督は含まれない）において、第 42 条から第 43 条の 2 までの規定違反が確認された事業場の数は表 2 とおりである。なお、この表を作成する際に使用した労働基準監督年報では同 3 か条の違反の合計しか記載されていないためそれぞれの条文に係る違反の有無及び事業場数は不明である。

表 2 労働基準監督機関による定期監督等における労働安全衛生法第 42 条、第 43 条又は第 43 条の 2 違反が確認された事業場数

監督実施年	定期監督等実施事業場数	同 違 反 事 業 場 数 （ 労 基 法 等を含む）	
			安衛法第 42 条～第 43 条の 2 違反数
平成 23 年	132829	89586	52
平成 24 年	134295	91796	59
平成 25 年	140499	95550	44
平成 26 年	129881	90151	42
平成 27 年	133116	92034	35
平成 28 年	134617	89972	29
平成 29 年	135785	92695	27

平成 30 年	136281	93008	34
平成 31 年 令和 元年	134981	95764	22
令和 2 年	116317	80335	25

註 労働基準監督年報（平成 23 年から令和 2 年まで）の統計表「定期監督等実施状況・法違反状況」による。同表の当該欄には条文番号が「42・43」と表示されているが、同表の※書きにあるように、枝番号を特記している場合を除き、すべての枝番号を含むので、「43」には第 43 条の 2（命令違反）が含まれるものと思われる。なお、参考のために各年の定期監督等実施事業場数及び同違反事業場数を記載したが、全ての定期監督等で安全衛生についての調査を行っているわけではないため、この表は、定期監督等実施事業場のうち第 42 条、第 43 条又は第 43 条の 2 違反が存在する事業場の割合を示すものではなく、あくまで定期監督等で覚知・指導することとなったものを集計したものにすぎない。

申告監督及び再監督については、条文毎の違反件数が集計されていないため件数は不明である。

また、人事委員会等が労働基準監督を行う非現業等の地方公務員に関する状況など、労働基準監督官が監督を行わない領域における状況については時間の制約上、調査が及ばなかった。

1.9.2 欠陥機械等通報制度

昭和 46 年から、労働省（のち厚生労働省）により欠陥機械等通報制度が運用されている。

これは、都道府県労働局又は労働基準監督署が監督指導その他の機会において欠陥等のある機械等を認知した場合に、その製造者（メーカー）の所在地を管轄する都道府県労働局にその旨通報し、通報を受けた都道府県労働局が当該製造者に立入調査を行い、販売先も確認し、その結果を基に、当該製造者に対して将来に亘る設計変更のほか、流通段階又は使用段階にあるものについて原則として回収又は補修する改善措置を行わせるものである。その対象となる機械等には、特定機械等や第 42 条の譲渡等の制限の対象となる機械等のほか、製造者に責任のある欠陥により労働災害を発生させたもの等も含まれる^{58,59}。表 3 に、昭和 46 年から昭和 60 年末までにこの制度により改善された機械等の件数を示した。

表 3 欠陥機械等通報制度による機械等の種類別の改善件数（昭和 46 年～昭和 60 年末）⁵⁹

機械等の種類		件数
ボイラー等	ボイラー	18
	圧力容器	7
クレーン等	クレーン	3
	移動式クレーン	7

⁵⁸ 昭和 48 年 3 月 22 日付け基発第 118 号の 3「メーカー段階における機械等の安全衛生の確保について」（<https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-27/hor1-27-13-1-0.htm>）。欠陥機械等通報制度については、別紙の記の 6 にその概要が記載されている。

⁵⁹ 労働省労働基準局安全衛生部安全課「欠陥機械通報制度について」（労働省労働基準局安全衛生部『安全』37 卷 11 号，1986 年）

	エレベーター	7
	簡易リフト	1
木材加工用機械	クロスカットソー	9
	帯のこ盤	7
	角のみ盤	2
	ほぞ取り盤	1
	自動急速横切機	1
	ベニヤクリッパー	1
	チップ	1
	木工用フラッシュプレス	4
	塗装機 (リバースコーター)	1
	手押しかんな盤	2
	テンダーライザー	1
	ベルトサンダー	2
	挽材自動仕分け装置	1
	ラジアルソー	1
	ランニングソー	1
	テーブル式丸のこ盤	5
	チェーンソー	1
	その他の木材加工用機械	2
	プレス等	プレス機械
シャー		1
成型機等	自動成型機	5
	こん包機	2
	裁断機	6
	型打機	3
	プラスチック成型機	8
	その他の成型機等	6
研削盤等	研削盤	19
	研削といし	7
	カッター	4
建設機械等	ダンプトラック	2
	ショベルローダー	2
	トラックミキサー	2
	コンクリートポンプ車	1
	試錐機 (ボーリングマシン)	1
	パワーショベル	1
	くい打機	1
	アスファルト・フィニソシヤ	1
	モルタル搬送吹付機	2
ロール機等	練りロール機	1
	その他のロール機	4
乾燥設備		3
繊維機械		31
食品製造機械		20
農業機械		11
その他	脱水機	1
	混綿機	1
	巻線機	1
合計		356

この制度により改造等がなされた機械等としては、例えば、油圧プレスで一工程一停止機構がなく、非常停止用の押しボタンが赤色でなくかつ突頭型のものでない等の欠陥を有しており第 88 条の計画の届出の審査において発覚したもの、車両系建設機械 (振動ローラー) で車体が傾斜したり衝撃を受けたりすると座席が容易に外れるため死亡災害に繋がっ

たものなどがあったとのことである⁵⁹。

1.9.3 買取試験

厚生労働省は、市場に流通している第 42 条の対象機械等について抜打ちの買取試験を実施している。

令和 3 年度の社会復帰促進等事業の実施状況に係る資料⁶⁰によれば、令和 3 年度においては、じん肺等対策事業の一環として呼吸用保護具等の買取試験が、機械等に起因する災害防止対策費の一環として防爆構造電気機械器具の買取試験が行われた。

また、墜落制止用器具の性能の確認のための買取試験も行われている⁶¹。

1.9.4 回収等命令状況

平成 25 年に開催された労働安全衛生法における機械等の回収・改善命令制度のあり方等に関する検討会⁶²の報告書⁶³によると、平成 15 年から平成 24 年 6 月までの間に第 43 条の 2 の規定により回収・改善命令が発令された件数は、検定対象機械等で 3 件、それ以外の機械等で 15 件であった。

具体的な事例については、1.9.7.1 節及び 1.9.7.2 節で述べた。

1.9.5 送検事件状況（統計）

平成 23 年から令和 2 年までに労働基準監督官が本法第 42 条又は第 43 条を主条文として送検した事件数は表 4 のとおりである。

第 43 条の 2 の規定による命令違反による送検状況に関する情報は不見当であった。

表 4 労働基準監督官による労働安全衛生法違反及びうち第 42 条又は第 43 条違反の送検事件件数（主条文）

送検年	労働安全衛生法違反全体	うち（条番号）	
		42	43
平成 23 年	542	1	0

⁶⁰ 厚生労働省－令和 4 年度第 2 回社会復帰促進等事業に関する検討会資料（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28970.html, 2022 年 11 月 20 日閲覧）の参考 4（<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/001009110.pdf>）を参照。

⁶¹ 公益社団法人産業安全技術協会令和 3 年度事業報告（https://www.tiis.or.jp/dl/?fl=%2Fjpn%2F%E5%8D%94%E4%BC%9A%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6%2F2021%2Fr03_jigyohoukoku.pdf, 2022 年 11 月 20 日閲覧）にその旨記載あり。

⁶² 厚生労働省－労働基準局が実施する検討会等－労働安全衛生法における機械等の回収・改善命令制度のあり方等に関する検討会（議事録，資料等）（https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-roudou_148239.html）

⁶³ 厚生労働省－労働安全衛生法における機械等の回収・改善命令制度のあり方等に関する検討会報告書（<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000026886.html>）

平成 24 年	614	0	1
平成 25 年	560	0	1
平成 26 年	628	0	0
平成 27 年	550	0	0
平成 28 年	497	0	0
平成 29 年	474	0	0
平成 30 年	529	0	0
平成 31 年 令和元年	469	0	0
令和 2 年	505	0	0

註 労働基準監督年報⁶⁴（平成 23 年から令和 2 年まで）の統計表「送検事件状況」による。同表では 1 事件で複数の被疑条文がある場合には、その主たる被疑条文により件数を計上している。したがって、第 42 条又は第 43 条が被疑条文に含まれている場合であっても、それが主たる被疑条文でない場合は計上されていないことに注意されたい。また、これは労働基準監督官が送検した事件のみを集計したものである。

通常司法警察員が送検したものや検察官認知・直受等の事件については、検察統計において本法違反事件全体の集計はなされているが、条文毎の情報は不見当であった。

1.9.6 規格を具備しない機械等の事例等

本節では、事故、買取試験、製造業者からの報告等を端緒として規格を具備しない機械等に関して労働基準監督機関が命令、指導等の行政措置を講じた事例を紹介する。検定上の問題があったものもここで併せて紹介する。

本節の事例のうち、1.9.7.1 節及び 1.9.7.2 節の事例は第 43 条の 2 の規定による命令事案であるが、その他の回収等の事案の公表資料には「命令」ではなく「指示」又は「要請」と記載されており行政指導であると考えられる。

1.9.6.1 個別検定不受検の欠陥小型ボイラー等の回収命令等の事例

平成 22 年 12 月 21 日、福岡県糟屋郡志免町のスーパー銭湯に設置されていた湯沸かし用の円柱型ボイラーが破裂して吹き飛び、約 100 メートル離れた焼鳥屋の店舗の屋根に突き刺さったほか、銭湯隣の中古車販売店に停めてあった乗用車 2 台に当該ボイラーの破片などが当たり、フロントガラスが割れる等といった事故が発生した（負傷者なし）。福岡労

⁶⁴ 労働基準監督年報は、ILO 第 81 号条約第 20 条の規定により作成・公表される年次報告書であり、直近数年分については厚生労働省のウェブサイト（<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/kantoku01/>）で閲覧することができる。定期監督等実施状況や送検事件状況の件数は統計期間は暦年（1 月 1 日～12 月 31 日）である。定期監督等実施状況・法違反状況については一部の条文についてしか違反件数が集計されていないが、送検事件状況については全ての事件の主条文について集計されている旨統計表に記載されている（主条文でないものは集計されていない）。

働局の調査により、このボイラーが、株式会社オオツカ・ガスエンジニアリング（福岡県福岡市）が製造した小型ボイラーであることが明らかになったが、当該小型ボイラーについては個別検定を受けておらず、また構造規格に適合しない材料が使用され、著しい曲げ応力の生じる部分に溶接がなされるという欠陥（小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格第 1 条及び同第 21 条第 1 項違反と思われる。）があった上、同社はユーザー側⁶⁵に対してこの小型ボイラーが小型ボイラーであること、安全装置のこと、取り扱うための資格などについて明示していなかった。同社は同じ型式の小型ボイラーを平成 15 年から平成 16 年に掛けて 10 基製造し、九州北部地域に販売していたほか、平成 15 年、平成 16 年及び平成 21 年に製造した簡易ボイラー 8 基についても、製造者名、製造年月、最高使用圧力等を表示した銘板を取り付けていなかった（簡易ボイラー等構造規格第 6 条違反と思われる。）。福岡労働局長は同社に対し、問題が認められた小型ボイラー 10 基の回収及び簡易ボイラー 8 基の改善を命じた^{66,67}。

なお、この事故を端緒とし、平成 23 年 3 月 18 日、福岡労働局は、株式会社オオツカ・ガスエンジニアリング及び同社社長を本法第 42 条違反（構造規格に適合しない機械等を販売したもの）、スーパー銭湯の代表者をその使用の罪（本法第 20 条（安衛則第 27 条）を適用したものである）で書類送検した⁶⁸。

1.9.6.2 型式検定不受検でかつ規格を具備しない防爆構造電気機械器具の回収等命令等の事例

横河電機株式会社（東京都武蔵野市）は、平成 16 年から平成 23 年までの間、プラント内の流体（気体、液体など）の密度測定等に使用する振動式密度計検出器で、防爆電気機械器具構造規格を具備していないもの（型式：VD6DF-N1, VD6DF-S3）を 188 台販売

⁶⁵ 製品を使用する者は「使用者」ということもあるが、労働基準法の使用（労働者を使用する者）と紛らわしいので、敢えて英語で「ユーザー」ということが多い。

⁶⁶ ヨミダス歴史館－読売新聞 2011 年 3 月 1 日付け西部朝刊「志免町の爆発事故 ボイラー回収命令 福岡労働局＝福岡」

⁶⁷ 労働新聞社－ニュース（2011 年 4 月 15 日）「違反ボイラー回収命じる 福岡労働局」（<https://www.rodco.jp/news/107502/>, 2022 年 11 月 17 日閲覧）

⁶⁸ 魚田慎二（労働安全コンサルタント）ブログ「産業安全と事故防止 & 環境問題についても考える」－「2010 年 12 月 21 日 福岡のスーパー銭湯でボイラー爆発（修正 3）」（<http://anzendaiichi.blog.shinobi.jp/%E4%BA%8B%E4%BE%8B%EF%BC%88%E7%88%86%E7%99%BA%EF%BC%9B%E8%92%B8%E6%B0%97%E7%88%86%E7%99%BA%EF%BC%89/2010%E5%B9%B412%E6%9C%8821%E6%97%A5%E3%80%80%E7%A6%8F%E5%B2%A1%E3%81%AE%E3%82%B9%E3%83%BC%E3%83%91%E3%83%BC%E9%8A%AD%E6%B9%AF%E3%81%A7%E3%83%9C%E3%82%A4%E3%83%A9%E3%83%BC>, 2022 年 11 月 17 日閲覧）

した。同社は、型式検定に合格した型式の製品について設計を変更して製造したことにより、器具のボディーと端子箱を接合するボルト接合部分について、同規格に定める隙間を満たさないこととなったのに型式検定合格標章を付して販売していた⁶⁹。このことは、設計変更に伴い型式検定を受けず、また更新検定時も設計変更の事実が隠されたため長期間発覚しなかった。

これを受けて、次のとおり、厚生労働大臣が同社に対して命令書⁷⁰を交付して回収等の措置を命じるとともに、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が再発の防止を指導⁷¹した。

発基安 0407 第 1 号 平成 23 年 4 月 7 日
横河電機株式会社 代表取締役社長 〈氏名略〉 殿
厚生労働大臣 細川 律夫
機械等措置命令書
貴殿の製造に係る下記 1. の機械等については、下記 2. の事実により、労働安全衛生法第 43 条の 2 第 3 号に該当するので、同条の規定に基づき下記 3. の措置を講ずることを命令します。
記
1. 対象機械等 振動式密度計検出器 平成 16 年 2 月 27 日以降に譲渡された振動式密度計検出器（型式の名称 VD6DF-N1 又は VD6DF-S3）で、型式検定合格番号 T21726 号又は T21727 号の合格標章が付されているもの
2. 事実の概要 ① 当該対象機械は、上記 1. の型式検定に合格した型式の機械が平成 16 年 2 月以降

⁶⁹ 厚生労働省－報道発表資料－(平成 23 年 4 月 8 日)労働基準局安全衛生部安全課発表「横河電機(株)製の規格を具備しない防爆電気機械器具について厚生労働大臣が回収・改善を命令」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000018hsv.html>, 2022 年 12 月 19 日閲覧)

⁷⁰ 平成 23 年 4 月 7 日付け発基安 0407 第 1 号横河電機株式会社代表取締役社長あて「機械等措置命令書」(https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb7302&dataType=1, <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000018hsv-img/2r98520000018huc.pdf>)

⁷¹ 平成 23 年 4 月 7 日付け基安発 0407 第 2 号横河電機株式会社代表取締役社長あて「構造規格を具備していない防爆構造電気機械器具の譲渡に対する再発防止対策の徹底について」(https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb7301&dataType=1, <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000018hsv-img/2r98520000018iy6.pdf>)

に設計変更されたことにより、電気機械器具防爆構造規格を満たさないものとなったこと。

- ② 当該対象機械は、型式検定に合格した型式以外の機械であること。
- ③ 当該対象機械には、上記 1. の合格標章が付されていたこと。
- ④ 上記 1. の型式検定に合格した型式の機械は、設計変更された後も更新検定申請時にその事実が隠され、虚偽内容の申請がなされていたこと。

3. 措置

措置内容	完了期限
当該対象機械を使用する者に対して上記 1. 及び 2. の事実並びに当該機器の使用を停止しなければならない旨を通知すること。	即日
当該対象機械の設計図面を変更前のものに戻すこと。	即日
当該対象機械の構造規格を具備していない部分(端子箱)の回収又は改善を行うこと。	平成 23 年 4 月 22 日

(備考) この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に厚生労働大臣に対して異議申立てをすることができます (処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合を除きます。)

基安発 0407 第 2 号
平成 23 年 4 月 7 日

横河電機株式会社

代表取締役社長 〈氏名略〉 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

構造規格を具備していない防爆構造電気機械器具の譲渡に対する再発防止対策の徹底について

今般、貴社から報告のあった電気機械器具防爆構造規格(昭和 44 年 4 月 1 日労働省告示第 16 号、以下「構造規格」という。)を具備していない防爆構造電気機械器具(以下「不適合機器」という。)の譲渡の問題については、労働安全衛生法第 42 条の規定に違反したことにより、4 月 7 日付け発基安 0407 第 1 号をもって厚生労働大臣から貴職に対して機械等措置命令書が発出されたところであるが、昨年 2 月 1 日に本職より通知した「防爆構造電気機械器具に係る型式検定の適切な手続の徹底等」の問題に引き続き不祥事であり、労働安全衛生関係法令に関する遵法意識が低いと言わざるを得ず極めて遺憾である。

今般の不適合機器の譲渡をはじめとした構造規格に関する問題が続発していることは、不適合機器が使用されることによる労働災害発生の危険性に対する認識が低いことが大きな原因と考えられる。

ついては、下記に留意の上、上記の命令を的確に履行するとともに、本件事案が発生した原因を踏まえた実効ある再発防止対策を検討し、それらの結果を 4 月 28 日(木)ま

でに本職に報告するとともに、対策を確実に実施することで、その徹底について万全を期されたい。

記

1. 機械措置等命令書に基づく履行状況のフォローについて

命令を履行するための計画を作成し、その履行状況を確認するとともに、改善状況を報告すること。

2. 再発防止対策の徹底について

(1) 構造規格の重要性の意識付けの徹底について

今般の問題は、設計部門及び製造部門ともに具備すべき構造規格の要件について低い認識しか持っていなかったことにより発生したと考えられるため、防爆構造電気機械器具の設計及び製造に携わる者に対して、労働安全衛生法及び構造規格に関する教育訓練を充実することにより、構造規格の重要性の意識付けを徹底すること。また、設計部門において、構造規格の要件に係るチェック体制を充実強化させること。

(2) 部門間の連絡調整の徹底について

検定申請を担当する部門が、更新検定を申請するに際して、機器が設計変更されたことの認識が無かったことについては、検定申請担当部門が十分なチェック機能を果たしていなかったこと及び当該機器の設計部門が検定申請担当部門に設計変更に係る情報を提供していなかったが原因と考えられるため、検定申請部門におけるチェック体制を確立するとともに部門間の連絡調整体制を見直し、円滑に情報伝達がなされるような体制を整備すること。

(3) 検査組織体制の適切な整備について

貴社が製造する防爆構造電気機器について、構造規格を具備しない設計により製造された不適合機器の譲渡を防ぐとともに、製造された防爆構造電気機器が構造規格に適合することを確実に担保するため、抜き取り検査などの検査の手法、頻度等について明確な基準を確立すること等により万全の検査組織体制を整備すること。

(4) 他の防爆構造電気機械器具に対する総点検の実施について

今般の事案は、貴社における調査で判明したところであるが、貴社において製造、譲渡されている他の防爆構造電気機器についても、今般と同様の問題が発生していないかどうか早急に総点検を実施すること。

また、厚生労働省労働基準局長から登録型式検定機関である社団法人産業安全技術協会会長あてにもその旨通知し⁷²、適切な審査に関する要請を行っている⁷³。

⁷² 平成 23 年 4 月 7 日付け基発 0407 第 11 号「防爆構造機械器具に係る機械等命令の発令について」 (https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb7303&dataType=1)

⁷³ 平成 23 年 4 月 11 日付け基安安発 0411 第 1 号社団法人産業安全技術協会会長あて「防爆構造電気機械器具に係る型式検定の検査関係書面の適切な審査について」 (<https://www.>

同社は、この前年にも型式検定関係の不備により、防爆製品の回収・交換を行っている⁷⁴。

1.9.6.3 型式検定不受検の防じんマスクの流通事例

プロモート株式会社（大阪府大阪市）は、平成 21 年までに外国からマスクを 635,000 枚輸入し、型式検定を受検せず、包装に「鉱物性粉じん・花粉等の粒子状物質が発生している場所で使用する防じんマスク」と表示して一般の小売店やインターネットを通じて約 106,000 枚を販売した（図 13）。防じんマスクの規格によれば粒子捕集効率は少なくとも常に 80%以上なければならないところ、試験試料 8 個に係る買取試験の結果、粒子捕集効率は最低値で 4.8%程度であった。厚生労働省は、同社に対して回収を指示するとともに、この事実を公表し、粉じん作業場所等有害な作業環境において使用しないよう呼びかけている^{75,76}。

図 13 BM750 防塵マスク（型式検定不受検、サンプル試験において防じんマスク規格不適合。写真は厚生労働省⁷⁵）



セーブ・インダストリー株式会社（新潟県三条市）は、SV-1550「防塵マスク」6144 枚（図 14）を 6144 枚、SV-1181「弁付き活性炭防塵マスク」（図 15）を 40000 枚輸入したが、型式検定を受けず、平成 20 年 10 月から平成 21 年 9 月までに、少なくとも小売店 49 社にこれらを販売し、自社ホームページで販売したものと併せて最終的に約 15000 枚が消費者へ販売された。これを受けて、厚生労働省は同社にこれらのマスクの回収を指示するとともに、この事実を公表し、粉じん作業場所等有害な作業環境において使用しないよう

mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb7300&dataType=1)

⁷⁴ 横河電機株式会社－ニュース&イベント（2010 年 3 月 5 日発表）「弊社流量計（防爆仕様製品）の型式検定申請不備のお詫びとお知らせ」（<https://www.yokogawa.co.jp/news/briefs/2010/2010-03-05-ja/>, 2022 年 12 月 19 日閲覧）

⁷⁵ 厚生労働省－報道発表資料－（平成 21 年 9 月 30 日）厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課環境改善室発表「型式検定を受けていない防じんマスクの流通について」（<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/09/h0930-4.html>, 2022 年 11 月 18 日閲覧）

⁷⁶ Recall Plus－（2009 年 9 月 30 日発表）プロモート「防じんマスク」回収（<https://www.recall-plus.jp/info/10623>, 2022 年 11 月 18 日閲覧）

呼びかけている⁷⁷⁾。

図 14 SV-1550「防塵マスク」(型式検
定不受検。写真は厚生労働省⁷⁷⁾)



図 15 SV-1181「弁付き活性炭防塵マ
スク」(型式検定不受検。写真は厚生労働省⁷⁷⁾)



1.9.6.4 偽造型式検定合格標章を表示した防爆構造電気機械器具の流通事例

シーエル計測工業株式会社(大阪府豊中市)は、昭和 61 年 12 月から平成 3 年 9 月までにかけて、型式検定に受検していないのに型式検定合格標章を表示して防爆構造電気機械器具である静電容量式レベル計約 70 台を全国の食品・化学会社などに販売し、大阪労働基準局に書類送検された。当該静電容量式レベル計は、大阪労働基準局の指導によりすべて回収された(2.6.3 節参照)

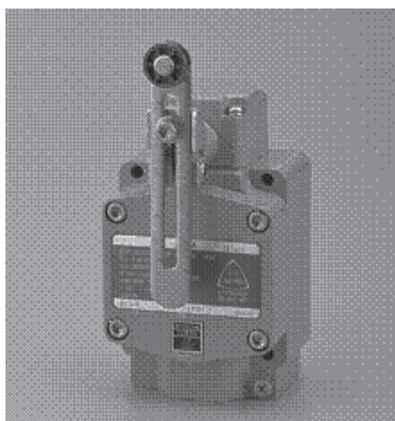
1.9.6.5 型式検定に合格した型式の防爆構造電気機械器具で規格を具備しない製品の流通事例

山武コントロールプロダクト株式会社(神奈川県秦野市)は、検査体制の不備により、防爆構造電気機械器具の型式検定に合格した型式のものとして平成 20 年 4 月から平成 22 年 7 月までに販売した防爆リミットスイッチ VCX-7000 シリーズ 11,963 個の中に、リミットスイッチ内部に組み込まれている耐圧防爆構造容器(内蔵スイッチ部分)の固着接合部の奥行きについて、内容積 10 cm³以下のものは 3 mm 以上なければならないのに、接合部周

⁷⁷⁾ 厚生労働省－報道発表資料－(平成 21 年 11 月 10 日)厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課環境改善室発表「型式検定を受けていない防じんマスクの流通について」(<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/11/h1110-1.html>, 2022 年 11 月 17 日閲覧)

辺に部分的に隙間が生じ、奥行き基準を満たしていないものがあることを厚生労働省に報告した。これを受けて厚生労働省は、同社に対し、同機器と同一型式機器の早期の点検及び規格を満たさない機器の回収・交換並びに再発防止対策の徹底を指導し、この事実を公表した⁷⁸。

図 16 VCX-7000 シリーズ (リミットスイッチ。写真は厚生労働省⁷⁸)



1.9.6.6 型式検定に合格した型式の防じんマスクで規格を具備しない製品の流通事例

防じんマスクの型式検定に合格した製品でも、流通後、製造上の不良等により回収が行われることがある。

スリーエムヘルスケア株式会社(東京都品川区)は、平成 26 年に輸入し、型式検定に合格した防じんマスクのうち 8805-DS2 (第 TM438 号)、8511-DS2 (第 TM28 号) 及び 9322J-DS2 (第 TM554 号) の一部について、排気弁の作動気密が防じんマスクの規格に達しないとして、厚生労働省に報告し、自主回収・交換を行った(ただし、社内試験及び厚生労働省による抽出試験の結果、粉じん捕集効率が規格値を満たしていることなどから、健康被害のおそれはないとされた。)^{79,80}。

⁷⁸ 厚生労働省-報道発表資料-(平成 22 年 10 月 1 日)厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課発表「山武コントロールプロダクト(株)製防爆電気機械器具の回収・交換及び再発防止の徹底を指導」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000syhj.html>, 2022 年 11 月 20 日閲覧)

⁷⁹ 厚生労働省-報道発表資料-(平成 26 年 11 月 14 日)厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課環境改善室発表「規格不適合の業務用防じんマスクの流通が判明～輸入者が防じんマスクの回収・交換を行っています～」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/000065308.html>, 2022 年 11 月 18 日閲覧)

⁸⁰ 消費者-リコール情報サイト「スリーエムヘルスケア「防じんマスク」-交換/回収」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000065308.html><https://www.recall.caa.go.jp/result/detail.php?rcl=00000011022>, 2022 年 11 月 18 日閲覧)

クラレクラフレックス株式会社（東京都千代田区）は、型式検定に合格して販売していた防じんマスク（区分：DS2，製品名：クラトミック®マスク，型式：第 TM741 号）につき、自主検査により経時的に捕集効率に低下がみられ、防じんマスクの規格に適合しないものがあったとして、その旨厚生労働省に報告し、回収と使用中止を呼びかけている⁸¹。

同様の事案は、他の大手マスクメーカーを含め他にも例がある。

1.9.6.7 型式検定に合格した型式の防毒マスクで規格を具備しない製品の流通事例

株式会社重松製作所は、新規に防毒マスクの型式検定申請を行った隔離式防毒マスクのうち、隔離式防毒マスク用吸収缶について、当該検定を実施した公益社団法人産業安全技術協会から吸収缶が漏気するとの指摘を受けた。これを受けて、同社が、既に型式検定に合格して販売をしていた同形状の吸収缶について自社において在庫品のサンプル検査を行った結果、一部の製品——CA-501/OV（第 TN205 号，有機ガス用）、CA-501/HG（第 T229 号，ハロゲンガス用）、CA-502/CO（第 T230 号，一酸化炭素用）、CA-5011/AM（第 T231 号，アンモニア用）、CA-51/SO（第 T232 号，亜硫酸ガス用）について防毒マスクの規格のうち気密性に関する事項を具備していないものがあること（ただし、除毒能力が規格値を満たしていることなどから、通常の使用においては健康被害のおそれはないものと考えられる。）が明らかとなったため、その旨厚生労働省に報告した。これを受け、厚生労働省は、同社に対してこれらの製品の回収・交換を要請するとともに、これを公表して注意喚起を行った⁸²。

1.9.6.8 規格を具備しないパイプサポートの流通事例

平成 27 年 12 月 25 日、厚生労働省が、一般社団法人仮設工業会からの情報提供により、型わく支保工用のパイプサポート等の規格（昭和 56 年 12 月 23 日労働省告示第 101 号）を具備しないパイプサポートが流通していることが明らかになったと発表し、譲渡等の禁止等と呼びかけた⁸³。このパイプサポートの特徴は、受け板及び台板に切り欠きがあることで

⁸¹ 厚生労働省－報道発表資料－（令和 4 年 1 月 24 日）厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課環境改善室発表「工場等での粉じん作業で使用する防じんマスクの回収について～販売者が回収・交換を行っています～」（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23531.html，2022 年 11 月 18 日閲覧）

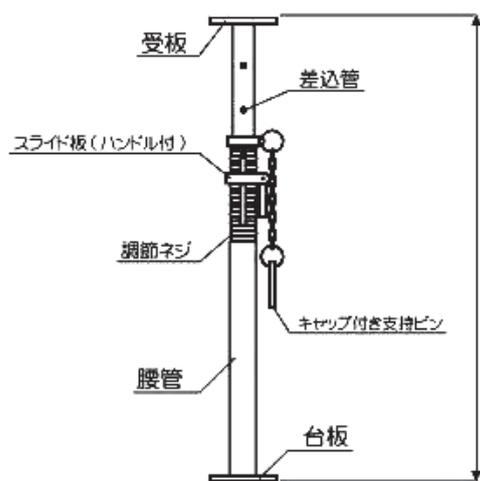
⁸² 厚生労働省－報道発表資料－（平成 27 年 7 月 13 日）厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課環境改善室「規格不適合の業務用防毒マスク用吸収缶の流通が判明～製造者が防毒マスク用吸収缶の回収・交換を行っています～」（<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000091346.html>，2022 年 11 月 20 日閲覧）

⁸³ 厚生労働省－報道発表資料－（平成 27 年 12 月 25 日）厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室長事務連絡「労働安全衛生法に基づく規格を具備しないパイプサポートについて」（<https://www.jaish.gr.jp/azen/hor/hombun/hor1-56/hor1-56-59-1-0.htm>，2022 年 11 月 18 日閲覧）

あるが、構造規格違反に該当する事項としては、製造者名等の表示がないこと、パイプサポートの腰管、差込み管の肉厚が規格で定める値に満たないこと等が確認された⁸⁴。

製品に表示がないため製造者、製造年等は不明である。

図 17 パイプサポートの概略図 (セブン・シー株式会社のウェブサイト (<http://seven-sea.info/pipesupport.html>, 2023 年 8 月 28 日閲覧) から)



1.9.6.9 規格を具備しない単管足場用の単管ジョイントとしてのボンジョイントの使用事例

平成 19 年 12 月 3 日、ボンジョイントを単管足場用の単管ジョイントとして使用したことによる死亡災害を契機として、ボンジョイントの単管足場用の単管ジョイントとしての使用禁止等の徹底が、厚生労働省から一般社団法人仮設工業会等に通達⁸⁵された。

「ボンジョイント」とは、接ぎ手金具の一種で、カラーに取り付けられているねじを回すに従ってほぞ部が広がり、鋼管の内側にほぞ部が圧着することにより抜け止め機能が働く構造のものであって、その他の抜け止め機構のないものをいう (図 18, 図 19, 図 20, 図 21)。ボンジョイントは、抜け止め機構が圧着方式のため、引張試験の強度が極めて低

⁸⁴ 厚生労働省－報道発表資料－ (平成 27 年 12 月 25 日) 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課「労働安全衛生法に基づく規格を満たさない パイプサポートの流通が判明しました～ 建設業界団体や、都道府県労働局に通知～」 (<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/000108196.html>, 2022 年 11 月 18 日閲覧)

⁸⁵ 平成 19 年 12 月 3 日付け基安発第 1203001 号「鋼管足場用の部材及び附属金具の規格」を具備しない単管ジョイントの使用禁止等の徹底について」 (https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb3925&dataType=1)

いこと、抜け止め機能がねじの締付けの程度で圧着の度合が異なるため、当該機能が確実に働いていることの確認ができないことなどから、単管ジョイントとしての規格を具備していない。したがって、ボンジョイントを単管ジョイントとして譲渡又は貸与した場合には第 42 条違反となる⁸⁶。

図 18 ボンジョイントの構造 (図は通達⁸⁵から)

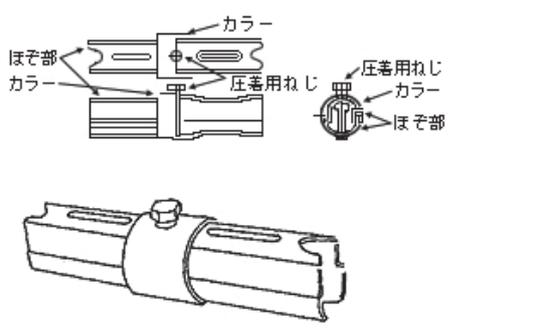


図 19 単体としてのボンジョイント (写真は通達⁸⁵から)



図 20 ボンジョイントを使用して、片側のみに単管を接続した状態。(写真は通達⁸⁵から)



図 21 ボンジョイントを使用して、両端に単管を接続したもの。(写真は通達⁸⁵から)



⁸⁶ 厚生労働省－「単管足場に「ボンジョイント」を使用しないで下さい！！」 (<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei18/>, 2022 年 11 月 20 日閲覧)

通達⁸⁵では、単管ジョイントにボンジョイントを使用したことによる死亡災害例が、次のとおり紹介されている。

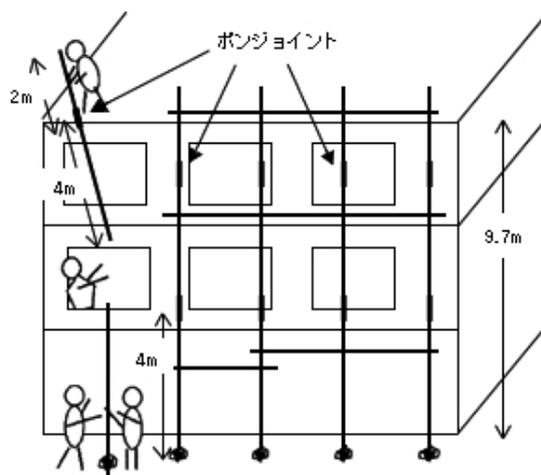
単管ジョイントにボンジョイントを使用して発生した災害の事例

高さ約 9.7 メートルの 3 階建てビルの側面モルタル塗装、焼き付け塗装、屋上防水塗装工事に伴い、ビルの周囲に単管足場を組み立てる作業時に災害は発生した。

足場の建地は、2 メートル、4 メートル、4 メートルの合計 3 本の単管をつなぎ合わせた、延長 10 メートルのものを、1.8 メートル間隔で設置するものであった。建地の組み立て方法は、①地上において労働者 2 名が 4 メートルの単管を支えて建て、②屋上部分からは労働者 1 名が 2 メートルと 4 メートルの単管をつなぎ合わせたものを下ろし、③建物の中間の高さにおいて労働者 1 名が上から下ろしてきた単管と下で支えられている単管をつなぎ合わせるというものであった。

各単管をつなぎ合わせるジョイントは、切り欠き式によって抜け止め機能を有するものもあったが、大半は摩擦接合式の「ボンジョイント」が使用されていた。

14 本の建地を建て終わり、15 本目を建てるために、屋上の労働者が 2 メートルと 4 メートルの単管をつなぎ合わせたものを順次下ろす作業中に、上側の 2 メートルの単管を持った時、ボンジョイントで接合されていた下側の 4 メートルの単管が外れて鉛直方向に落下し、直下にいた労働者に激突し死亡した。



ボンジョイントが単管足場用の単管ジョイントとして使用される例は、これ以前からも知られており、昭和 62 年にも同様の通達が行われていた⁸⁷。

1.9.6.10 規格を具備しない墜落制止用器具の流通事例等

⁸⁷ 一般社団法人仮設工業会会長あて昭和 62 年 9 月 18 日付け基発第 549 号の 2 「「鋼管足場用の部材及び附属金具の規格」を具備しない単管ジョイントの使用禁止等の徹底について」(http://www.kasetsu.or.jp/education/publication/docs/%E4%BB%AE%E8%A8%AD%E3%83%9E%E3%83%B3%E3%82%B9%E3%83%AA%E3%83%BC08%E5%B9%B401%E6%9C%88_%E6%9C%AC%E6%96%87_280.pdf に抜粋掲載)

墜落制止用器具の規格の制定（正確には、安全帯の規格の全部改正）後、厚生労働省がアマゾンジャパン合同会社（Amazon.co.jp）などで販売されている多数の墜落制止用器具の買取試験を実施したところ、墜落制止用器具の規格に適合しない製品（海外製が多い。）が多数発見され、そのリストが公表されている^{88,89}。

墜落制止用器具については型式検定等の制度がないため、一般には規格への適合性の有無の判断が難しく、また最近、Amazon.co.jp において、商品説明文で「【新規格適合】弊社が取り扱っているフルハーネスセットは 2022 年 5 月に検査を行い、厚生労働省認定の日本産業安全技術協会(TIIS)の JIS T-8165 による新規格の適合判定を受けた商品であり、快適、安全で、動きやすい、軽量で経済的なフルハーネス安全帯です。」等と謳っている商品がみられる。「日本産業安全技術協会(TIIS)」は公益社団法人産業安全技術協会 (TIIS) を指すと思われるが、同協会は令和 4 年 12 月 28 日現在までにおいて、墜落制止用器具のサンプルの性能試験（破壊試験）は実施しているが、これは飽くまでサンプルについてだけ試験をするというだけのものであり、製造設備や検査体制などの適否を含む型式全体についての評価はしていないため（1.9.10 節参照）⁹⁰、「フルハーネスセットは…適合判定を受けた商品」との記載は誤りだろう。このような記載のある商品についての連絡先所在地や電話番号は外国（中華人民共和国のものが多いように見受けられる）のものになっているものも多く、真偽を確認したり何らかの責任を追及したりするのは容易でない。現実には、信頼できるメーカーのものを購入せざるをえない状況にあるといえるのではないだろうか。

1.9.7 規格を具備しない中古品の譲渡等

中古品店、オークションサイトでは、第 42 条に違反する製品の譲渡等が行われていることが珍しくない。特に、オークションは匿名取引で行われることがあるため、規格を具備しない機械等のいわば「売り逃げ」が行われる場合もあると思われる。

⁸⁸ 厚生労働省－報道発表資料－（令和 4 年 2 月 25 日）厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課発表「規格不適合の墜落制止用器具の使用中止と回収について～皆さまの安全を守るため適正な墜落制止用器具を使用してください～」（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24070.html, 2022 年 11 月 19 日閲覧）

⁸⁹ 公益社団法人産業安全技術協会あて令和 4 年 2 月 25 日付け基安安発 0225 第 1 号「規格不適合の墜落制止用器具に関する注意喚起について」（<https://www.tiis.or.jp/service/machine-tools-mask/machine-tools/5812/>）

⁹⁰ 「同協会は令和 4 年 12 月 28 日現在までにおいて、墜落制止用器具のサンプルの性能試験（破壊試験）は実施しているが、これは飽くまでサンプルについてだけ試験をするというだけのものであり、製造設備その他の条件の適否を含む型式全体についての評価はしていない」の部分は、筆者が公益社団法人産業安全技術協会に問い合わせ、令和 4 年 12 月 28 日にメールにより得た回答に基づくもの。

規格を具備しない中古品の取引の典型例としては、「ジャンク品」と称して、覆いの無いグラインダーが売られる例や、建築確認を受けていない欠陥エレベーター（自作エレベーターを含む。多くは、簡易リフトに該当する。）のある倉庫等を他社に譲渡又は貸与する例が挙げられる。欠陥エレベーターなどには、銘板がなく製造者や積載荷重が不明のものもある。

プレス機械等長持ちする機械等については、50 年以上前に製造されたものが中古品市場に出回ることもあるが、銘板がなかったり、取扱説明書が失われていたり、取付けられている光線式安全装置の長さが足りなかったりする状況で譲渡されることもある。

例えば 2022 年 12 月 20 日時点で、モバオク⁹¹で「グラインダー」で検索すると、覆いが外されているディスクグラインダー（マキタ製、9533B）が「ジャンクでお願いします。振ると動く時もあります他に付属する物は有りません。」とのコメントを添えて 2000 円で売りに出されている⁹²。付属するものがないということは覆いもなくなっていると推測されるが、いずれにせよ覆いをとりつけないで販売（譲渡）すれば本条違反となるおそれがある。

図 22 覆いが外されてなくなっているディスクグラインダー（マキタ製、9533B）が売りに出されているモバオクのページのスクリーンショット⁹²



⁹¹ モバオク (<https://www.mbok.jp/>) - 株式会社モバオク（東京都渋谷区）が運営するオークションサイト。

⁹² モバオク - 商品カテゴリ：ペット/手芸/園芸>DIY/工具>その他「マキタ ディスクグラインダー」 (https://www.mbok.jp/item/item_524052426.html?_SRC=li_i0, 2023 年 2 月 19 日閲覧)。締切日時は 2023 年 2 月 24 日 21:56、発送元は茨城県。商品写真のラベルに「株式会社マキタ」「Makita モデル 9533B」、製造番号は「402751」との記載がある。商品写真が 3 枚あるが、いずれも覆いが無い状態である。

1.9.8 既存不適合機械等

構造規格の制定や改正に際しては、既に製造された機械等については新規格等を適用しない、又は適用を猶予するという経過措置がとられる場合があり、そのような経過措置の対象となる機械等は「既存不適合機械等」などと呼ばれている。この場合、新規格等が適用されない古い機械等が合法的に使用され、流通することがあるが、もちろんそれによる労働災害のリスクが存在する。

2018 年 12 月 4 日から 2019 年 2 月 8 日までにかけて、一般社団法人日本機械工業連合会が全国の製造業者を対象に生産設備の保有期間等に関するアンケート調査⁹³を実施した。これは同連合会に加盟する各工業会や日本商工会議所から調査票を配布し、任意に回答を得たものである。このため標本抽出に偏りがある可能性があるが、その結果によると、遊休機及びリース・レンタル機を含むが、1989 年以前（調査時点で 30 年以上前）に取得したものが金属工作機械（NC 工作機械など）で 22%、第 2 次金属加工機械（プレス機械など）で 31%、鑄造機械で 23%であった。

このような古い機械等の使用は、インターネット上を通じた中古品取引からもうかがうことができる。例えば、中古機械情報百貨店⁹⁴という中古品情報集約サイトで検索すると、1960～1970 年代に製造されたプレス機械も売りに出されていることがわかる（2022 年 12 月 20 日時点）⁹⁵。

国は、既存不適合機械等の新規格のものへの買替え、改修等を促進するため、既存不適合機械等更新支援補助金⁹⁶を運用している。最近実施されていた当該助成金事業では、中小企業における胴ベルト型安全帯のフルハーネス型墜落制止用器具への買替え（正確に言えば、旧規格による安全帯を新規格による墜落制止用器具に買い替えること）及びつり上げ荷重 3 トン未満の移動式クレーンで過負荷防止装置（荷重計でないもの）の装備の促進を

⁹³ 一般社団法人日本機械工業連合会－2019 年 6 月 28 日付け生産設備保有期間実態調査（調査期間：2018 年 12 月 4 日～2019 年 2 月 8 日）の結果概要（<http://www.jmf.or.jp/intro/t-eigen/sonota/2185.html>, 2022 年 12 月 20 日閲覧）

⁹⁴ 中古機械情報百貨店（<https://www.jp.usedmachinery.bz/>）－NK エンジニアリング株式会社が運営・管理し、日本全国、及び海外からの中古機械販売業者の在庫情報を集結したマーケットプレイス。（<https://www.jp.usedmachinery.bz/machines/list/30/133,400,401,402,403,404,405/-/-/0/0/0>）

⁹⁵ 中古機械情報百貨店－検索結果：電動 C 型プレス（<https://www.jp.usedmachinery.bz/machines/list/30>, 2022 年 12 月 20 日閲覧）、2022 年 12 月 20 日 4:07 時点で、534 件ヒットし、そのうち年式が 1960 年代のものが 1 台（1965 年）、1970 年代のものが 17 台あった（年式の記載のないものもある）。

⁹⁶ 厚生労働省－既存不適合機械等更新支援補助金（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03667.html, 2021 年 10 月 31 日午前 3 時 31 分閲覧）

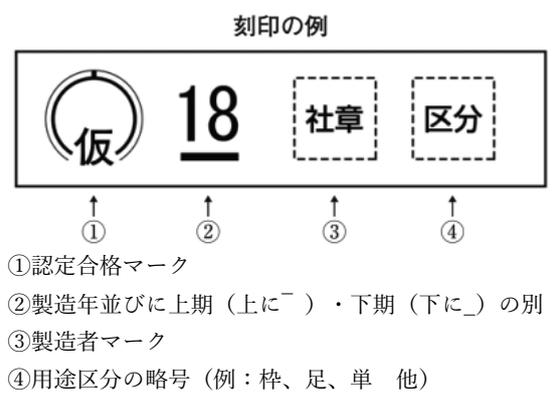
行うため、その費用の一部を補助するものであった。

1.9.9 民間における認証

規格等が定められていても本法の検査又は検定の対象となっていない機械等は、製造者又は輸入者が自ら規格を具備している旨のいわゆる自己適合宣言を行うことが想定されているが、中には、民間団体が任意の認証活動を行っているものもある。

一般社団法人仮設工業会は、型わく支保工用のパイプサポート等の規格（昭和 56 年 12 月 23 日労働省告示第 101 号）、鋼管足場用の部材及び附属金具の規格（昭和 56 年 12 月 25 日労働省告示第 103 号）及びつり足場用のつりチェーン及びつりわくの規格（昭和 56 年 12 月 26 日労働省告示第 104 号）に係る独自の型式認証（「認定」と称している。）を行っている⁹⁷。また、同会は、これら以外の仮設機材（安全ネット、鋼製脚立、メッシュシートなど厚生労働大臣の定める規格のないもの）について独自の仮設機材認定基準を設定し、これへの適合性を認定する制度も設けている。これらの認定品には、刻印（図 23）又はラベルが付される⁹⁸。同会は、これ以外にも、部材だけでなく組立方法、使用方法等を含めた仮設構造物等のシステム全体の安全性について認証する「承認制度」（システム式つり足場など複雑・特殊な仮設構造物が承認されている）や、仮設機材認定基準等のような何らかの基準が存在しない上記認定制度の対象外の仮設機材が一定の設置箇所、用途等において十分な安全性を有することを認証する「単品承認制度」（例えばある種の作業台などが承認されている）を設けている。また、同会は、仮設機材メーカーの依頼を受けて性能試験も行い証明書を発行している。

図 23 一般社団法人仮設工業会が認定した仮設機材に付される刻印の例⁹⁸



しかしながら、本法ないし安衛則等では、事業者に対し、これらの認定等のないものを使用してはならない等といった規定を置いていないため、これらに法的な強制力はない。

⁹⁷ 一般社団法人仮設工業会『50年のあゆみ』（2018年）26-27頁

⁹⁸ 一般社団法人仮設工業会ウェブサイト「認定制度について」（<http://www.kasetsu.or.jp/education/publication/docs/%E8%AA%8D%E5%AE%9A.pdf>, 2022年12月20日閲覧）

公益社団法人産業安全技術協会は、本法に基づく検定 (2.4.7 節参照) のほか各種の試験、認証業務等を行っているが、墜落制止用器具についても、依頼に応じ、サンプルに対する性能試験 (JIS T8165 の試験) を行っている。ただし、いうまでもないが、この試験は、型式検定とは異なり、依頼者から提出されたサンプルについてのみ破壊試験を行い JIS T8165 への適合性を評価するものであって、サンプルの属する型式の製品全体について何らかの評価を行うものではないことに注意が必要である。

1.10 関係規定 (流通関係)

第 42 条から第 43 条の 2 までの規定は、「譲渡等の制限」、「流通規制」等と呼ばれ、機械等がその使用段階に至る前にその安全性や信頼性を確保するためのものである。

本法においてこれに類似する規定としては、特定機械等に関するもの (1.4.2.1 節参照) のほか、表 5 のようなものが挙げられる (第 31 条、第 33 条及び第 88 条第 1 項の規制の対象となるもので第 42 条の機械等と共通するものについては表 7, 表 8 に掲げた。)。なお、家内労働法に関しては 1.11 節で述べる。

表 5 労働安全衛生法中譲渡等の制限規則と類似点のある規定 (特定機械等に係るものを除く。)

条文	規定の概要	備考
第 31 条	特定事業の仕事を行く注文者は、特定の建設物、設備又は原材料 (「建設物等」という。) を、当該仕事を行う場所において関係請負人の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。	現行安衛則では、関係請負人の労働者に使用させる建設物等が、第 42 条による規格等へ適合していること、あるいはそれ以外の建設物等が安衛則等で定められた基準へ適合していることを義務付けている。
第 33 条第 1 項	機械等貸与者は、貸与先の事業者の事業場における当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。	現行安衛則では、移動式クレーン、移動式建設機械等のリース業者がその機械等の貸与に際して整備、貸与先事業者への危険性等の通知等を行うことを義務付けている。
第 33 条第 2 項	機械等貸与者から機械等の貸与を受けた者は、当該機械等を操作する者がその使用する労働者でないときは、当該機械等の操作による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。	現行安衛則では、当該機械等を操作する者の操作資格等を確認すること、同者に作業内容等を通知すること等を義務付けている。
第 34 条	建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた事業者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。ただし、当該建築物の全部を一の事業者に貸与するときは、この限りでない。	現行安衛則では、入居する複数の事業者が共用で使用する避難用出口、局所排気装置等や、給排水設備の整備等について義務付けている。
第 88 条第 1 項	厚生労働省令で定める機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の 30 日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に	現行安衛則で定められている届出の対象機械等には、第 42 条の対象機械等のうちいくつかも含まれるが、それよりも安衛則、有機則等で事業者に向けて構造等の要件を定めている機械等の方が多い。

	届け出なければならない。
--	--------------

第 31 条は、関係請負人の労働者に「使用させる」場合を規制するものであるが、これは貸与、提供（ここでは、所有権等を留保したまま利用させ（て回収す）ること等）を含む広い行為を指す。逆に、第 42 条でも提供等を規制してもよいのではないだろうか。

第 33 条は、機械等貸与者に対して、規格等を具備しない機械等の貸与を禁じていないが、そのような貸与は第 42 条で禁じられているので十分ということであろう。第 33 条による規制の画期的な点の 1 つに、機械等の使用上の情報の提供（安衛則第 666 条関係）を罰則付きで強制していることが挙げられる。

労働安全衛生規則（昭和四十七年九月三十日労働省令第三十二号）

（機械等貸与者の講ずべき措置）

第六百六十六条 前条に規定する者（以下「機械等貸与者」という。）は、当該機械等を他の事業者に貸与するときは、次の措置を講じなければならない。

- 一 当該機械等をあらかじめ点検し、異常を認めるときは、補修その他必要な整備を行なうこと。
- 二 当該機械等の貸与を受ける事業者に対し、次の事項を記載した書面を交付すること。
 - イ 当該機械等の能力
 - ロ 当該機械等の特性その他その使用上注意すべき事項

2 〈略＝金融上の支援等としての重機のリース等の場合の適用除外規定〉

これは本来、第 42 条あるいはすべての機械等の譲渡等に際して義務付けられてしかるべき事項であろう。

現行法令においては、安衛則第 24 条の 13 において、機械等譲渡者は相手方事業者に対し、使用上の情報等を文書により通知するよう努めなければならないこととされているにすぎない。

なお、使用段階については、第 20 条（安衛則第 27 条）において、事業者は、第 42 条の譲渡等の制限の対象となる機械等については、同条の規格又は安全装置を具備したものでなければ使用してはならないこととされている。

1.11 家内労働法における機械等の譲渡等の制限規制

家内労働法（昭和 45 年 5 月 16 日法律第 60 号）第 17 条では、家内労働者等の安全及び衛生を確保するため委託者等が講ずべき措置が定められている。

家内労働法（昭和四十五年五月十六日法律第六十号）

第四章 安全及び衛生

（安全及び衛生に関する措置）

第十七条 委託者は、委託に係る業務に関し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供するときは、これらによる危害を防止するため、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

- 2 家内労働者は、機械、器具その他の設備若しくは原材料その他の物品又はガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するため、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。
- 3 補助者は、前項に規定する危害を防止するため、厚生労働省令で定める事項を守らなければならない。

このうち機械等の譲渡等に関する具体的内容は、家内労働法施行規則（昭和 45 年 9 月 30 日労働省令第 23 号、同年 10 月 1 日施行）第 10 条から第 14 条までに規定されている。

家内労働法施行規則（昭和四十五年九月三十日労働省令第二十三号）

第三章 安全及び衛生

(安全装置の取付け)

第十条 委託者は、委託に係る業務に関し、次の表の上欄に掲げる機械を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる安全装置を取り付けなければならない。

機械	安全装置	
木材加工用丸のこ盤	反ばつにより作業者が危害をうけるおそれのあるもの	割刃その他の反ばつ予防装置
	接触により作業者が危害をうけるおそれのあるもの	歯の接触予防装置
手押しかな盤	刃の接触予防装置	
プレス機械及びシヤー	安全装置（その性能について労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十四条第一項の規定に基づく検定を受けた安全装置に限る。）	

(規格具備等の確認)

第十一条 委託者は、委託に係る業務に関し、次の安全装置、機械又は器具を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、当該安全装置、機械又は器具が労働安全衛生法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格を具備していることを確認しなければならない。

- 一 木材加工用丸のこ盤の反ばつ予防装置又は歯の接触予防装置
- 二 手押しかな盤の刃の接触予防装置
- 三 研削盤、研削といし又は研削といしの覆おおい
- 四 動力により駆動されるプレス機械

第十二条 委託者は、委託に係る業務に関し、手押しかな盤を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、刃物取付け部が丸胴であることを確認しなければならない。

(防護措置)

第十三条 委託者は、委託に係る業務に関し、次の表の上欄に掲げる機械又は器具を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。

機械又は器具	措置
原動機又は回転軸、歯車、プーリ若しくはベルトのある機械	作業者が危害をうけるおそれのある部分に覆おおい、囲い又はスリーブを取り付けること。

回転軸、歯車、プーリー又はフライホイールに附属する止め具のある機械（埋頭型の止め具を使用している機械を除く。）	止め具に覆いを取り付けること。
バフ盤（布バフ、コルクバフ等を使用するバフ盤を除く。）	バフの研まに必要な部分以外の部分に覆いを取り付けること。
面取り盤	刃の接触予防装置を取り付けること。ただし、作業の性質上接触予防装置を取り付けることが困難な場合には、工具を譲渡し、貸与し、又は提供すること。
紙、布、金属箔等を通すロール機（送給が自動的に行なわれる構造のロール機を除く。）	囲い又はガイドロールを取り付けること。
電気機械器具	充電部分のうち作業者が作業中又は通行の際に、接触し、又は接近することにより感電の危害を生ずるおそれのある部分に囲い又は絶縁覆いを取り付けること。ただし、電熱器の発熱体の部分、抵抗溶接機の電極の部分等電気機械器具の使用の目的により露出することがやむを得ない充電部分については、この限りでない。

(危害防止のための書面の交付等)

第十四条 委託者は、委託に係る業務に関し、別表第一の上欄に掲げる機械、器具又は原材料その他の物品を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を書面に記載し、家内労働者に交付しなければならない。

2 家内労働者は、前項の書面を作業場の見やすい箇所に掲示しておかなければならない。

3 家内労働者又補助者は、第一項の書面に記載された注意事項を守るように努めなければならない。

別表第一

機械、器具又は原材料その他の物品	事項
機械	一 刃部を除く機械の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合であつて、作業者が危害を受けるおそれのあるときは、機械の運転を停止すること。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合であつて危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでないこと。 二 機械の刃部の掃除、検査、修理、取替え又は調整の作業を行う場合には、機械の運転を停止すること。ただし、機械の構造上作業者が危害を受けるおそれのない場合は、この限りでないこと。 三 機械の運転を停止した場合には、他人が当該機械を運転することを防止するため、当該機械の起動装置に錠を掛けること。
研削と石	一 その日の作業を開始する前には一分間以上、研削と石を取り替えた場合には三分間以上試運転をすること。 二 最高使用周速度を超えて使用しないこと。 三 側面を使用することを目的とする研削と石以外の研削と石の側面を使用しないこと。
プレス機械又はシャー〔筆者註＝シャーとは剪断機をいう。〕	一 安全装置を常に有効な状態に保持すること。 二 クラッチ、ブレーキその他制御のために必要な部分の機能を常に有効な状態に保持すること。 三 一年を超えない一定の期間ごとに、次の事項について点検を行うこと。 イ クラッチ及びブレーキの異常の有無 ロ クランクシャフト、フライホイール、スライド、コネクティングロッド及びコネクティングスクリューの異常の有無 ハ ノンリブート装置及び急停止装置の異常の有無 ニ 電磁弁、減圧弁及び圧力計の異常の有無 ホ 配線及び開閉器の異常の有無 四 その日の作業を開始する前に次の事項について点検を行うこと。 イ クラッチ及びブレーキの機能 ロ クランクシャフト、フライホイール、スライド、コネクチン

	グロッド及びピネキングスクリューのボルトの緩みの有無 ハノンリピート装置及び急停止装置の機能 五 プレス機械を用いて作業を行う場合には、作業点の照度を百ルクス以上に保持すること。
ボール盤、フライス盤等手袋を巻き込むことにより作業者に危害を与えるおそれのある機械	手袋をしないこと。
危険物	<略>
有機溶剤等	<略>
土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを発散する原因となる物品	<略>
鉛等	<略>

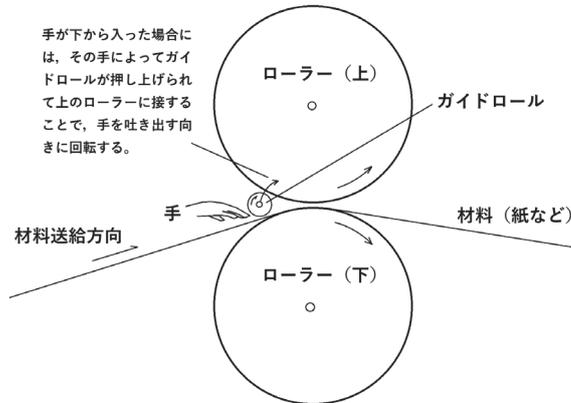
図 24 バフ盤の例 (有限会社サンサン工業のウェブサイト (https://www.sunsun-ind.co.jp/about_buff/index.php, 2023 年 9 月 13 日閲覧) から)



図 25 面取り盤の例 (家具工房ひょうたん蔵のウェブサイト (<https://www.hyo-tan.com/2016/11/19/%E8%B6%85%E4%BB%95%E4%B8%8A%E3%81%92%E9%9D%A2%E5%8F%96%E3%82%8A%E7%9B%A4/>, 2023 年 8 月 28 日閲覧) から)



図 26 ガイドロールの例 (筆者作図)



ガイドロールとは、ローラーの隙間から手を挟まれるのを防止するための安全装置であり、手を挟まれそうになると、ロールが手の侵入方法と逆向きに回転し、手が排出される仕組みとなっている。ローラーよりも直径が小さいのでローラーよりも高速で回転する。

家内労働法及び同法施行規則における委託者から家内労働者に対する譲渡等の制限規制は、同法施行以来のものであり、譲渡等の制限規制としては本法に先駆けているとともに、同法施行規則第 10 条及び第 13 条では機械等に安全装置を具備させるという、本法より一歩進んだ規制となっている。また、同法施行規則第 14 条も、同法施行当初から機械等の危険性に係る書面の交付、すなわち残留リスクに係る使用上の情報提供を先駆けて規定しており、興味深い。また、同条の有害物に関する書面交付は、SDS の交付に類似している。

1.12 第三者行為災害に対する保険支給運用

業務災害は、通常は事業主との関係において生じた災害といえるが、必ずしもそのみが発生原因であるとは限らず、第三者の加害行為によって生じたものであることも少なくない。

このような事情から、労働者災害補償保険法では、次のとおり、業務災害又は通勤災害が保険関係の外にある者、すなわち保険者である政府、保険加入者である事業主並びに当該受給権者である労働者及び遺族以外の者（第三者）の加害行為によって生じた事故について政府が保険給付をした場合に取得する損害賠償請求権（いわゆる求償権）等について規定されている⁹⁹。

労働者災害補償保険法（昭和二十二年四月七日法律第五十号）

第十二条の四 政府は、保険給付の原因である事故が第三者の行為によつて生じた場合において、保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

⁹⁹ 厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課編『労働法コンメンタール⑤ 六訂新版 労働者災害補償保険法』（労務行政、2005年）295頁

前項の場合において、保険給付を受けるべき者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で保険給付をしないことができる。

第四十七条 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、〈略〉保険給付の原因である事故を発生させた第三者（派遣先の事業主及び船員派遣の役務の提供を受ける者を除く。第五十三条において「第三者」という。）に対して、報告等を命ずることができる。

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年九月一日労働省令第二十二号）

（第三者の行為による災害についての届出）

第二十二條 保険給付の原因である事故が第三者の行為によつて生じたときは、保険給付を受けるべき者は、その事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨）並びに被害の状況を、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。

第三者行為災害の典型例としては、相手方に過失がある交通事故が挙げられるが、機械等の瑕疵に起因する災害もその一つである。

しかし、労働者災害補償保険事業年報¹⁰⁰では、自動車事故とそれ以外（暴力事件等が多いのではないと思われる）に分かれて集計されているだけで、機械等の欠陥による災害に係る数字については不明である。

¹⁰⁰ e-Stat 政府統計の総合窓口－労働者災害補償保険事業年報 (<https://www.e-stat.go.jp/stat-search?page=1&toukei=00450582>)

2 第 44 条及び第 44 条の 2

2.1 条文

(個別検定)

第四十四条 第四十二条の機械等（次条第一項に規定する機械等を除く。）のうち、別表第三に掲げる機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録個別検定機関」という。）が個々に行う当該機械等についての検定を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の機械等を輸入した者が当該機械等を外国において製造した者（以下この項において「外国製造者」という。）以外の者（以下この項において単に「他の者」という。）である場合において、当該外国製造者が当該他の者について前項の検定が行われることを希望しないときは、当該外国製造者は、厚生労働省令で定めるところにより、自ら登録個別検定機関が個々に行う当該機械等についての検定を受けることができる。当該検定が行われた場合においては、当該機械等を輸入した者については、同項の規定は、適用しない。

3 登録個別検定機関は、前二項の検定（以下「個別検定」という。）を受けようとする者から申請があつた場合には、当該申請に係る機械等が厚生労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、当該機械等を個別検定に合格させてはならない。

4 個別検定を受けた者は、当該個別検定に合格した機械等に、厚生労働省令で定めるところにより、当該個別検定に合格した旨の表示を付さなければならない。

5 個別検定に合格した機械等以外の機械等には、前項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

6 第一項の機械等で、第四項の表示が付されていないものは、使用してはならない。

(型式検定)

第四十四条の二 第四十二条の機械等のうち、別表第四に掲げる機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録型式検定機関」という。）が行う当該機械等の型式についての検定を受けなければならない。ただし、当該機械等のうち輸入された機械等で、その型式について次項の検定が行われた機械等に該当するものは、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において同項本文の機械等を製造した者（以下この項及び第四十四条の四において「外国製造者」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、当該機械等の型式について、自ら登録型式検定機関が行う検定を受けることができる。

一 当該機械等を本邦に輸出しようとするとき。

二 当該機械等を輸入した者が外国製造者以外の者（以下この号において単に「他の者」という。）である場合において、当該外国製造者が当該他の者について前項の検定が行われることを希望しないとき。

- 3 登録型式検定機関は、前二項の検定（以下「型式検定」という。）を受けようとする者から申請があつた場合には、当該申請に係る型式の機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及び検査する設備等が厚生労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、当該型式を型式検定に合格させてはならない。
- 4 登録型式検定機関は、型式検定に合格した型式について、型式検定合格証を申請者に交付する。
- 5 型式検定を受けた者は、当該型式検定に合格した型式の機械等を本邦において製造し、又は本邦に輸入したときは、当該機械等に、厚生労働省令で定めるところにより、型式検定に合格した型式の機械等である旨の表示を付さなければならない。型式検定に合格した型式の機械等を本邦に輸入した者（当該型式検定を受けた者以外の者に限る。）についても、同様とする。
- 6 型式検定に合格した型式の機械等以外の機械等には、前項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
- 7 第一項本文の機械等で、第五項の表示が付されていないものは、使用してはならない。

第 5 章第 1 節には第 37 条から第 54 条の 6 ままでが含まれる。

2.2 趣旨

第 44 条及び第 44 条の 2 は、第 42 条の規定により譲渡等の制限の対象機械等のうち別表第 3 又は別表第 4 に掲げられるもので政令で定められるものを製造又は輸入した者は、機械等の種類に応じて個別検定又は型式検定を受け、所定の表示を付さなければならないこと等を定めている。

2.3 罰則

第 44 条第 1 項又は第 44 条の 2 第 1 項の規定（いずれも検定の受検義務）に違反した者は、第 117 条の規定により、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる。

第 44 条第 6 項又は第 44 条の 2 第 7 項の規定（いずれも表示の付されていない機械等の使用禁止）に違反した者は、第 119 条の規定により、6 箇月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる。

第 44 条第 5 項若しくは第 44 条の 2 第 6 項の規定（いずれも検定合格の虚偽表示の禁止）に違反した者又は第 44 条第 4 項若しくは第 44 条の 2 第 5 項の規定（いずれも検定合格の表示義務）による表示をせず、若しくは虚偽の表示をした者は、第 120 条の規定により、50 万円以下の罰金に処せられる。

また、第 44 条又は第 44 条の 2 違反の罪については、第 122 条の両罰規定が適用される。

なお、検定を受け、不合格となったものを譲渡、貸与又は設置する行為については、禁止規定も罰則も設けられていない。同様の行為は基本的に第 42 条違反になると思われるが、検定制度の厳格な運用を期すためには、不合格品の譲渡等の行為も罰則等において処罰の対象とすることも検討すべきではないだろうか。

2.4 条文解釈

2.4.1 「第四十二条の機械等（次条第一項に規定する機械等を除く。）のうち、別表第三に掲げる機械等で政令で定めるもの」及び「第四十二条の機械等のうち、別表第四に掲げる機械等で政令で定めるもの」

これは個別検定及び型式検定の対象となる機械等の範囲を定めた部分である。

「（次条第一項に規定する機械等を除く。）」という除外規定がおかれているため、個別検定と型式検定の両方の対象となるものはありえないことになる。

現行安衛令によれば、個別検定及び型式検定の対象となるのは、第 42 条による規制の対象となるもののうち本法別表第 2 に掲げられているものだけである。

具体的には、表 7 及び表 8 を参照されたい。

どのような機械等が個別検定の対象とされ、型式検定の対象とされるかということは、それぞれの検定の趣旨に応じて決められているものと思われる。その趣旨については検定（2.4.5 節）、個別検定及び型式検定（2.4.6 節）の各節を参照されたい。

かつては、検定対象機械等はすべて政令で定められていたため、法律本文において、個別検定対象機械等については「第四十二条の機械等（次条第一項に規定する機械等を除く。）のうち、その構造、性能等を考慮して政令で定めるもの」と、型式検定対象機械等については「第四十二条の機械等のうち、個別検定によることが適当でない機械等で政令で定めるもの」と規定されていた。この「構造、性能等」には工作方法及び形状が含まれるとされていた（1.1.1 節の引用通達¹¹²参照）。

検査や検定の対象とならない機械等で構造規格が定められているものは、製造者、輸入者等が自己適合宣言を行うことが想定されるが、民間機関がその認証を行うこともある。これについては 1.9.10 節で述べる。

2.4.2 「製造し、又は輸入した者」

第 44 条第 1 項（個別検定）の「製造し」た者には、当該機械等の構成部分の一部を他の者から購入し、これを加工し、又は組み合わせて完成品とした者、当該機械等の主要構造部分を変更した者及び当該機械等で使用を廃止した者（個別検定合格済の印を押した明細書を有するものを除く。）を再び使用するために整備した者が含まれる（1.1.1 節の引用通達¹¹²参照）。

第 44 条の 2 第 1 項（型式検定）の「製造し」た者には、当該機械等の構成部分の一部を他の者から購入し、これを加工し又は組み合わせて完成品とする者が含まれる（1.1.1 節の引用通達¹¹²参照）。

2.4.3 「厚生労働省令で定めるところにより」

個別検定及び型式検定の実施については、機械等検定規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 45 号）¹⁰¹に定めるところによる。

¹⁰¹ 機械等検定規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 45 号）（https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=74072000&dataType=0）

本稿では、その詳細は割愛する。

2.4.4 「厚生労働大臣の登録」

登録個別検定機関及び登録型式検定機関の登録は、厚生労働大臣が行うこととされている。

JIS Q 17000¹⁰²では、登録個別検定機関及び登録型式検定機関のように規格への適合性を評価する機関を適合性評価機関 (conformity assessment body) という。当該機関が適合性評価業務を行う能力を有する旨、第三者が公式に実証したことを伝えることを認定 (accreditation) といい、特定の機関に当該適合性評価業務を行う権限を付与することを指定 (designation) という。本法第 5 章第 1 節ではこの認定と指定とをあわせて「登録」と称しているものと思われる。また、認定を行う機関を認定機関 (accreditation body)、当該指定やその取消し、一次停止等を行う機関を指定当局 (designating authority) というが、ここでは、国 (厚生労働大臣) が認定機関兼指定当局になっている。

2.4.5 「検定」

第 42 条による譲渡等制限の対象機械等のうち、当該厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しているかの判定が技術的に必ずしも容易ではないものや、当該規格又は安全装置を完全に具備しない場合には災害を生じやすく、一旦災害が生じると重大な結果を招くおそれが強いもの等については、これらが流通する前に、第三者により当該機械等が所定の規格又は安全装置を具備しているかどうかを確認させ、具備していることが確認されたもののみを流通させる必要があるといえる。このため、第 44 条及び第 44 条の 2 では、当該機械等を製造又は輸入した者に対し、国が登録する外部専門機関である登録個別検定機関及び登録型式検定機関による検定を受けさせることとされている¹⁰³。

この検定は、特定機械等の検査等と並び、JIS Q 17000¹⁰² で定義されている第三者適合性評価活動 (third-party conformity assessment activity) の一種であると考えられる。

2.4.6 「個別検定」及び「型式検定」

検定の対象となる機械等のうち、小型ボイラーのごとくその溶接など工作上的の適否がその安全性に重大な影響を及ぼすため、製品 1 個 1 個についての検定を行わなければならないものがあり、このような検定を個別検定という¹⁰³。

個別検定は、第二種圧力容器、小型ボイラー及び小型圧力容器を例にとると、設計仕様書、図面、強度計算書等の書類の審査及び水圧試験等からなる¹⁰⁴。

他方、プレス機械の安全装置のように大量に生産され、サンプルについて検定を行えば

¹⁰² JIS Q 17000 : 2005 (ISO/IEC 17000 : 2004) 適合性評価—用語及び一般原則

¹⁰³ 労働省労働基準局安全衛生部計画課「安衛法を読むポイント 8 個別検定と型式検定」(中央労働災害防止協会『安全衛生のひろば』28 巻 8 号, 1987 年)

¹⁰⁴ 一般社団法人日本ボイラ協会—個別検定の受検 (<https://www.jbanet.or.jp/examination/individual/exams/>, 2022 年 11 月 19 日閲覧)

安全性が確認できるものや、保護帽のように検定することにより検定現品が破損し、又はその性能が劣化する等個別に安全性を確認できないものについては¹⁰⁵、個々の製品を検定するのではなく、その製品の型式に係るサンプル試験や製造・検査設備や工作責任者等の適否についての判断を行うこととなっており、このような検定を型式検定という¹⁰³。その性質上、型式検定における合格には一定の有効期間が付される。ここで「型式」とは、機械等の種類、形状、性能等の組み合わせにおいて共通の安全性能を持つ 1 つのグループに分けられるものをいう (1.1.1 節の引用通達¹¹²参照)。

型式検定の対象とされている機械等は、大量生産をするつもりのない単品の物であっても型式検定を受検しなければならないが、単品の場合は機械等検定規則第 8 条第 4 項の規定により製造設備、検査設備等の検査は省略され、個別検定に近い形での検定が行われる。これに該当するケースとしては、例えば、事業者が特殊な木材加工用丸のこ盤を保有していて、これに取り付ける可動式の歯の接触予防装置として適当な既製品が無いので特別に自社で製作する場合などが考えられる。

英訳語については、日本法令外国語訳データベースシステムによる本法の英訳¹⁹では個別検定は individual examination、型式検定は type examination、登録個別検定機関は registered agency for individual examinations、登録型式検定機関は registered agency for type examinations と訳されている。他方、労働大臣官房国際労働課編『改訂和英労働用語辞典』(日刊労働通信社、1997 年)では個別検定は individual examination、型式検定は model examination とされている。また、世界貿易機関 (WTO) が平成 25 年に作成した対日審査の資料¹⁰⁶によると、登録個別検定機関は registered bodies for individual inspection before circulation、登録型式検定機関は registered bodies for conformity inspection by production types と表現されている。このように英訳は一定していないことに注意を要する。

因みに、国による型式検定制度は安全衛生分野以外にもあり、例えば風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号) では、ぱちんこ遊技機等が著しく客の射幸心をそそるおそれがあるものに該当しない旨の認定及び型式検定の制度があり、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 (昭和 60 年 2 月 12 日国家公安委員会規則第 4 号) において、ぱちんこ遊技機等の規格や都道府県公安委員会又は指定試験機関による検定等の手続が定められている。

¹⁰⁵ 他の例として、防毒マスクの吸収缶は、防毒マスクの規格 (平成 2 年 9 月 26 日労働省告示第 68 号) 第 7 条第 2 項 (https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=74042100&data_Type=0) の除毒能力試験をすれば当然性能を失い使用できなくなる。

¹⁰⁶ World Trade Organization (WTO) Trade Policy Review Body—Trade Policy Review Reported by Secretariat JAPAN (2013 年 1 月 15 日) (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/hogo/tpr1302/pdfs/report_sec_1302.pdf) 55 頁。リンク元は、文末脚註 121 のウェブページである。

2.4.7 「登録個別検定機関」及び「登録型式検定機関」

令和 5 年 1 月 19 日現在登録されている登録個別検定機関は次のとおり 4 機関である¹⁰⁷。

登録個別検定機関一覧 (令和 5 年 1 月 19 日現在)

名称	対象機械等	有効期間
公益社団法人産業安全技術協会	ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電氣的制動方式のもの	令和 6 年 3 月 30 日
一般社団法人日本ボイラ協会	第二種圧力容器、小型ボイラー、小型圧力容器	令和 6 年 3 月 30 日
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会	第二種圧力容器、小型ボイラー、小型圧力容器	令和 6 年 3 月 30 日
エイチエスビージャパン株式会社	第二種圧力容器	令和 7 年 2 月 16 日

令和 5 年 1 月 19 日現在登録されている登録型式検定機関は次のとおり 6 機関である¹⁰⁷。

登録形式検定機関一覧 (令和 5 年 1 月 19 日現在)

名称	対象機械等	有効期間
公益社団法人産業安全技術協会	ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電氣的制動方式以外の制動方式のもの、プレス機械又はシャーの安全装置、防爆構造電気機械器具、木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置のうち可動式のもの、動力により駆動されるプレス機械のうちスライドによる危険を防止するための機構を有するもの、交流アーク溶接機用自動電撃防止装置、絶縁用保護具、絶縁用防具、保護帽、防じんマスク、防毒マスク	令和 6 年 3 月 30 日
	電動ファン付き呼吸用保護具	令和 6 年 11 月 30 日
一般社団法人日本クレーン協会	クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置	令和 6 年 3 月 30 日
エヌ・シー・エス株式会社	防爆構造電気機械器具	令和 6 年 6 月 27 日
Eurofins E & E CML Limited	防爆構造電気機械器具	令和 9 年 2 月 6 日
CSA GROUP TESTING UK LIMITED	防爆構造電気機械器具	令和 9 年 10 月 10 日
DEKRA Certification B.V.	防爆構造電気機械器具	令和 10 年 1 月 22 日
TÜV Rheinland Industrie Service GmbH	防爆構造電気機械器具	令和 9 年 11 月 30 日

この登録状況をみて明らかのように、登録機関は多くなく、中には 1 つの登録機関しか

¹⁰⁷ 厚生労働省－検査検定実施機関一覧 (令和 4 年 2 月 8 日現在) (<https://www.mhlw.go.jp/content/000571026.pdf>)

ない機械等もあることから、何らかの理由（撤退、倒産、登録取消し等）で登録機関が無い状態のときや、すべての登録機関が業務の休止（業務停止命令によるものを含む。）、天災等で登録機関が業務を行うことが困難な場合などは、個別検定については厚生労働大臣又は都道府県労働局長、型式検定については厚生労働大臣が代わって検定を自ら行うことができることとされており、その場合は検定を受けようとする者は第 112 条（労働安全衛生法関係手数料令第 4 条及び第 5 条）に基づく手数料を納付することとなる。なお、令和 4 年 12 月 1 日現在、個別検定ではゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電氣的制動方式のもの 1 基 131,100 円が最も高額で、型式検定では動力により駆動されるプレス機械の新規検定 1 件 484,100 円が最も高額である。

この登録は、外国に立地する機関であっても受けることができるが、これについては 2.5.6 節を参照されたい。

2.4.8 「…検定を受けなければならない」

第 44 条第 1 項及び第 44 条の 2 第 1 項では、検定を受検すべき時期が明示されていない。この問題について金谷暁判事¹⁰⁸は、犯罪成立時期との関係で、第 42 条の譲渡、貸与又は設置するまでの間に所定の検定を受けるべきであって、当該機械等についての所定の検定を受けないで譲渡、貸与又は設置したときに第 44 条第 1 項又は第 44 条の 2 第 1 項違反罪が成立し、かつその犯罪行為が終了すると解されるとしている。しかしながら、当該機械等を製造し又は輸入した者が、検定を受けることのないままこれを放置しつづけた場合には、これが何らかの理由で散佚し、流通するおそれがあることから、たとえ譲渡等をしなくても、相当な注意をしないで相当期間受検しないまま放置した場合には違反罪が成立すると解すべきではないだろうか。

2.4.9 「外国製造者」

第 44 条第 2 項及び第 44 条の 2 第 2 項は、外国で製造された機械等につき、国産品と同等な取扱いを目指して、外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律（昭和 58 年 5 月 25 日法律第 57 号）により追加されたものであり、その趣旨は 2.5.3 節を参照されたい。

本稿では、その詳細は割愛する。

2.4.10 「当該申請に係る型式の機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及び検査する設備等」

第 44 条の 2 第 2 項の「構造」には、材料及び性能が含まれ、「製造し、及び検査する設備等」の「等」には、工作責任者、検査組織、検査のための規程が含まれる（1.1.1 節の引用通達¹¹²参照）。

2.4.11 「…表示が付されていないものは、使用してはならない」

¹⁰⁸ 金谷暁「〈研修講座〉労働安全衛生法（7・完）」（法務総合研究所『研修』No.414, 1982 年 12 月）98-99 頁

第 44 条第 6 項及び第 44 条の 2 第 7 項においては、検定が必要な機械等であって検定に合格した旨の表示が付されていないものの使用を禁じている。

JIS Q 17000¹⁰²では、「表明された目的又は条件の下で製品又はプロセスを市場に出し又は使用することの許可」を認可 (approval) と定義しているが、検定の合格及びその旨の表示が、実質的にこの認可に相当するものと思われる。

もし事業者が、これらの表示がなく、かつ第 42 条の規格又は安全装置を具備していない機械等を使用した場合には、第 44 条第 6 項又は第 44 条の 2 第 7 項違反と第 20 条違反 (安衛則第 27 条関係) との関係が問題となるが、金谷暁判事¹⁵は、これを観念的競合と解している。

2.5 沿革

第 44 条及び第 44 条の 2 の規定は、労働基準法旧第 46 条の規定による認定制度及び同法旧第 45 条の規定による労働衛生保護具及び防爆構造電気機械器具の検定制度にその起源を有するが、これについては 1.8 節で述べることとし、本節では本法制定以降のことについて述べる。

経過措置については、割愛する。

2.5.1 本法の制定

本法制定時において、第 44 条及び第 44 条の 2 の検定制度は、第 44 条だけで規定されており、その趣旨が施行通達で解説されている。施行通達 (抄)²¹ 及び当時の条文は次のとおりである。

基発第六〇二号

昭和四七年九月一八日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

労働安全衛生法および同法施行令の施行について

記

I 法律関係

10 機械等に関する規制

(4) 第四四条関係

従来、性能認定および耐圧証明の対象とされていた機械等のうち、性能認定対象機械等にあつては法施行前に譲渡または設置されたもの、耐圧証明対象機械にあつては法施行前に当該耐圧証明を受けたものについては、第二項から第四項までの規定は、適用されないものであること。

また、令第一三条第三号の防爆構造電気機械器具のうち、昭和四六年四月一日前に製造または輸入され、防爆構造電気機械器具検定規則 (昭和四四年労働省令第二号) による検定に合格する前に譲渡または設置されたものについても同様とすること。

なお、令附則第六条ならびに機械等検定規則 (昭和四七年労働省令第四五号) 附則

第三条および第四条の規定による経過措置に係る機械等で、法第四十四条の検定に合格する前、当該経過措置期間中に、譲渡または設置されたものについても同様とすること。

(検定)

第四十四条 第四十二条の機械等のうち、政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、労働省令で定めるところにより、当該機械等について、労働大臣、都道府県労働基準局長又は労働大臣の指定する者（以下「検定代行機関」という。）が行なう検定を受けなければならない。

- 2 前項の検定（以下「検定」という。）を受けた者は、当該検定に合格した機械等に、労働省令で定めるところにより、当該検定に合格した旨の表示を附さなければならない。
- 3 検定に合格した機械等以外の機械等には、前項の表示を附し、又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。
- 4 第一項の機械等で、第二項の表示が附されていないものは、使用してはならない。

なお、この当時の検定対象機械等は、次のとおりであった。

(労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等)

第十三条 法第四十二条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

- 一 プレス機械又はシヤアの安全装置
- 二 ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機及びその急停止装置
- 三 防爆構造電気機械器具（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるものを除く。）
- 四 クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置
- 五 防じんマスク（ろ過材、面体及び排気弁を有するものに限る。）
- 六 防毒マスク（ハロゲンガス用又は有機ガス用のものその他労働省令で定めるものに限る。）
- 七 アセチレン溶接装置のアセチレン発生器
- 八 第二種圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス取締法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）
- 九～三十五 〈略〉

(検定を受けるべき機械等)

第十四条 法第四十四条第一項の政令で定める機械等は、前条第一号から第八号までに掲げる機械等（同条第二号に掲げる機械等にあつては、同号に掲げる急停止装置に限る。）とする。

図 27 移動式クレーンの過負荷による転倒（厚生労働省リーフレット (<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/0000197452.pdf>, 2023 年 9 月 13 日閲覧) の図から)



移動式クレーンの過負荷防止装置とは、この図のように移動式クレーンに過負荷が掛かって転倒するようなことを防止するため、過負荷がかかる前に、自動的にジブの危険な動きを停止したりする装置である。

2.5.2 個別検定と型式検定との規定の分離等 (昭和 52 年改正)

昭和 51 年 12 月 23 日にまとめられた中央労働基準審議会労働災害防止部会報告^{109,110}の中で、大量生産によって製造される等個別の検定になじまないものについては、その型式について、労働大臣等の承認を受けなければならないものとする型式承認制度の新設が提言されたことを受け、労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律 (昭和 52 年 7 月 1 日法律第 76 号) により旧第 44 条が新第 44 条 (個別検定) と第 44 条の 2 (型式検定) に分けて規定される等の改正が行われ、昭和 53 年 1 月 1 日から施行された。ただし、従来から型式による検定は行われており、この改正はこれを法律上明確化したものにすぎない。

その時の施行通達 (抄)^{111,112}及び改正後の条文は次のとおりである (削られた箇所を取消線「—」で、加え、又は改められた箇所を下線で示した (以下同じ。))。

発基第九号

昭和五三年二月一〇日

都道府県労働基準局長 殿

労働事務次官

労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律の施行について (労働安全衛生法関係)

労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律は、昭和五二年七月一日、法律第七

¹⁰⁹ 「安衛法の改正案，今国会へ——中基審・労働災害防止部会が報告まとめる」 (労働省労働基準局安全衛生部監修『労働衛生』第 18 巻第 2 号 (通巻 203 号)，1977 年)

¹¹⁰ 労働省労働基準局安全衛生部「労働安全衛生法の改正に関する中央労働基準審議会の答申について」 (日本労働研究所『日労研資料』30 巻 3 号，1977 年)

¹¹¹ 昭和 53 年 2 月 10 日付け発基第 9 号「労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律の施行について」 (https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb2044&dataType=1)

¹¹² 昭和 53 年 2 月 10 日付け基発第 77 号「労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律及び労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の施行について」 (https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb2045&dataType=1)

六号として公布され、そのうち労働安全衛生法の改正規定は昭和五三年一月一日（第四五
条第二項、第五七条の二から第五七条の四まで及び第九三条第三項に係る部分について
は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、それぞれ政令で定める日）か
ら施行されることとなつた。

ついては、下記の事項について十分留意の上、その運用に万全を期されるよう、命によ
り通達する。

なお、じん肺法の改正規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政
令で定める日から施行されることとなつており、その施行については、おつて通達する。

記

第二 労働安全衛生法の改正の内容

一 検定制度の整備（第四四条から第四四条の三まで関係）検定は、従来から危険又は
有害な作業を必要とする等の機械等について行われていたが、その対象となる機械等
の中には、溶接工作等の適否が当該機械等の安全性に重大な影響を及ぼすため、その
工作等の適否を個々に調べなければならないものと、一定数量生産される機械等につ
いて、その型式ごとに現品とその製造、検査設備等を調べることにより、安全性が確
認できるものがある。

後者の機械等については、従来から型式による検定方法を採用していたが、最近こ
れらの機械等が増えている現状にかんがみ、検定を個別検定と型式検定とに明確に区
分して、その整備を図つたこと。

基発第七七号

昭和五三年二月一〇日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律及び労働安全衛生法施行令の
一部を改正する政令の施行について

労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律（昭和五二年法律第七六号）の労働
安全衛生法関係の施行については、昭和五三年二月一〇日付け労働省発基第九号により労
働事務次官から通達されたところであるが、その細部の取扱いについて下記のとおり定め
たので、これが円滑な実施を図るよう配意されたい。

また、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令は、昭和五二年十一月一五日政令第
三〇七号として公布され、一部の規定を除き、昭和五三年一月一日から施行されたが、下
記の事項に留意して、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律中の他の規定に係る部分の施
行については、施行の都度追つて通達する。

I 法律関係

三 個別検定(第四四条関係)

(一) 第一項の「構造、性能等」の「等」には、工作方法、形状が含まれるものであること。

(二) 第一項の「製造し」た者には、次の者が含まれるものとして取り扱うこと。

イ 当該機械等の構成部分の一部を他の者から購入し、これを加工し、又は組み合わせて完成品とした者

ロ 当該機械等の主要構造部分を変更した者

ハ 当該機械等で使用を廃止したもの（個別検定合格済の印を押した明細書を有するものを除く。）を再び使用するために整備した者

四 型式検定

(一) 第四四条の二関係

イ 第一項の「製造し」た者には、当該機械等の構成部分の一部を他の者から購入し、これを加工し又は組み合わせて完成品とする者が含まれるものであること。

ロ 第一項の「型式」とは、機械等の種類、形状、性能等の組み合わせにおいて共通の安全性能を持つ一つのグループに分けられるものをいうこと。

ハ 第二項の「構造」には、材料及び性能が含まれること。

ニ 第二項の「製造し、及び検査する設備等」の「等」には、工作責任者、検査組織、検査のための規程が含まれるものであること。

(二) 第四四条の三関係

「型式検定合格証の有効期間」とは、製造し、又は輸入する機械等に係る型式についての有効期間をいうもので、型式検定に合格した型式の機械等であつて現に使用しているものについて使用の有効期間をいうものではないこと。

II 施行令関係

三 第一四条及び第一四条の二関係

個別検定及び型式検定の区分は、従来と同一であること。

なお、改正前の労働安全衛生法施行令第一四条に係る通達のうち、改正後の同令に相当する規定に係る部分については、当該規定に関し有効なものとして取り扱うこと。

(個別検定)

第四十四条 第四十二条の機械等（次条第一項に規定する機械等を除く。）のうち、その構造、性能等を考慮して政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、労働省令で定めるところにより、当該機械等について、労働大臣、都道府県労働基準局長又は労働大臣の指定する者（以下「個別検定代行機関」という。）が個々に行う当該機械等についての検定を受けなければならない。

2 労働大臣、都道府県労働基準局長又は個別検定代行機関は、前項の規定による検定（以下「個別検定」という。）を受けようとする者から申請があつた場合には、当該申請に係る機械等が労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、当該機械等を個別検定に合格させてはならない。

- 3 個別検定を受けた者は、当該検定に合格した機械等に、労働省令で定めるところにより、当該個別検定に合格した旨の表示を付さなければならない。
- 4 個別検定に合格した機械等以外の機械等には、前項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
- 5 第一項の機械等で、第三項の表示が付されていないものは、使用してはならない。
(型式検定)
- 第四十四条の二 第四十二条の機械等のうち、個別検定によることが適当でない機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、労働省令で定めるところにより、労働大臣又は労働大臣の指定する者（以下「型式検定代行機関」という。）が行う当該機械等の型式についての検定を受けなければならない。
- 2 労働大臣又は型式検定代行機関は、前項の規定による検定（以下「型式検定」という。）を受けようとする者から申請があつた場合には、当該申請に係る型式の機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及び検査する設備等が労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、当該型式を型式検定に合格させてはならない。
- 3 労働大臣又は型式検定代行機関は、型式検定に合格した型式について、型式検定合格証を申請書に交付する。
- 4 型式検定を受けた者は、当該型式検定に合格した型式の機械等を製造し、又は輸入したときは、当該機械等に、労働省令で定めるところにより、型式検定に合格した型式の機械等である旨の表示を付さなければならない。
- 5 型式検定に合格した型式の機械等以外の機械等には、前項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
- 6 第一項の機械等で、第四項の表示が付されていないものは、使用してはならない。

2.5.3 外国事業者の型式承認等の取得の円滑化のための改正

その後、外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律（昭和 58 年 5 月 25 日法律第 57 号）により改正され、外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（昭和 58 年 7 月 22 日政令第 166 号）により昭和 58 年 8 月 1 日から施行された。

その施行通達¹¹³及び改正後の条文は次のとおりである。

基発第四一九号

昭和五八年八月一日

各都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

¹¹³ 昭和 58 年 8 月 1 日付け基発第 419 号「外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律（労働安全衛生法関係）及び関係政省令等の施行について」（https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb2048&dataType=1）

外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律（労働安全衛生法関係）及び関係政省令等の施行について

外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律が、昭和五八年五月二五日法律第五七号として公布され、そのうち労働安全衛生法（昭和四七年法律第五七号）の改正規定は、外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（昭和五八年政令第一六六号、七月二二日公布）により、他の一四〇関係法律の改正規定とともに、昭和五八年八月一日から施行されることとなつた。

また、労働安全衛生法の一部改正に伴い、労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（昭和五八年政令第一六九号）が昭和五八年七月二二日に、外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係労働省令の整備に関する省令（昭和五八年労働省令第二四号）、労働安全衛生法関係型式検定手数料の加算額の計算に関する省令（昭和五八年労働省令第二五号）及び労働安全衛生法関係手数料令第五条の二第一項の審査のため職員を出張させる場合を定める告示（昭和五八年労働省告示第六二号）が同年七月三〇日に、それぞれ公布され、いずれも同年八月一日から施行されることとなつた。

については、下記の事項について留意の上、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

第一 労働安全衛生法の改正の経緯及び趣旨

近年、我が国と欧米諸国との間の貿易摩擦問題の一として、いわゆる金属バット問題に代表されるように、我が国の規格、基準、検査手続等が非関税障壁として外国産品の日本への輸入の障害となつているとの論議がみられるところである。

この問題に対処するため、昭和五八年一月一四日の閣議において、内閣に労働省を含めた関係一〇省庁からなる「基準・認証制度等連絡調整本部」を設置することが決定され、同本部において我が国の基準・認証制度の見直しが精力的に行われた結果、昭和五八年三月二六日「基準・認証制度の改善について」の政府方針が決定された。本決定の中で、認証手続における内外平等取扱いを法制度的に確保するため、労働安全衛生法の一部改正を含む一六法律の一括改正を行うこととされ、これを受けて外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律が制定されたものである。

本一括法制定の目的は、外国製造者が我が国の認証制度において定められた各種認証を取得するための手続に、国内の者と実質的に同等の条件で直接参加できる途を法制度的に確保することであり、これにより労働安全衛生法の検査・検定制度についても外国製造者が直接参加できる途が確保されたものである。

第二 労働安全衛生法の改正の内容

一 検査制度の整備（第三八条関係）

外国において製造された特定機械等を当該特定機械等を製造した者（以下第二の一において「外国製造者」という。）以外の者が輸入した場合において、外国製造者がこれらの者について検査の行われることを希望しないときは、外国製造者が自ら検査を受けることができることとしたこと（第二項本文関係）。

この検査が行われた場合には、当該特定機械等を国内に輸入した者には検査を受ける義務は課さないこととしたこと（第二項後段関係）。

なお、外国製造者が自ら特定機械等を輸入した場合には、第一項の規定により検査を受ける義務があることは、従来と変わるものではないこと。

二 個別検定制度の整備（第四四条関係）

外国において製造された個別検定対象機械等を当該個別検定対象機械等を製造した者（以下第二の二において「外国製造者」という。）以外の者が輸入した場合において、外国製造者がこれらの者について個別検定が行われることを希望しないときは、外国製造者が自ら個別検定を受けることができることとしたこと（第二項本文関係）。

この個別検定が行われた場合には、当該個別検定対象機械等を国内に輸入した者には、個別検定を受ける義務は課さないこととしたこと（第二項後段関係）。

なお、外国製造者が自ら個別検定対象機械等を輸入した場合には、第一項の規定により個別検定を受ける義務があることは従来と変わるものではないこと。

三 型式検定制度の整備（第四四条の二、第四四条の四、第九六条、第一〇五条及び第一一二条の二関係）

(一) 外国において型式検定対象機械等を製造した者（以下第二の三において「外国製造者」という。）は、①当該型式検定対象機械等を本邦に輸出しようとするとき又は②当該型式検定対象機械等を外国製造者以外の者が輸入した場合において、これらの者について型式検定が行われることを希望しないときは、自ら型式検定を受けることができることとしたこと。（第四四条の二第二項関係）。

この型式検定が行われた場合には、当該型式検定に合格した型式の機械等を国内に輸入した者には、型式検定を受ける義務は課さないこととしたこと（第四四条の二第一項ただし書関係）。

なお、外国製造者が第四四条の二第二項の規定により型式検定を受けていない場合において、自ら型式検定対象機械等を輸入したときは、同条第一項の規定により型式検定を受ける義務があることは従来と変わるものでないこと。

また、外国製造業が受けた型式検定に合格した型式の機械等に係る表示は、輸入した時点において行えば足りるものとし、この場合において、当該機械等を外国製造者以外の者が輸入したときは、当該輸入した者に上記の表示を付すべき義務があることとしたこと（第四四条の二第五項関係）。

(二) 労働大臣は、型式検定に合格した型式の機械等の構造等が一定の基準に適合していないと認められるときその他一定の事由に該当するときは、型式検定合格証の効力を

失わせることができることとしたこと（第四四条の四関係）。

なお、この規定は、従来、機械等検定規則（昭和四七年労働省令第四五号）第一六条に規定があつたものを、今回の改正に伴い外国製造者に係る規定を整備するとともに、労働安全衛生法（以下「法」という。）に規定することとしたものであること。

イ 第一号は、型式検定合格証の交付を受けた者が国内製造者、輸入者又は外国製造者のいずれであるかを問わず適用されるものであること。

ロ 第二号及び第三号は、型式検定合格証の交付を受けた者が外国製造者である場合に限つて適用されるものであること。これは、型式検定合格証の交付を受けた者が国内製造者又は輸入者である場合にその者について第二号又は第三号の事由に相当する事由が発生したときは、第一一九条第一号（第四四条の二第六項違反）又は第一二〇条第四号（第九六条第一項違反）の罰則が適用されるが、外国製造者の国外における違反行為については、刑罰を科すことが困難であること等を考慮して、型式検定合格証を失効させることにより型式検定制度の適正な運用を図ることとしたものであること。

(三) 労働大臣が型式検定合格証の効力を失わせる処分をしようとするときは、当該処分
の公正適切を期するためにあらかじめ聴聞を実施すべきこととしたこと（第一〇五条
関係）。

(四) 労働大臣が型式検定合格証の効力を失わせたときは、関係者に周知せしめるため、
その旨を官報で告示することとしたこと（第一一二条の二関係）。

(五) 労働大臣は、労働者の安全と健康を確保するため必要があると認めるときは、その
職員をして型式検定に合格した型式の機械等に関する事業場の立入り、物件の検査等
ができる旨を規定することとしたこと（第九六条関係）。

イ この規定による強制立入り、検査等は国内に存する事業場、物件等についてのみ
認められるものであり、これを拒んだ者等に対しては、罰則の適用があること。

なお、外国事業者の事業場等の検査等については、第四四条の四第三号に規定さ
れており、これを拒んだ者等に対しては、労働大臣は、型式検定合格証を失効させ
ることができること。

ロ この規定は、今回の改正に伴い、従来、機械等検定規則第一五条に同趣旨の規定
があつたものを、法に規定することとしたものであること。

第三 外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する
法律の施行に伴う関係労働省令の整備に関する省令の内容

一 労働安全衛生規則の一部改正

法第九六条の改正に伴い、立入検査をする職員の証票の様式を整備したこと（様式
第二一号の二関係）。

二 ボイラー及び圧力容器安全規則、クレーン等安全規則及びゴンドラ安全規則の一部
改正

外国においてボイラー、第一種圧力容器、移動式クレーン又はゴンドラを製造した者（以下第三の二において「外国製造者」という。）は、法第三八条第二項の規定により、都道府県労働基準局長の検査を受けることができることとし、当該検査は、輸入者の場合と同様、使用検査としたこと（ボイラー及び圧力容器安全規則第一二条第二項及び第五七条第二項、クレーン等安全規則第五七条第二項並びにゴンドラ安全規則第六条第二項関係）。

したがって、外国製造者が都道府県労働基準局長の検査を直接受けようとする場合は、法第三八条第一項の規定により自ら「輸入した者」として受けるときがあるか、同条第二項の規定により外国製造者として受けるときであるかにかかわらず、使用検査の手続によることとなること。

三 機械等検定規則の一部改正

- (一) 個別検定に関しては、形式整備を行つたものであること。
- (二) 型式検定に係る現品検査を型式検定申請者の希望する場所において実施する場合、当該場所は、外国において型式検定対象機械等を製造した者（以下第三の三において「外国製造者」という。）が申請者である場合であつても、本邦の地域内の場所に限るものとしたこと（第七条関係）。
- (三) 型式検定を受けようとする外国製造者が、機械等検定規則第八条第一項第二号に定める設備等に相当する設備等を有する場合には、同号の設備等に関する規定は適用しないものとしたこと（第八条第三項関係）。
- (四) 労働大臣は、型式検定合格証の効力を失わせたときは、当該型式検定合格証の交付を受けた者に所定の通知をするものとするとともに、法第一一二条の二の規定により、品名、型式の名称、型式検定合格番号その他一定の事項を官報で告示するものとしたこと（第一五条関係）。
- (五) 型式検定合格証の交付を受けた者は、労働大臣により当該型式検定合格証が失効させられたときは、これの交付者たる型式検定実施者に返還するものとしたこと（第一六条関係）。
- (六) 検査の規定（改正前の第一五条）及び型式検定合格証の失効（改正前の第一六条）の規定は、今回の改正により法に規定されたこと（第九六条第一項及び第四四条の四）に伴い、削除することとしたこと。

第四 労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令

労働安全衛生法関係型式検定手数料の加算額の計算に関する省令及び労働安全衛生法関係手数料令第五条の二第一項の審査のため職員を出張させる場合を定める告示の内容

一 労働安全衛生法関係手数料令の一部改正

- (一) 特定機械等の検査及び個別検定については、外国において特定機械等又は個別検定対象機械等を製造した者が直接申請する場合であつても、使用検査又は個別検定に係

る従前の手続と何ら変わるところはないので、使用検査又は個別検定に係る手数料の額をそのまま適用することとしたこと。

- (二) 型式検定制度については、現品検査に関しては従前の手続と変わるところはないので、原則として現行の手数料の額に変更はないが、防じんマスク及び防毒マスクの型式検定に際しては、原則として当該型式検定に係る機械等の検査設備を現地において確認する必要があることから、当該型式検定に係る手数料の額についての規定を整備することとしたこと（第五条の二関係）。すなわち、労働大臣が防じんマスク又は防毒マスクを製造・検査する設備等を審査するためその職員をして当該設備等の所在地に出張させる必要があると認めるときは、当該型式検定に係る手数料の額は、当該出張期間に係る人件費に相当する額及び国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二五年法律第一一四号。以下「旅費法」という。）の規定等により算出される旅費の額に相当する額を加算して算定するものとしたこと。

なお、防じんマスク又は防毒マスクの型式検定に係るこの取扱いは、当該型式検定に係る審査の対象となる設備等が国内にある場合にも適用されるものであること。

二 労働安全衛生法関係型式検定手数料の加算額の計算に関する省令

労働大臣が防じんマスク又は防毒マスクの型式について検定を行う場合で、当該マスクを製造・検査する設備等を審査するためその職員をして当該設備等の所在地に出張させる必要があると認めるときの当該検定に係る手数料の額の算定において加算されるものとされた当該出張期間に係る旅費の額に相当する額は、次に定めるところにより、旅費法の規定を用いて算定することとしたこと。

- (一) 在勤官署の所在地は、東京都千代田区大手町一丁目三番一号とすること（第一条関係）。
- (二) 支度料は算入しないこと（第二条関係）。
- (三) 審査日数は、一日（外国における審査にあつては、三日）とすること（第三条関係）。
- (四) 旅行雑費は、一万円とすること（第四条関係）。
- (五) 旅費法の規定により実費を超えることとなる部分等の旅費を支給しないこととなるときは、当該超える部分等は旅費の額に相当する額に算入しないこと（第五条関係）。
- (六) 当該審査のため出張をする職員の数は、原則として二人とすること（第六条関係）。

三 労働安全衛生法関係手数料令第五条の二第一項の審査のため職員を出張させる場合を定める告示

労働大臣は、防じんマスク又は防毒マスクの型式についての検定の申請があつた場合において、当該申請が次のいずれかの事由に該当するときは、原則として、当該マスクを製造・検査する設備等を審査するためその職員をして当該設備等の所在地に出張させることとしたこと。

- (一) 当該申請に係る防じんマスク又は防毒マスクの検査設備が、かつて現地確認を受け

たことがない型式のものであること (第一号関係)。

- (二) 当該申請に係る申請者に交付されたことのある防じんマスク又は防毒マスクに係る型式検定合格証が労働大臣により効力を失わせられたことがあること (第二号関係)。
- (三) 当該申請に係る申請者が、防じんマスク又は防毒マスクに係る業務について法又は関係政省令等の規定に違反して処罰されたことがあること (第三号関係)。
- (四) (二)又は(三)に準ずる事由があること (第四号関係)。

(個別検定)

第四十四条 第四十二条の機械等 (次条第一項に規定する機械等を除く。)のうち、その構造、性能等を考慮して政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、労働省令で定めるところにより労働大臣、都道府県労働基準局長又は労働大臣の指定する者 (以下「個別検定代行機関」という。)が個々に行う当該機械等についての検定を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の機械等を輸入した者が当該機械等を外国において製造した者 (以下この項において「外国製造者」という。)以外の者 (以下この項において単に「他の者」という。)である場合において、当該外国製造者が当該他の者について前項の検定が行われることを希望しないときは、当該外国製造者は、労働省令で定めるところにより、自ら労働大臣、都道府県労働基準局長又は個別検定代行機関が個々に行う当該機械等についての検定を受けることができる。当該検定が行われた場合においては、当該機械等を輸入した者については、同項の規定は、適用しない。

3 労働大臣、都道府県労働基準局長又は個別検定代行機関は、前二項の検定 (以下「個別検定」という。)を受けようとする者から申請があつた場合には、当該申請に係る機械等が労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、当該機械等を個別検定に合格させてはならない。

4 個別検定を受けた者は、当該検定に合格した機械等に、労働省令で定めるところにより、当該個別検定に合格した旨の表示を付さなければならない。

5 個別検定に合格した機械等以外の機械等には、前項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

6 第一項の機械等で、第四項の表示が付されていないものは、使用してはならない。

(型式検定)

第四十四条の二 第四十二条の機械等のうち、個別検定によることが適当でない機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、労働省令で定めるところにより、労働大臣又は労働大臣の指定する者 (以下「型式検定代行機関」という。)が行う当該機械等の型式についての検定を受けなければならない。ただし、当該機械等のうち輸入された機械等で、その型式について次項の検定が行われた機械等に該当するものは、この限りでない。

- 2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において同項本文の機械等を製造した者（以下この項及び第四十四条の四において「外国製造者」という。）は、労働省令で定めるところにより、当該機械等の型式について、自ら労働大臣又は型式検定代行機関が行う検定を受けることができる。
- 一 当該機械等を本邦に輸出しようとするとき。
- 二 当該機械等を輸入した者が外国製造者以外の者（以下この号において単に「他の者」という。）である場合において、当該外国製造者が当該他の者について前項の検定が行われることを希望しないとき。
- 3 労働大臣又は型式検定代行機関は、前二項の検定（以下「型式検定」という。）を受けようとする者から申請があつた場合には、当該申請に係る型式の機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及び検査する設備等が労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、当該型式を型式検定に合格させてはならない。
- 4 労働大臣又は型式検定代行機関は、型式検定に合格した型式について、型式検定合格証を申請書に交付する。
- 5 型式検定を受けた者は、当該型式検定に合格した型式の機械等を本邦において製造し、又は本邦に輸入したときは、当該機械等に、労働省令で定めるところにより、型式検定に合格した型式の機械等である旨の表示を付さなければならない。型式検定に合格した型式の機械等を本邦に輸入した者（当該型式検定を受けた者以外の者に限る。）についても、同様とする。
- 6 型式検定に合格した型式の機械等以外の機械等には、前項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
- 7 第一項本文の機械等で、第五項の表示が付されていないものは、使用してはならない。

2.5.4 地方分権推進及び中央省庁改革の時期

その後、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年 7 月 16 日法律第 87 号）第 390 条の規定により、第 44 条中「都道府県労働基準局長」が「都道府県労働局長」に改められ、平成 12 年 4 月 1 日から施行された。

また、中央省庁等改革関係法施行法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）第 705 条の規定により「労働省令」が「厚生労働省令」に、「労働大臣」が「厚生労働大臣」に改められ、平成 13 年 1 月 6 日に施行された。

2.5.5 公益法人改革

その後、平成 14 年 3 月 29 日付け閣議決定「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」¹¹⁴を踏まえ、公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整

¹¹⁴ 政府の行政改革－平成 14 年 3 月 29 日内閣官房行政改革推進事務局行政委託型公益法人等改革推進室「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（https://www.gyokukaku.go.jp/jimukyoku/koueki/gyousei_kanyo/，2022 年 12 月 19 日閲覧）

備に関する法律(平成 15 年 7 月 2 日法律第 102 号)¹¹⁵により所要の改正が行われ、公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行期日を定める政令(平成 15 年 12 月 19 日政令第 532 号)により平成 16 年 3 月 31 日から施行された。施行通達(抄)¹¹⁶と改正後の条文は次のとおりである¹¹⁷。

基発第 0702003 号 平成 15 年 7 月 2 日
都道府県労働局長 殿
厚生労働省労働基準局長 (公 印 省 略)
公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律(労働安全衛生法及び作業環境測定法関係)について〔労働安全衛生法〕 記
第 1 改正の趣旨
平成 14 年 3 月に閣議決定された「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」を踏まえ、国から公益法人等が委託等を受けて行っている検査、検定、資格付与等の事務及び事業について、官民の役割分担及び規制改革の観点からの見直しを行うため、厚生労働大臣がこれらの事務及び事業を行わせる者を指定する制度から、法律で定める一定の要件に適合し、かつ、行政の裁量の余地のない形で登録を受けた者がこれを行う制度へと改める等の措置を講じることを目的としている。
第 2 改正の内容
1 登録制度への移行に係る規定の整備
(1) 登録機関による実施(労働安全衛生法第 14 条等関係)

¹¹⁵ この法律については、衆参両院の厚生労働委員会において附帯決議がなされている。その内容は、第 156 回国会参議院厚生労働委員会第 12 号平成 15 年 5 月 13 日 (<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/115614260X01220030513/236>) 及び第 156 回国会衆議院厚生労働委員会第 24 号平成 15 年 6 月 13 日 (<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/115604260X02420030613/290>) を参照されたい。

¹¹⁶ 平成 15 年 7 月 2 日付け基発第 0702003 号「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律(労働安全衛生法及び作業環境測定法関係)について〔労働安全衛生法〕」(https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb4505&dataType=1)

¹¹⁷ この改正に係る施行通達としては平成 16 年 3 月 19 日付け基発第 0319009 号「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行並びにこれに伴う関係政令、省令及び告示の改正等について」(https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb2607&dataType=1) もあるが、これは主として登録手続等に関する事項に関するものなので本稿では省略する。

労働安全衛生法に基づく製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定、技能講習及び教習並びに作業環境測定法に基づく作業環境測定士に係る講習及び研修（以下「検査、検定等」という。）について、指定機関による実施から登録機関による実施に改めたこと。

(2) 登録基準の明確化等（労働安全衛生法第 46 条等関係）

登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、登録教習機関及び登録講習機関（以下「各登録機関」という。）の登録基準を法律上明確化するとともに、登録を申請した者が登録基準に適合しているときには、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、当該申請者を登録しなければならないこととしたこと。

また、登録は、登録簿に登録年月日、登録番号等を記載してするとともに、5 年以上 10 年以内において政令で定める期間ごとに更新を受けなければ、その効力を失うこととしたこと。

(3) 登録機関の義務（労働安全衛生法第 47 条第 3 項等関係）

登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関及び登録型式検定機関（以下「登録検査・検定機関」という。）は、公正に、かつ、一定の基準に適合する方法により検査・検定を行わなければならないこととするとともに、当該検査・検定の方法から生ずる危険を防止するために必要な措置を講じなければならないこととしたこと。

また、登録教習機関及び登録講習機関は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、講習等の実施に関する計画を作成し、これに基づいて講習等を実施するとともに、公正に、かつ、法令の規定に従って講習等を行わなければならないこととしたこと。

(4) 登録簿の記載事項に係る変更の届出等（労働安全衛生法第 47 条の 2 等関係）

〈略〉

(5) 財務諸表等の備付け、閲覧等（労働安全衛生法第 50 条等関係）

〈略〉

(6) 適合命令・改善命令（労働安全衛生法第 52 条等関係）

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、各登録機関が登録基準に適合しなくなったと認めるときは、当該登録機関に対し、登録基準に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができることとするとともに、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、各登録機関が当該登録機関に課された義務に違反していると認めるときは、当該登録機関に対し、業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができることとしたこと。

(7) 登録の取消し等（労働安全衛生法第 53 条等関係）

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、各登録機関が欠格事由に該当するに至ったとき等には、その登録を取り消し、又は 6 月を超えない範囲内で期間を定めて業務の

全部若しくは一部の停止を命ずることができることとしたこと。

(8) 厚生労働大臣等による検査、検定等の実施（労働安全衛生法第 53 条の 2 等関係）

厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、登録を受ける者がいないとき等必要があると認めるときは、検査、検定等の業務の全部又は一部を自ら行うことができることとしたこと。

2 その他

(1) 登録等に伴う手数料（労働安全衛生法第 112 条等関係）

各登録機関に係る登録又はその更新を受けようとする者は、手数料を国に納付しなければならないこととしたこと。

(2) 厚生労働大臣等による公示（労働安全衛生法第 112 条の 2 等関係）

厚生労働大臣は、登録検査・検定機関に係る登録をしたとき等は、その旨を官報で告示しなければならないこととするとともに、都道府県労働局長は、登録教習機関に係る登録をしたとき等は、その旨を公示しなければならないこととしたこと。

また、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、登録講習機関に係る登録をしたとき等は、その旨を公示しなければならないこととしたこと。

(3) 罰則その他所要の規定の整備を行ったこと。

3 施行期日等

(1) 施行期日（附則第 1 条関係）

この法律は、一部を除き、平成 16 年 3 月 31 日までの間において政令で定める日から施行することとしたこと。

(2) 経過措置等（附則第 5 条から第 10 条まで関係）

① この法律の施行の際現にこの法律による改正前の労働安全衛生法及び作業環境測定法に基づき指定を受けている者は、改正後の労働安全衛生法及び作業環境測定法に基づき登録を受けている者とみなすこととしたこと。

② その他この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定の整備を行うこととしたこと。

(個別検定)

第四十四条 第四十二条の機械等（次条第一項に規定する機械等を除く。）のうち、別表第三に掲げる機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣、都道府県労働局長又は厚生労働大臣の指定する登録を受けた厚生労働大臣の指定する者（以下「登録個別検定機関」という。）が個々に行う当該機械等についての検定を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の機械等を輸入した者が当該機械等を外国において製造した者（以下この項において「外国製造者」という。）以外の者（以下この項において単に「他の者」という。）である場合において、当該外国製造者が当該他の者について前項の検定が行われることを希望しないときは、当該外国製造者は、厚生労働省令で

定めるところにより、自ら登録個別検定機関が個々に行う当該機械等についての検定を受けることができる。当該検定が行われた場合においては、当該機械等を輸入した者については、同項の規定は、適用しない。

- 3 登録個別検定機関は、前二項の検定（以下「個別検定」という。）を受けようとする者から申請があつた場合には、当該申請に係る機械等が厚生労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、当該機械等を個別検定に合格させてはならない。
- 4 個別検定を受けた者は、当該検定に合格した機械等に、厚生労働省令で定めるところにより、当該個別検定に合格した旨の表示を付さなければならない。
- 5 個別検定に合格した機械等以外の機械等には、前項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
- 6 第一項の機械等で、第四項の表示が付されていないものは、使用してはならない。
(型式検定)

第四十四条の二 第四十二条の機械等のうち、個別検定によることが適当でない別表第四に掲げる機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録型式検定機関」という。）が行う当該機械等の型式についての検定を受けなければならない。ただし、当該機械等のうち輸入された機械等で、その型式について次項の検定が行われた機械等に該当するものは、この限りでない。

- 2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において同項本文の機械等を製造した者（以下この項及び第四十四条の四において「外国製造者」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、当該機械等の型式について、自ら登録型式検定機関が行う検定を受けることができる。
 - 一 当該機械等を本邦に輸出しようとするとき。
 - 二 当該機械等を輸入した者が外国製造者以外の者（以下この号において単に「他の者」という。）である場合において、当該外国製造者が当該他の者について前項の検定が行われることを希望しないとき。
- 3 登録型式検定機関は、前二項の検定（以下「型式検定」という。）を受けようとする者から申請があつた場合には、当該申請に係る型式の機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及び検査する設備等が厚生労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、当該型式を型式検定に合格させてはならない。
- 4 登録型式検定機関は、型式検定に合格した型式について、型式検定合格証を申請書に交付する。
- 5 型式検定を受けた者は、当該型式検定に合格した型式の機械等を本邦において製造し、又は本邦に輸入したときは、当該機械等に、厚生労働省令で定めるところにより、型式検定に合格した型式の機械等である旨の表示を付さなければならない。型式検定に合格した型式の機械等を本邦に輸入した者（当該型式検定を受けた者以外の者に限る。）

についても、同様とする。

6 型式検定に合格した型式の機械等以外の機械等には、前項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

7 第一項本文の機械等で、第五項の表示が付されていないものは、使用してはならない。

2.5.6 外国に立地する機関の登録制度

労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成 26 年 6 月 25 日法律第 82 号)の規定により、外国にある事務所において検査・検定の業務を行う機関も、外国登録製造時等検査機関、外国登録性能検査機関、外国登録個別検定機関又は外国登録型式検定機関として厚生労働大臣の登録を受けられることとなり、労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(平成 26 年 10 月 1 日政令第 325 号)の規定により平成 27 年 6 月 1 日に施行された。

同改正法律は第 44 条又は第 44 条の 2 を改正するものではないが、従前は登録個別検定機関及び登録型式検定機関には国内機関しか含まれなかったが、改正後はそれぞれ外国登録個別検定機関、外国登録型式検定機関が含まれることとなった。

貿易の技術的障害に関する協定(TBT 協定) 6.4^{118,119}では、各加盟国が自国の適合性評価機関と比して不利でない条件で、他の加盟国に立地する適合性評価機関に対しても、自国の適合性評価手続に参加することを認めることが奨励されている。同改正法律案の審議過程における政府答弁¹²⁰では、平成 25 年 2 月に実施された世界貿易機関(WTO)の貿易政策検討機関の対日審査¹²¹において、本登録制度について TBT 協定との関係で指摘を受け

¹¹⁸ 外務省－貿易の技術的障害に関する協定 本文 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page25_000410.html, 2023 年 2 月 17 日閲覧)

¹¹⁹ World Trade Organization－Uruguay Round Agreement－Agreement on Technical Barriers to Trade (https://www.wto.org/english/docs_e/legal_e/17-tbt_e.htm, 2023 年 1 月 30 日閲覧)

¹²⁰ 第 186 回国会参議院厚生労働委員会第 7 号平成 26 年 4 月 8 日 (<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/118614260X00720140408/169>) で、政府参考人である半田有通厚生労働省労働基準局安全衛生部長は「今回の改正法案では、外国に立地する検査・検定機関についても安全衛生法上の検査・検定機関としての登録を受けられることができるよう所要の整備を行う内容を盛り込んでいますところでございますが、〈略〉TBT 協定〈略〉において国内の機関のみ登録が認められている検査・検定制度につきましては、同じ条件で外国に立地する機関の登録も認めるよう求められてございます。この点につきまして、昨年二月に行われました世界貿易機関の貿易政策検討機関の日本に対する審査、対日審査でございますが、その際に指摘があったことを受けて今回の改正内容に盛り込んだものでございます。」と答弁している。

¹²¹ 外務省－2013 年対日貿易政策検討会合 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/hog>

たことが、この法律改正の理由であるとされている。

2.6 運用（適用の実際）

本節では、第 44 条又は第 44 条の 2 違反に係る定期監督等における法違反状況、刑事事件例及び検定合格品に関することを取り上げることとし、検定不受検品、不良品等の流通事例については 1.9.7 節でまとめて取り上げた。

また、検定の対象となっていない機械等でも民間機関が認証を行っているものがあるが、それについては 1.9.10 節でとりあげた。

2.6.1 定期監督等実施状況・法違反状況（統計）

平成 23 年以降の労働基準監督年報について調査したところ、各年の定期監督、災害調査及び災害時監督における指導の状況は、表 6 のとおりである。

表 6 定期監督等において労働安全衛生法第 44 条又は第 44 条の 2 違反が確認された事業場数

	定期監督等実施事業場数	同違反事業場数（労基法等を含む）	
			安衛法第 44 条又は第 44 条の 2
平成 23 年	132829	89586	4
平成 24 年	134295	91796	3
平成 25 年	140499	95550	3
平成 26 年	129881	90151	5
平成 27 年	133116	92034	2
平成 28 年	134617	89972	2
平成 29 年	135785	92695	10
平成 30 年	136281	93008	1
平成 31 年 令和元年	134981	95764	3
令和 2 年	116317	80335	2

註 労働基準監督年報（平成 23 年から令和 2 年まで）の統計表「定期監督等実施状況・法違反状況」による。なお、参考のために各年の定期監督等実施事業場数及び同違反事業場数を記載したが、全ての定期監督等で安全衛生についての調査を行っているわけではないため、この表は、定期監督等実施事業場のうち労働安全衛生法第 44 条又は第 44 条の 2 違反が存在する事業場の割合を示すものではなく、あくまで定期監督等で覚知・指導することとなったものを集計したということにすぎない。

2.6.2 送検事件状況（統計）

[o/tpr1302/gh.html](https://www.tpr1302/gh.html), 2023 年 2 月 17 日閲覧)。ただし、筆者が調べたところ、このウェブページ及びここからリンクされている関係資料からは、労働安全衛生法の検査・検定制度について TBT 協定上の改善を求めるような記述は確認されなかった。

平成 23 年から令和 2 年までの労働基準監督年報の統計表「送検事件状況」（この表では 1 事件で複数の被疑条文がある場合には、その主たる被疑条文により件数を計上している。したがって、第 44 条又は第 44 条の 2 が被疑条文に含まれている場合であってもそれが主たる被疑条文でない場合は計上されていない。）を確認したところ、第 44 条又は第 44 条の 2 を主たる被疑条文とする違反事件の送検事件は無かった。

ただし、同表は労働基準監督官による送検事件に限った統計である。

通常司法警察員が送検したものや検察官認知・直受等の事件については、検察統計において本法違反事件全体の集計はなされているが、条文毎の情報は不見当であり、不明である。

2.6.3 刑事事件例（起訴の有無不明）

平成 5 年 3 月 29 日、大阪労働基準局が、シーエル計測工業株式会社（大阪府豊中市）及び代表取締役らを第 44 条の 2 違反で書類送検した。同社は、タンク内の薬品の容量などを量る静電容量式レベル計を、それを防爆構造電気機械器具であったのに型式検定を受検せず、かつ型式検定合格標章を付し、昭和 61 年 12 月から平成 3 年 9 月までに約 70 台を全国の食品・化学会社などに約 25 万円で販売していた。当該静電容量式レベル計は、大阪労働基準局の指導によりすべて回収された¹²²（1.9.7.4 節にも記述した）。

2.6.4 検定合格情報の公表

法令では義務付けられていないが、検定合格情報を誰でも確認できる状態に置くことは、検定合格標章の偽造の有無のチェックなどに役立つ。

公益社団法人産業安全技術協会は、個別検定及び型式検定に合格したものをウェブサイトで公表している¹²³。

また、型式検定合格証の PDF ファイル等をウェブサイトでダウンロードできるようにしている製造業者もある。

他分野では、所管官庁が検定合格品情報を公表している場合もあり、総務省は無線機器型式検定に合格した機器情報の検索サイトを運用している¹²⁴。

2.7 検定制度に関する国会での議論とその検討

国会で本法の検査・検定制度について言及されることは稀であるが、公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案（2.5.5 節参照）について、

¹²² ヨミダス歴史館－読売新聞 1993 年 3 月 30 日付け大阪朝刊「計測器の検定章偽造 大阪労基局摘発、70 台回収」

¹²³ 公益社団法人産業安全技術協会－検定合格品情報（https://www.tiis.or.jp/02_06_subcategory/、2022 年 12 月 21 日閲覧）

¹²⁴ 総務省－電波利用ホームページ－型式検定合格機器情報検索（<https://www.tele.soumu.go.jp/kataken/SearchServlet?pageID=ks01>）

第 156 回衆議院厚生労働委員会の平成 15 年 6 月 13 日の審議¹²⁵において民主党大島敦議員から現行の検査・検定制度に対する一般的な質問が行われた。この時の議論は、検査制度と検定制度をあまり区別せず行われた抽象的なものであり、かつ主として検査制度を対象にしたものである可能性もあるが、いずれにせよ検定制度にも関係するものであるので、本稿でも紹介し、検討したい。なお、これに対する政府答弁は検査・検定制度の趣旨を改めて説明するものであり、これは本稿で既に詳述したことの繰り返しになるので、ここではその内容の紹介は省くこととする。

2.7.1 大島敦議員の主張

大島敦議員は、船舶検査の場合は船主が検査のコストを負うこと等を例として紹介し、現行の検査（場合により検定も含む趣旨と思われる。以下同じ。）制度では製造者がそのコストを負担していることについて、指定制度が登録制度になり小さい企業やこれまで実績の無い企業も登録を受けて検査機関として参入して価格競争が生じた場合に、製造者は製品価格に影響するコストを抑えるためできるだけ安価に受検できる機関を選択することとなり、それでは安全性を担保するのは難しいのではないかと主張し、その代わりに、製品を購入して実際に使用し、リスクを負うユーザー（エンドユーザー）に検査の受検義務を課せば、ユーザーは価格でなく検査の質で検査機関を選択するからより好ましいとして、製造者に課せられている検査の受検義務をユーザーに移すことを提案した。

これは即ち、製品の欠陥から生ずる事故の直接の被害を受けるのは製造者ではなくユーザーであるから、寧ろユーザーに検査や検定の受検義務を課し、ユーザーが検査・検定機関を選択する制度にした方が合理的であり、検査・検定機関のよりよい競争にも資するという趣旨だろう。

大島敦議員によるこの議論の射程に、型式検定（以下述べるようにユーザーによる適合性評価にはなじまないと思われる。）が含まれているのか不明であるが、本節では型式検定についても検討する。

2.7.2 型式検定特有の論点

型式検定は、製品の現品個々に試験等を行って認証するものではなく、製品の型式ごとに製造者の有する製造設備等の審査とサンプル試験を行うものであるが、型式検定対象機械等の中には、2.4.6 節でも述べたように、保護帽や防毒マスクの吸収缶のように試験をすると性能を失い使用不能となってしまうものがある。このような場合は型式検定では一定数のサンプル検査のほか製造設備、検査設備等も審査して製品の品質管理の適否を評価するが、これをユーザー側による適合性評価の仕組みに作り替えることは事実上難しく、非効率に過ぎると思われる。ユーザー側で無理にやるとしても、例えば同型式の製品を大量に購入して試験機関に依頼して不良品の割合を調べることはできるが、品質管理の状況が

¹²⁵ 第 156 回国会衆議院厚生労働委員会第 24 号平成 15 年 6 月 13 日(<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=115604260X02420030613>) 90～100 番

不明であるため不良品の割合が今後も同じとは限らない。また、試験結果が不良であれば、同様のことを別の型式で繰り返さなければならない。いずれにせよ相当の期間と費用を要する。ところで、現に、性能試験を行うと使用不能になる墜落制止用器具については、型式検定制度がないため、ユーザーに適合性評価が委ねられた状況にあると言えるが、1.9.7.10 節で紹介したとおり、不適合品が大量に流通して対処できない状況にある上、流通品に型式検定合格標章のような適否の目印となるものが無いため、その結果として、信頼のある老舗メーカーのものを買うしかない状況にあるといっても過言ではない。

他方、型式検定対象機械等であっても、プレス機械又はシャワーの安全装置などのように、試験をしても性能に劣化のおそれがないと思われるものは、購入後に個別検定を受けるという風にもできるかも知れないが、大量生産品であるのに、型式検定のように製造者又は輸入者において一括して適合性評価をしないで、購入したユーザーがバラバラに検定を受けるとするのは、型式検定制度に比べて相当の費用を要し、費用対効果からしても疑問が残る。

なお、機械等の輸入者が型式検定を受検する場合にも同様の問題が生じそうであるが、流通の責任を負う輸入者に義務を課すのは合理的でユーザーが個々に行うのと比べれば遙かに効率的である上、昭和 58 年 8 月 1 日からは外国製造者が直接型式検定を受検することができるようになっている (2.5.3 節参照)。

2.7.3 ユーザーによる適合性評価制度の妥当性

個別検定についても、これをユーザー側に移した場合の種々の思考実験が可能だろうが、これについては時間の関係上、詳細は本稿では割愛する。

大島敦議員の主張の核心は、エンドユーザーが自らコストを負担して検査・検定機関を選ぶべきという考え方にあると思われる。しかしながら、製品の規格適合性評価を製品が流通した後にユーザー側が行うことは、「リスク創出者こそが最善の安全管理者たりえる」というリスク創出者管理責任負担原則^{126,127}と整合せず、また機械の使用段階での妥当性確認の必要性を論じる研究においても適合性評価までユーザー側に課すという主張はなされていない¹²⁸。実際、本来的に製品や規格についての知識を有しないユーザー側による適合

¹²⁶ 三柴丈典「リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究」総合報告書 (H26-労働-一般-001, 2016 年) (<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/26210>, 文献番号 201621001B) 総括研究報告書ーリスク創出者管理責任負担原則の意義については、総括研究報告書 27 頁【示唆される予防政策のエッセンス】①, 30 頁【特徴】①ほか。英国労働安全衛生法への反映状況については、分担研究報告書「日本の安衛法の特徴と示唆される予防政策のエッセンス」87 頁。

¹²⁷ 三柴丈典「使用者の健康・安全配慮義務」(日本労働法学会編『講座労働法の再生第 3 巻 労働条件論の課題』(日本評論社, 2017 年)) 279 頁

¹²⁸ 濱島京子「機械安全制度の導入に伴う機械の使用段階での妥当性確認の考察ー労働安全

性評価機関の選定が適合性評価機関の従来以上の品質上の競争に資する効果には疑問があるし、既に数多くの危険源に対する対策を課されているユーザー側にとっても、導入上相当の時間的・金銭的成本と製品知識を要求する適合性評価手続の義務まで負うのは酷であるし、一般に製品流通後の規格適合性確保は困難であると思われる。

分野におけるマクロ労働安全の提案一」（労働安全衛生総合研究所『労働安全衛生研究』9 巻 2 号，2016 年）（https://www.jstage.jst.go.jp/article/josh/9/2/9_JOSH-2015-0018-CHO/_article/-char/ja）

3 未検討課題等

日本において機械等の安全については厚生労働省、経済産業省、消費者庁等が各所管法令により規制を行っているが、依然として危険な機械等が大量に流通し、使用されている。

労働者保護の観点で機械安全を担う本法における製造・流通規制は、一件充実しているように見えて実は極めて限定的であり、機械等の安全性を確保する責任の大部分は、事業者に負わせられている。しかし、事業者が機械のリスクアセスメントや保護方策に取り組むことは容易ではないし、本来、製造段階でリスクアセスメントがなされていないものを使用段階で改善することは困難である。

厚生労働省は、機械の包括的な安全基準に関する指針^{41,42}等を定めているが、事業者や機械製造業者の大半は依然としてその存在を知らないものと思われる。

本稿では、機械等の安全についても包括的に論じることを当初の目的としていたが、時間の制約上、第 42 条から第 44 条の 2 までの規定及びそれに関係する制度の沿革を確認するに終始せざるを得ず、その「確認」さえ十分に行えたとはいえない。

しかし、本書は本法及び労働安全衛生に関する法制度の総棚卸し的な使命を負っていることから、ここでは、本稿で検討することのできなかつた事項についても、次のとおり箇条書きで残し、今後の議論の発展を待つこととしたい。

- ① 安衛則等で規制している機械等の類型及びその危険性の類の確認並びに規制漏れ、曖昧な規定等の確認
- ② 機械等の安全に関する制度、施策、それら運用等の状況（製造物責任法等の民事分野を含む）
- ③ 機械等でその安全化の技術がまだ確立していないものについて、その技術開発や標準化に資するような事項
- ④ 製造・流通段階における機械等の安全性の確保のための規制、施策等
- ⑤ 欠陥のある機械等（既存不適合に係るものも含む。）で既に流通・使用段階にあるものの流通の阻止、使用の廃止又は改修のための規制、施策等（返品、交換、改修、買替え等の費用負担の問題及び時効の問題を含む）
- ⑥ その他欠陥のある機械等の排除のための規制、施策等
- ⑦ JIS B9700 (ISO 12100) その他の機械安全規格等を参考にした、製造者による機械等のリスクアセスメント、譲渡先等に対する使用上の情報の提供等の法制化

二 結語

本稿では、第 42 条から第 44 条の 2 までの規定及びそれに関係する過去及び現在の制度の確認を行った。

第 42 条から第 44 条の 2 までの規定は、本法中の機械等規制としては特定機械等に次いで厳しいもので、対象となる機械等は大きく第 42 条の機械等と第 43 条の機械等に分けられる。

前者は、機械等の種類別に告示という法形式で定められ、各告示の題名に「規格」という語句を含む製品規格が設定され、後者は、ILO 第 119 号条約の国内担保法である第 43 条により、すべての動力駆動機械等を対象としてその作動部分等に省令で定める安全防護等を施すことが義務付けられるものである。

前者の規制には、機械等そのものの安全性を確保するためのものだけでなく、プレス機械の安全装置や防じんマスクのように、危険若しくは健康障害を防止するため使用する機械等の信頼性等を確保するためのものも含まれている。

第 42 条の対象機械等の一部は、第 44 条及び第 44 条の 2 の検定制度的対象となっており、その流通において規格適合性がある程度担保されているが、検定制度的対象となっていないものについては、製造者等において自己適合宣言を行うだけであるため、客観的に規格適合性の有無を確認することが困難となっている。ただし、仮設機材など、民間機関による認証が行われているものもある。

機械等の安全についてみれば、厚生労働省は通達で機械の包括的な安全基準に関する指針を定め、安衛則第 24 条の 13 で機械等譲渡者に対して使用上の情報等の通知に関する努力義務を課すなど、僅かながら規制が行われているが、JIS 等の機械安全規格の体系から見ると相当遅れているため、さらなる研究及び対策が急務だと考える。

添付資料

表 7 労働安全衛生法第 42 条の譲渡等規制を受ける機械等のうち、同法別表第 2 で定められているもの (令和 4 年 2 月 1 日現在)

安衛法第 42 条の譲渡等規制を受ける機械等		関連規制の対象となる機械等 (※この表の機械等は機械等貸与者に係る規制の対象とはなっていない。)				
安衛法別表第 2		適用除外 (安衛令第 13 条)	特定事業の仕事を自ら行う注文者の規制の対象となる建設物等 (安衛法第 31 条) のうち関連するもの	個別検定又は型式検定の対象機械等 (安衛法第 44 条、第 44 条の 2、別表第 3 及び別表第 4)		機械等設置・移転・変更届の対象となる機械等 (安衛則第 85 条、同別表第 7) のうち関連するもの
号 番 号	各号の機械等			個 別	型 式	
1	ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機及びその急停止装置			個 別	ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機及びその急停止装置のうち電氣的制動方式のもの	
				型 式	ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機及びその急停止装置のうち電氣的制動方式以外の制動方式のもの	
2	第二種圧力容器	船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるもの (安衛令第 13 条第 1 項)		個 別	第二種圧力容器 (船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。)	
3	小型ボイラー	船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられる小型ボイラー及び電気事業法の適用を受ける小型ボイラー (安衛令第 13 条第 5 項)		個 別	小型ボイラー (船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用を受けるものを除く。)	
4	小型圧力容器	船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるもの (安衛令第 13 条第 2 項)		個 別	小型圧力容器 (船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。)	
5	プレス機械又はシャアの安全装置			型 式	プレス機械又はシャアの安全装置	動力プレス (機械プレスでクランク軸等の偏心機構を有するもの及び液圧プレスに限り、6 か月未満の期間で廃止するものを除く。)

6	防爆構造電気機械器具	船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられる防爆構造電気機械器具 (安衛令第 13 条第 5 項)		型式	防爆構造電気機械器具 (船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるものを除く。)	
7	クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置			型式	クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置	
8	防じんマスク	ろ過材又は面体を有していない防じんマスク (安衛令第 13 条第 5 項)		型式	防じんマスク (ろ過材及び面体を有するものに限る。)	
9	防毒マスク	ハロゲンガス用、有機ガス用、一酸化炭素用、アンモニア用及び亜硫酸ガス用以外の防毒マスク (安衛令第 13 条第 5 項、安衛則第 26 条)		型式	ハロゲンガス用、有機ガス用、一酸化炭素用、アンモニア用及び亜硫酸ガス用以外の防毒マスク (安衛則第 29 条の 2)	
10	木材加工用丸のこ盤及びその反発予防装置又は歯の接触予防装置			型式	木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置のうち可動式のもの	
11	動力により駆動されるプレス機械			型式	動力により駆動されるプレス機械のうちスライドによる危険を防止するための機構を有するもの	動力プレス (機械プレスでクランク軸等の偏心機構を有するもの及び液圧プレスに限り、6 か月未満の期間で廃止するものを除く。)
12	交流アーク溶接機用自動電撃防止装置		交流アーク溶接装置 (自動溶接機を除く。) を使用させるときの交流アーク溶接機用自動電撃防止装置の備付け (安衛則第 648 条)	型式	交流アーク溶接機用自動電撃防止装置	
13	絶縁用保護具	その電圧が、直流にあっては 750 V、交流にあっては 300 V 以下の充電電路について用いられる絶縁用保護具 (施行令第 13 条第 5 項)		型式	絶縁用保護具 (その電圧が、直流にあっては 750 V を、交流にあっては 300 V を超える充電電路について用いられるものに限る。)	
14	絶縁用防具	その電圧が、直流にあっては 750 V、交流にあっては 300 V 以下の充電電路に用いられる絶縁用防具 (施行令第 13 条第 5 項)		型式	絶縁用防具 (その電圧が、直流にあっては 750 V を、交流にあっては 300 V を超える充電電路に用いられるものに限る。)	

15	保護帽	物体の飛来若しくは落下又は墜落による危険を防止するためのもの以外の保護帽(施行令第 13 条第 5 項)		型式	保護帽(物体の飛来若しくは落下又は墜落による危険を防止するためのものに限る。)	
16	電動ファン付き呼吸用保護具			型式	電動ファン付き呼吸用保護具	
<p>安衛法別表第 2 に掲げる機械等には、本邦の地域内で使用されないことが明らかな機械等を含まないものとされている(安衛令第 13 条第 4 項)。</p> <p>また、個別検定の対象機械等からは、本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合の機械等が除かれ(安衛令第 14 条)、型式検定についても同様である(安衛令第 15 条)。</p> <p>なお、保護帽には飛来落下物や墜落時保護用に加えて電気用帽子の機能を併せ持つ製品があるが、電気用帽子は絶縁用保護具の一種として譲渡等制限の対象機械等となっているものであって保護帽として対象機械等になっているわけではない。</p>						

表 8 労働安全衛生法第 42 条の譲渡等規制を受ける機械等のうち、同法施行令第 13 条第 3 項で定められているもの(令和 4 年 2 月 1 日現在)

安衛法第 42 条の譲渡等規制を受ける機械等		関連規制の対象となる機械等(※この表の機械等は個別検定又は型式検定の対象とはなっていない。)			
安衛令第 13 条第 3 項		特定事業の仕事 を自ら行う注文 者の規制の対象 となる建設物等 (安衛法第 31 条)	機械等貸与者 等に係る規制 の対象となる 機械等(安衛 法第 33 条、安 衛令第 10 条)	機械等設置・移 転・変更届の対象 となる機械等(安 衛則第 85 条、同 別表第 7)のうち 関連するもの	
号 番号	各号の機械等				
1	アセチレン溶接装置のアセチレン発生器	アセチレン溶接装置(安衛則第 647 条)		アセチレン溶接装置(移動式のもの及び 6 か月未満の期間で廃止するものを除く。)	
2	研削盤、研削といし及び研削といしの覆い				
3	手押しかな盤及びその刃の接触予防装置				
4	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置の安全器	アセチレン溶接装置(安衛則第 647 条)		アセチレン溶接装置(移動式のもの及び 6 か月未満の期間で廃止するものを除く。)、ガス集合溶接装置(移動式のもの及び 6 か月未満の期間で廃止するものを除く。)	
5	活線作業用装置(その電圧が、直流にあっては 750 V を、交流にあっては 600 V を超える充電電路について用いられるものに限る。)				
6	活線作業用器具(その電圧が、直流にあっては 750 V を、交流にあっては 300 V を超える充電電路について用いられるものに限る。)				
7	絶縁用防護具(対地電圧が 50 V を超える充電電路に用いられるものに限る。)				

8	フォークリフト			
9	<p>次の各号に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるもの</p> <p>一 整地・運搬・積込み用機械</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ブル・ドーザー 2 モーター・グレーダー 3 トラクター・ショベル 4 ずり積機 5 スクレーパー 6 スクレープ・ドーザー 7 1 から 6 までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械 <p>二 掘削用機械</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 パワー・ショベル 2 ドラグ・ショベル 3 ドラグライン 4 クラムシェル 5 バケツ掘削機 6 トレンチャー 7 1 から 6 までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械 <p>三 基礎工事用機械</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 くい打機 2 くい抜機 3 アース・ドリル 4 リバース・サーキュレーション・ドリル 5 せん孔機(チューピングマシンを有するものに限る。) 6 アース・オーガー 7 ペーパー・ドレーン・マシン 8 1 から 7 までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械 <p>四 締固め用機械</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ローラー 2 1 に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械 <p>五 コンクリート打設用機械</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 コンクリートポンプ車 2 1 に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械 <p>六 解体用機械</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ブレーカ 2 1 に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械(=鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機) <p>(安衛令別表第 7、安衛則第 151 条の 175)</p>	くい打機、くい抜機(安衛則第 644 条)	左の建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるもの	
10	型わく支保工用のパイプサポート、補助サポート及びブイニングサポート	型わく支保工(安衛則第 646 条)		型枠支保工(支柱の高さが 3.5 m 以上のものに限る。)
11	<p>次の各号に掲げる鋼管足場用の部材及び附属金具</p> <p>一 わく組足場用の部材</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建わく(簡易わくを含む。) 2 交さ筋かい 3 布わく 	架設通路、足場、作業構台(安衛則第 654 条から第 655 条の 2 まで)		架設通路(高さ及び長さがそれぞれ 10 m 以上のものに限り、組立てから解体

	<p>4 床付き布わく 5 持送りわく 二 布板一側足場用の布板及びその支持金具 三 移動式足場用の建わく(第一号の 1 に該当するものを除く。)及び脚輪 四 壁つなぎ用金具 五 継手金具 1 わく組足場用の建わくの脚柱ジョイント 2 わく組足場用の建わくのアームロック 3 単管足場用の単管ジョイント 六 緊結金具 1 直交型クランプ 2 自在型クランプ 七 ベース金具 1 固定型ベース金具 2 ジャッキ型ベース金具 (安衛令別表第 8)</p>			<p>までの期間が 60 日未満のものを除く。)、足場(つり足場、張出し足場以外の足場にあつては、高さが 10 m 以上の構造のものに限り、組立てから解体までの期間が 60 日未満のものを除く。)</p>
12	つり足場用のつりチェーン及びつりわく			
13	合板足場板(アピトン又はカポールをフェノール樹脂等により接着したものに限る。)			
14	つり上げ荷重が 0.5 t 以上 3 t 未満(スタッカー式クレーンにあつては、0.5 t 以上 1 t 未満)のクレーン	クレーン、移動式クレーン、デリック、簡易リフト又は建設用リフトで、クレーン則の適用を受けるもの(安衛則第 656 条。特定機械等を含む。)		
15	つり上げ荷重が 0.5 t 以上 3 t 未満の移動式クレーン		つり上げ荷重が 0.5 t 以上の移動式クレーン	
16	つり上げ荷重が 0.5 t 以上 2 t 未満のデリック			
17	積載荷重が 0.25 t 以上 1 t 未満のエレベーター			
18	ガイドレールの高さが 10 m 以上 18 m 未満の建設用リフト			
19	積載荷重が 0.25 t 以上の簡易リフト			
20	再圧室			
21	潜水器			
22	波高値による定格管電圧が 10 kV 以上のエックス線装置(エックス線又はエックス線装置の研究又は教育のため、使用のつど組み立てるもの及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)第 2 条第 4 項に規定する医療機器で、厚生労働大臣が定めるものを除く。)	左欄のエックス線装置(安衛則第 661 条)		電離則第 15 条第 1 項の放射線装置(放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 167 号)第
23	ガンマ線照射装置(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 4 項に規定する医療機器で、厚生労働大臣が定めるものを除く。)	左欄のガンマ線照射装置(安衛則第 662 条)		12 条の 5 第 2 項に規定する表示付認証機器又は同条第 3 項に規定する表示付特定認証機器を除き、さらに 6 か月未満の期間で廃止するものを除く。)
24	紡績機械及び製綿機械で、ピーター、シリンダー等の回転体を有するもの			
25	蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち、次に掲げるもの(船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用を受け			

	<p>るものを除く。)</p> <p>イ ゲージ圧力 0.1 MPa 以下で使用する蒸気ボイラーで、伝熱面積が 0.5 m²以下のもの又は胴の内径が 200 mm 以下で、かつ、その長さが 400 mm 以下のもの</p> <p>ロ ゲージ圧力 0.3 MPa 以下で使用する蒸気ボイラーで、内容積が 0.0003 m³以下のもの</p> <p>ハ 伝熱面積が 2 m²以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が 25 mm 以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力 0.05 MPa 以下で、かつ、内径が 25 mm 以上の U 形立管を蒸気部に取り付けたもの</p> <p>ニ ゲージ圧力 0.1 MPa 以下の温水ボイラーで、伝熱面積が 4 m²以下 (木質バイオマス温水ボイラー (動植物に由来する有機物でエネルギー源として利用することができるもの (原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)) のうち木竹に由来するものを燃料とする温水ボイラーをいう。ホにおいて同じ。)) にあつては、16 m²以下) のもの</p> <p>ホ ゲージ圧力 0.6 MPa 以下で、かつ、摂氏百度以下で使用する木質バイオマス温水ボイラーで、伝熱面積が 32 m²以下のもの</p> <p>ヘ ゲージ圧力 1 MPa 以下で使用する貫流ボイラー (管寄せの内径が 150 mm を超える多管式のものを除く。) で、伝熱面積が 5 m²以下のもの (気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が 200 mm 以下で、かつ、その内容積が 0.02 m³以下のものに限る。)</p> <p>(安衛令第 1 条第 3 号イからへまで。伝熱面積の算定方法については、ボイラー則第 2 条参照)</p>			
26	<p>次に掲げる容器のうち、第一種圧力容器以外のもの (ゲージ圧力 0.1 MPa 以下で使用する容器で内容積が 0.01 m³以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力を MPa で表した数値と内容積を m³で表した数値との積が 0.001 以下の容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるものを除く。)</p> <p>イ 蒸気その他の熱媒を受け入れ、又は蒸気を発生させて固体又は液体を加熱する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの (ロ又はハに掲げる容器を除く。)</p> <p>ロ 容器内における化学反応、原子核反応その他の反応によって蒸気が発生する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの</p> <p>ハ 容器内の液体の成分を分離するため、当該液体を加熱し、その蒸気を発生させる容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの</p> <p>ニ イからハまでに掲げる容器のほか、大気圧における沸点を超える温度の液体をその内部に保有する容器</p> <p>(安衛令第 1 条第 5 号イからニまで)</p>			
27	<p>大気圧を超える圧力を有する気体をその内部に保有する容器 (この表の 26 の項のイからニまでに掲げる容器、第二種圧力容器及び 1 の項のアセチレン発生器¹²⁹を除</p>			

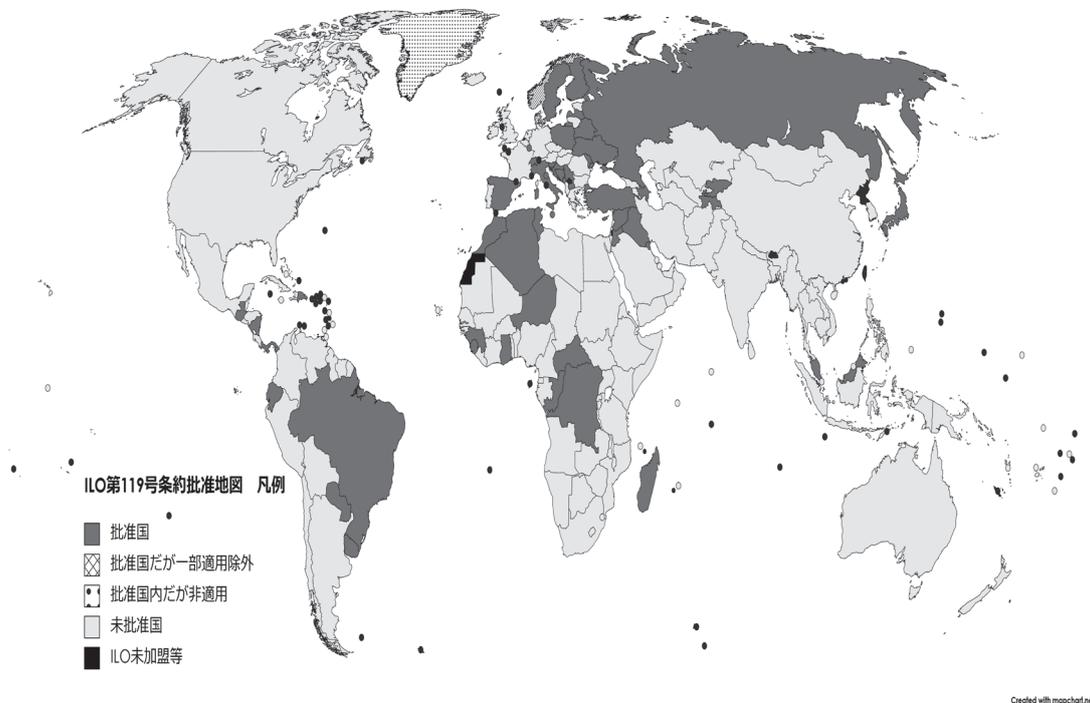
¹²⁹ 労働安全衛生法施行令 (<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=347CO000000031>) 第 13 条第 3 項第 27 号中「第七号に掲げるアセチレン発生器」とあるのは、「第一号に掲げるアセチレン発生器」の誤りであると思われる。第 27 号は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令 (昭和 50 年 1 月 14 日政令第 4 号) により同条第 38 号として加えられたものであるが、当時は、現在の法別表第 2 に掲げる機械等も同条で規定していた関係で、

	く。)で、内容積が 0.1 m ³ を超えるもの(船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。) (安衛令第 1 条第 5 号イからニまで)			
28	墜落制止用器具			
29	チェーンソー(内燃機関を内蔵するものであって、排気量が 40 cm ³ 以上のものに限る。)			
30	ショベルローダー			
31	フォークローダー			
32	ストラドルキャリアー			
33	不整地運搬車		不整地運搬車	
34	作業床の高さ(作業床を最も高く上昇させた場合におけるその床面の高さをいう。)が 2 m 以上の高所作業車		作業床の高さが 2 m 以上の高所作業車	
以下は注 文者規制 の対象と なるその 他の機械 等		軌道装置(安衛則第 645 条)		軌道装置
		電動機械器具を使用させるときの漏電遮断機の接続等(安衛則第 649 条)		
		潜函等(安衛則第 650 条)		
		ずい道等の建設の作業におけるずい道支保工(安衛則第 651 条)、ずい道型わく支保工(安衛則第 652 条)		
		物品揚卸口等で高さ 2 メートルの箇所等(安衛則第 653 条)		
		ゴンドラ(安衛則第 657 条)		特定機械等としての規制あり。
		有機則(特別有機溶剤に係る準用を含む)又は粉じん則による局所排気装置(安衛則第 658		有機則、鉛則、四アルキル鉛則、特化則又は粉じん則に係る局所排気装置又は全体換気装置等

第 7 号アセチレン溶接装置のアセチレン発生器を規定していた。しかし、公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成 15 年 12 月 19 日政令第 533 号)第 3 条の規定により第 1 号から第 6 号までが削られ(法別表第 2 に移動した)、アセチレン溶接装置のアセチレン発生器が第 1 号に繰り上がった際、これを受けていた第 27 号の改正を忘れたためと考えられる。

		条)、全体換気装置 (安衛則第 659 条)		
		圧気工法に用いる設備 (安衛則第 660 条)		
				その他の対象機械等については省略する。

図 28 機械の防護に関する条約 (ILO 第 119 号条約) の批准状況 (試作版)



資料 1 第 71 回国会衆議院外務委員会第 19 号昭和 48 年 6 月 1 日 (<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=107103968X01919730601>) における機械の防護に関する条約 (ILO 第 119 号条約) に係る岡田春夫委員 (日本社会党議員) と北川俊夫労働省労働基準局安全衛生部長との間の質疑 (引用中太字は筆者による。)

222 岡田委員 「〈略〉あとは機械の防護条約に関する点を若干逐条的に御質問をいたします。この条約の中で一番問題なのは第六条だと思います。**第六条の第一項**〈略〉後段の部分において「もつとも、その禁止は、これを完全に適用することにより機械の使用を妨げることとなる場合には、その機械の使用が可能な限度で適用する。」こういう規定をことさら設けてあるのですが、私から見ると〈略〉ここでこういう規定を設けることによって、この条約はざる法のようなものになってしまうんじゃ

ないか。〈略〉「もつとも、」以下〈略〉はどういうわけで〈略〉つけたのか。それから、これをつけることについて ILO の総会でこれを採択する場合に〈略〉どのような議論で、どの国から議論が出されているか。それから第三点としては、この条約を採択するにあたって、この部分についてはわが国の政府の代表はどのような態度をおとりになったのか。こういう点をまず伺いたいと思います。それから、〈略〉**六条の第二項**「機械は、産業安全及び労働衛生に関する国内の規則及び基準に違反しないように防護する。」これはおそらく国内においては、もっぱら機械メーカーにこういう措置をとらせなければならないんだと思うのですが、実際に今日メーカーの段階においては、こういう点についてどのような形で機械の製造が行なわれているのか〈略〉」

- 223 北川部長「**第六条の一項**の「もつとも、」以下の条項につきまして、この条約が採択される場合に各国代表あるいは日本代表がどのような発言をしたかにつきましては、現在手元に資料がございませんので、調べまして後刻御連絡をいたしたいと思いません。なお、六条の一項の趣旨は、前にございますように、この条約の二条の三項、四項で、いわゆる作動部分に突起物があるもの、それはメーカーの段階、製造者の段階で規制をする。六条は使用の規制をいたしておるわけでございます。したがって「もつとも、」以下につきましては、作業点を含んでおりますので、作業点を全くおおってしまった場合にその機械が使えないというような可能性があるということをご予測しての規定かと思えます。ただ、これに従いまして私の関係では、労働安全衛生法及び安全衛生規則で、この突起部分その他危険部分の防護についての規制をいたしておりますが、「もつとも、」以下のただし書きのような条項につきましては、わが国の現行法では認めておりません。したがって、すべて危険部分、作業点を含みまして、接触予防のための措置をとることを要求いたしております。それから**第六条の二項**の「機械は、」云々というところは、六条そのものの規定が使用の規定でございますので、メーカーの規定ではございませんが、御指摘のようにメーカー段階で配慮をすればさらによくなるということは当然考えられるわけでございます。これにつきましては、例で申しますと、グラインダーにカバーをつけます場合に、金属の粉等が作業者の目の中に入るようなことのないように、そういう配慮をおそらく予想しての規定だと思えます。この点は先ほど申しました労働安全衛生法でユーザーの段階では規制をいたしておりますし、メーカーの段階につきましても、この条約の批准及び労働安全衛生法施行に伴います打ち合わせの段階でメーカーに対する機械の有害性の除去、安全性の確保についていろいろ接触し、協議をいたします段階で要望いたしておるところでございます。」
- 224 岡田委員「もう一つは、この条約の中で問題としてあるとすれば**第九条**だと思えます。いわゆる適用除外の問題ですね。この適用除外は「三年をこえないもの」としてという条件はついておりますけれども、この点については、日本側としてはどのような措置をおとりになるおつもりなのか。それから国内法令の措置が必要である

し、また関係のある代表的な使用者団体と労働者団体の協議が必要である、こういうことになっておりますので、国内的な措置としては、これはどういうことになりますか、この点を伺っておきたいと思えます。」

225 北村部長は「**第九条**は、第六条の適用除外をする場合の取りきめでございますが、わが国の場合はこの条約を批准いたしましても、第六条、すなわち使用の段階での危険部分の防護を除外する考えはございません。全面適用をいたす考えでございませぬ。

226 岡田委員「したがって、それでは全面適用ならばそれに必要な関係団体との協議並びにそれに必要な法律ということも必要がないわけですか。」

227 北村部長「**第九条の第三項**の規定は、御指摘のように必要がございません。」

228 岡田委員「次は**第十条**ですが、これはまたたいへん注目すべき点だと思うのですが、**第一項**で、「使用者は、機械の防護に関する国内法令を労働者に周知させるための措置をとり、」云々として、「適宜労働者を指導する。」それから**二項**では、「作業環境を形成しかつ維持する。」これは具体的にどういう措置をおとりになりますか。」

229 北川部長「**第十条第一項**の「国内法令を労働者に周知させるための措置」につきましては、労働安全衛生法に従いまして、機械防護に関するいろいろの規定がございますけれども、労働安全衛生法そのものの中に労働安全衛生法及びそれに基づく法令につきましては、労働者に周知させるために事業場内に掲示その他必要な措置を講ずる、こういう規定がございます。したがって、この条約の条文とは適合をしておる。なお**一項**の後段のほうの「適宜労働者を指導する。」といえますのは、安全のための教育、こういう危険な機械を使う場合には、措置としてはどういう作業動作をすべきか、保護具はこういうものを使うべきである、そういうことを作業場に採用した場合、あるいは作業転換をした場合、これも労働安全衛生法で定めておりますので、この点も満たしておると思えます。**二項**の作業環境の形成は、この作業機械につきまして、危険部分につきまして、たとえ防護措置、カバー等をつけても、機械の間隔が不十分である、あるいは作業をいたします場合に照明が十分でないというようなことでは災害が起こりやすうございますので、機械の防護にあわせまして、そういう機械の適正な配置あるいは十分な照明の確保、そういう作業環境の形成、そういうことを使用者に要望をしておるわけでございまして、この点につきましても、わが国の関係法令では十分な規制をいたしております。

230 岡田委員「十分な規制はしているというけれども、事実、**事故が再三起こっている**わけですからね。そうすると、その事故については一体どういうように見たらいいのですか。」

231 北川部長「御指摘のように、労働災害そのものの発生状況は漸次減少をいたしておりますけれども、まだ十分その防護が整っておるという段階ではございません。それにはいろいろの理由がございますけれども、やはり新しい機械あるいは新しい工

- 法、そういうものが採用されるにあたりまして、**防護措置が不十分**である。**機械設備についての安全化**がまだまだ足りない。そういう点があるかと思しますので、その点につきましてよりよき行政指導をいたしたいと思えます。なお災害そのものが、**物の欠陥と人の不注意**、いわゆる不安全行動、そういうものがございますので、物の整備につきまして、法律で定めた趣旨を十分業界に徹底するとともに、働く人の側にそういう十分な安全作業、そういうことが行なわれるような安全教育の徹底をもあわせて行ないたいと思っております。」
- 232 岡田委員「機械の問題とそれを使う労働者の問題、こういう御答弁ですが、もう一つ重大な問題があるのじゃないか。それは最近のように**労働強化**がどんどん行なわれている。そういうことによって機械による故障というのが起きている。この条約の適用は、特に使用者団体のほうに強くこれを守ってもらうための措置が必要だと思う。こういう点について労働省としては特別な措置をおとりになっているのかどうか、こういう点を伺っておきたい。」
- 233 北川部長「労働災害の防止に、機械の面、人の作業行動の面だけでなく、**労働条件**、たとえば労働時間の短縮、そういうことが重要でないかという御指摘は、全くそのとおりでございます。実は従来は、労働基準法の中で職場の安全衛生というものを規制をいたしております、その意味では法体系の面でも実施の面でも労働条件と災害防止を一体的にやってきた。今回は労働安全衛生法を基準法から分離しまして施行するにあたりまして、関係の労働組合あるいは経営者の一部からも労働基準法、すなわち労働条件の確保とあわせてやるということの強い御指摘がございました。新しい法律の第一条の中にも、労働基準法と相まって労働安全衛生法の施行をやるということを規定いたしておりますのは、先生の御指摘の趣旨に基づくものでございます。」
- 234 岡田委員「それから、時間が若干こえてしまっておりますが、**十六条**ですね。「この条約を実施するための国内法令」、これは関係団体と協議をして作成する。この国内法というものはどういう法律ですか。そしてその目的とか概要を簡単にいいですから御説明をいただきたい。それからもう一つ**十七条**ですね。この条約の批准に際して適用範囲を限定することの宣言が必要である。これについては日本の場合どういうことになりますか。この二つの点を伺っておきたい。」
- 235 北川部長「まず**十六条**の国内法令でございますが、関係国内法令としましては、民間の労働者の関係の安全衛生を対象にいたします労働安全衛生法及びそれに基づくところの政省令、これが該当いたします。この法律は〈略〉目的とするところは、職場の労働者の健康と安全を守るために、従来の労働基準法でやっております危害防止基準にプラス快適な職場環境の形成あるいは百十九号条約の趣旨にございますように、単に事業場内の安全衛生でなくて、それを徹底するための製造、流通段階での危険機械というものの禁止、制約、こういうものを含んでおります。それから**十七条**の適用範囲につきましては、わが国の場合、この条約について適用範囲の限

定をいたす考えはございません。したがって、一項にございますように、経済活動のすべての部門について適用いたします。」

236 岡田委員「これで質問は終わりますが、**十七条一項**の「経済活動のすべての部門」という規定がございますね。これはたとえば製造、販売、賃貸、修理、展示、こういうのは当然なんです、それ以外何かありますか。〈略〉」

237 北川部長「経済部門は先生が御指摘のところで大体尽きておるのではないかと思います。」

資料 2 1977 年の第 63 回国際労働会議に提出された条約勧告適用専門家委員会(CEACR)の Report III (Part I) Summary of Reports on Ratified Conventions に記載された日本における機械防護条約の実施状況 (□ 内は筆者訳)。

(資料引用元: International Labour Organization – Information and reports on the application of Conventions and Recommendations (<https://www.ilo.org/public/libdoc/ilo/P/09661/>) – の 1977 年の Report III (Part I) ([http://www.ilo.org/public/libdoc/ilo/P/09661/09661\(1977-63\).pdf](http://www.ilo.org/public/libdoc/ilo/P/09661/09661(1977-63).pdf)) の 67-68 頁)

Convention No. 119: Guarding of Machinery, 1963

JAPAN

Industrial Safety and Health Law (Law No. 57 of 1972). [労働安全衛生法 (1977 年法律第 57 号)]

Enforcement Order of the Industrial Safety and Health Law (Cabinet Order No. 318 of 1972). [労働安全衛生法施行令 (1972 年政令第 318 号)]

Ordinance on Industrial Safety and Health (Ministry of Labour Ordinance No. 32 of 1972). [労働安全衛生規則 (1972 年労働省令第 32 号)]

Industrial Home Work Law (Law No. 60 of 1970) (LS 1970–Jap. 1). [家内労働法 (1970 年法律第 60 号)]

Enforcement Ordinance of the Industrial Home Work Law (Ministry of Labour Ordinance No. 23 of 1970). [家内労働法施行規則 (1970 年労働省令第 23 号)]

Mariners Law (Law No. 100 of 1947) (LS 1947–Jap. 5). [船員法 (1947 年法律第 100 号)]

Ordinance on Industrial Safety and Health of Mariners (Ministry of Transport Ordinance No. 53 of 1964). [船員労働安全衛生規則 (1964 年運輸省令第 53 号)]

Articles 1 and 16 of the Convention. Any revision or repeal of the relevant legislation is subject to deliberations in the competent councils including workers' and employers' members. [第 1 条及び第 16 条関係: いかなる関係立法の改正や廃止も労働者と使用者の構成員を含む審議会の審議に付される。]

Article 2. This Article is applied by the provisions of section 43 of the Industrial Safety and Health Law and the Ordinance on Industrial Safety and Health enacted thereunder as

well as by the Ordinance on Industrial Safety and Health of Mariners. [第 2 条関係：この条は、労働安全衛生法第 43 条及びこれに基づく労働安全衛生規則並びに船員労働安全衛生規則により適用（実施）される。]

Articles 5 and 9. No exceptions are granted. [例外（特例又は適用除外）は認められていない。]

Article 6. The use of unguarded machinery is prohibited by section 20 of the Industrial Safety and Health Law and by numerous provisions of the Ordinance on Industrial Safety and Health enacted thereunder. [防護のない機械類の使用は、労働安全衛生法第 20 条及びそれに基づく労働安全衛生規則の多数の条項で禁止される。]

Similar protection is afforded to mariners under the Mariners Law and the Ordinance on Industrial Safety and Health of Mariners. [船員については、船員法及び船員労働安全衛生規則により、同様の保護を受ける。]

Article 10. Under section 59 of the Industrial Safety and Health Law the employer must give instructions on safety measures to new workers or when new or hazardous operations are involved. Shipowners are under a similar obligation under section 81 of the Mariners Law and section 11 of the Ordinance on Industrial Safety and Health of Mariners. [労働安全衛生法第 59 条の規定により、employers は新しい労働者、または新しい作業や危険な作業について、安全対策について指導を行わなければならない。船舶所有者は、船員法第 81 条及び船員労働安全衛生規則第 11 条により、同様の義務を負う。]

Article 13. Provisions regarding industrial homeworkers require the protection of dangerous parts of machinery. [industrial homeworkers に関する規制（家内労働法）は、機械類の危険な部分への防護を義務付ける。]

Article 15. Machines and other power-driven equipment not provided with protective appliances on dangerous parts may not, according to section 43 of the Industrial Safety and Health Law, be transferred, leased or exhibited. Infringements of the relevant provisions are penalised by fines or imprisonment. Inspection services of the Labour Standards Bureau - and the District Maritime Bureaux in the case of mariners - are entrusted with the enforcement of the laws. [労働安全衛生法第 43 条の規定により、危険な部分に防護措置がなされていない機械その他の動力駆動装置の譲渡、貸与、展示は禁止される。関係規定に違反した場合は、罰金又は懲役が科せられる。労働基準局（船員については地方海運局）による監督により関係法令の履行確保を行う。]